

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 9 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和 8 年第 2 回南小国町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 9 日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 陳情第 4 号 「町道志津線道路拡幅改修」の依頼

日程第 5 議案第 32 号 専決処分の報告について
(南小国町税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第 33 号 専決処分の報告について
(南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第 34 号 専決処分の報告について
(令和 7 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書
(第 3 号))

日程第 8 議案第 35 号 専決処分の報告について
(南小国町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 9 議案第 36 号 南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 37 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

日程第 11 議案第 38 号 南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する
条例の制定について

日程第 12 議案第 39 号 南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第 13 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

日程第 14 議案第 41 号 令和 8 年度南小国町一般会計補正予算書（第 1 号）

日程第 15 議案第 42 号 令和 8 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

日程第 16 議案第 43 号 令和 8 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 1 号）

日程第 17 議案第 44 号 令和 8 年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

日程第 18 議案第 45 号 固定資産評価員の選任について

日程第 19 議案第 46 号 南小国町農業委員会委員の任命について

- 日程第20 議案第47号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第21 議案第48号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第22 議案第49号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第23 議案第50号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第24 議案第51号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第25 議案第52号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第26 議案第53号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第27 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
 日程第28 報告第2号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告
 について
 日程第29 陳情第3号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情
 書
 日程第30 議員派遣報告について
 日程第31 議員派遣の件について
 日程第32 閉会中の継続審査について
 (総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
 対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 志 賀 美彩代 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長 高 橋 周 二 教 育 長 岩 切 昭 宏
 総 務 課 長 朝 日 康 博 建 設 課 長 本 田 圭一郎

まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
保 育 課 長	河 本 孝 博	町 民 課 長	河 津 頼 子
農 林 課 長	穴 井 康 治	教育委員会事務局長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	室 原 孝 平		

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は９名です。定足数に達していますので、ただいまから令和８年第２回南小国町議会定例会を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、後藤六男議員、７番、穴井秀房議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る６月２日に議会運営委員会が開かれ、本日から１５日までの７日間とし、その間の会議日は、本日、１０日、１１日、１２日、１５日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。会期については、そのように決定されました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。一般質問の期日は、そのように決定をいたしました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

日程第３ 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第３、一般質問を行います。

３番、佐藤毅議員。

○３番（佐藤 毅君） おはようございます。３番、佐藤です。

通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、高齢者の生活支援と社会参加への取組について質問をさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護需要の急増や労働力不足が深刻化するなどと騒がれた2025年問題がありました。2025年だけで終わる問題ではなく、その後の少子高齢化の前哨戦と位置づけられております。

本町においても、3月末時点、人口の約4人に1人が75歳以上となっています。65歳以上の人口は1,495人で、令和2年度1,585人をピークに減少はしていますが、75歳以上の人口は令和4年817人から52人増の869人になっております。

町の総合戦略の基本目標4でも、安全・安心な暮らしが続けられる町をつくると掲げられ、施策も組まれております。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスの充実と社会参加が必要とされています。年を重ね高齢になっても、安心して暮らしていけるよう、今後どのような視点の下で政策を進め、展開していくのかお尋ねをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 本町の人口の推移を見ますと、人口は減少の一途をたどっております。また、今後20年にわたって高齢化率は上昇しつつも、高齢人口自体は減少していきます。さらに輪をかけて、若者・労働人口は減少していきます。全国的にはこの人口減少の問題のピークは2040年頃ですが、本町は山間地、過疎地でもあり、この人口問題のピークを先取りして取り組まなければなりません。年齢を重ねたときに穏やかな生活ができるよう、また元気で活発な活動ができるような支援を行っていきたいと考えております。

さて、3番議員のおっしゃるとおり、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者の生活支援と社会参加を推進しなければなりません。本町では生活支援としては安心を、また社会参加としてはやりがいを提供できるよう、既存の事業の再構築や新規事業の検討を行ってまいります。ここでいう安心とは、高齢者にとって誰でも直面する健康、お金、交通、孤独といったことから、不安をやわらげる施策であります。

現在、健康づくり教室や相談支援、タクシー券、買い物支援、配食サービスなど、様々なサービスを提供しておりますが、需要とサービス内容が一致するように、制度の見直しや現場レベルでの変更を行ってまいります。また、これらの課題は役場の施策だけでは完結しませんので、社会福祉協議会や福祉施設独自のサービス、福祉タクシーや小売店、配送業などとの連携も考えなければなりません。現在、これらの各事業を有機的に組み合わせ、複合的な問題に取り組むため、社会福祉協議会

に委託し、専門の職員を配置しながら課題の改善に取り組んでおります。

また、やりがいでは、個人個人の状況に応じて、どのような社会参加ができるのか、高齢者にとって様々な選択肢を提供できればと考えています。現役並みのお仕事ができる方がいらっしゃる一方で、お気持ちはあるものの、思うように活動ができない方まで、様々な方がいらっしゃいます。様々な気持ちにお応えできるよう、現役並みの仕事、有償ボランティア、無償ボランティアのように、仕事の強度を分類したり、また仕事内容を細分化し、複雑なもの、単純なもの、短時間でできるもの等、いろいろなメニューから選択できるように、しごとコンビニやシルバー人材センターとも協力し、やりがいの提供に取り組んでまいります。

高齢化や人口減少から派生する課題は、今後何十年と続いていく課題であり、また生産年齢人口の減少により、今までできていたことができなくなる時代が既に訪れています。これといった解決策はすぐには見つかりませんが、現状を少しでも改善できるよう鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

老後、年を重ねても、この町で暮らしていくためのキーワードとして、安心とやりがいというところかなと感じております。

私もあと2年弱で60歳になります。これからの人生をどのように生きていくか、妻と話すことが多くなりました。健康の維持や働き方、年金の受け取り方、年を重ね、少し生活に支障が出たときのことや、介護状態になったときのことなど、少し早いと思われるかも知れませんが、やはり準備と想定というのは必要ではないかというふうに私は思っております。年を重ねて高齢になっても、高年齢になっても、安心して暮らしていける町になるには、どうしたらいいのかという思いの下で質問を続けさせていただきたいと思います。

その安心の部分です。今、物価高騰が続く現状です。高齢者の中には今の生活を支える施策が必要ではないかというふうに思っているところです。そこで、町長にお尋ねをします。高齢者の年金生活者の中には十分な年金支給額がなく、昨今の中東情勢に伴い、エネルギー価格の高騰や食料品等の相次ぐ値上げにより、経済的厳しさを感じられている方がおられると思います。

昨年末、国において物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金が交付され、本町においては7月末まで使える暮らし応援券が、町民1人当たり2万円分が配付されました。非常に大変ありがたい支援であったと思います。

一方で、一部の自治体におきましては、支援金を高齢者に対して増額する対応も

見受けられました。その旨を町長にお話させていただいて、本町においても実施できないか検討をお願いさせていただきました。先週、国においても電気・ガス料金の補助や、重点支援地方交付金等の補正予算が決定されております。町として、高齢者向けの生活応援金の支給についてのお考えを教えてくださいと思います。お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

まずは、高齢者向けの生活等応援金支給に関する御質問でございます。今回、この6月の補正予算、今後、後ほど審議いただきますけれども、先ほど議員もおっしゃられたように、連日、国の景気対策のニュースが流れており、給付付き減税、食料品消費税減税等が取りざたされておりますが、これに先立ちまして、近年の物価上昇に加え、本年3月からの社会情勢の不安定に伴う急激な物価上昇を支援するため、本町では75歳以上への2万円の助成を行います。75歳以上へ限定した理由としましては、75歳を境とする医療保険の変更や、免許返納等による生活環境の変化が大きいためでございます。後期高齢者医療保険に加入することは、金額的には影響が少ないと考えられますが、医療保険の扶養から外れ、家族の支援があったものから、高齢者が直接支払うことが多くなります。また、75歳から免許更新の難易度が上がり、車を手放す方が多くなります。今までは安いお店を自ら選択できたものができなくなり、公共交通機関の費用も増大します。そういった観点から、今回、6月議会で75歳以上の方々を対象とした2万円の給付ということを実施させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 3番、佐藤です。

75歳以上に2万円の支給、まだ予算審議がありますので、可決されたならば速やかに支給されるような対応をお願いしたいと思います。その提案上程、ありがとうございます。非常に高齢者にとっては助かる、生活の支えとなる施策だと思います。一つ高齢者の生活の安心へとつながる部分だと思いますので、非常にぜひ、私は別に反対はしません。お願いした部分ですので、ぜひ可決されたならば、速やかに支給できるよう対応をお願いしたいと思います。

次に、その75歳以上というところで、先ほどの補助、タクシー利用だとか、そういう交通の部分で質問をさせていただきます。タクシー利用費助成事業の見直しですね。町長の施政方針の中にも、50枚を使い切った利用者に対して追加交付をする旨の表明がございました。平成29年から実施されている事業で、今年で10

年目になると思います。ずっと改善をお願いしてきた者としては、やっと一歩進んだ感があります。ただ、利用対象者は免許証を返納された方なので、高齢者の方が多数を占めております。

そこで、追加交付について、現時点でいつ頃、何枚程度、追加交付を考えているのかお答えいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 一旦、私のほうから大きな方向性だけを説明させていただいて、補足があったときは担当課長のほうから説明をさせていただきたいと存じます。

この件に関しましては、一応予算の範囲内というような形で、以前お答えさせていただいたかと思いますが、どうしても予算残額がこれまで毎年ございました。この件に関しては、過疎債のソフト事業というものを使わせていただいて予算を作っているところではございます。

そういった中で、例年が大体2,000万円に対しまして、大体1,200万円から1,300万円ぐらいの消化ということでもございましたので、そういったタクシーの助成券の使用状況を踏まえながら、その予算残額の範囲内でまずはやらせていただくというふうに思っております。ですので、今のところは想定しているのは、大体10枚程度の交付ではないかなというふうに考えているところでございます。

あとは、詳細に何か必要な補足があれば、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただいま町長のほうから御説明がありました中で、一応11月ぐらいを目途に、その段階で予算残がどれくらいになるかという試算を行いまして、それを基に、また11月、また12月頭ぐらいを基準日を設定しまして、その時点で50枚使い切った方につきまして、再度申請を受け付けまして、10枚を交付するというような制度にしたいというところで、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

50枚使い切った方というのは、例年何人もおられて、追加交付をお願いしていたのは、私が議員になってからずっと話をしていたことなので、一つその追加交付ができるということは一歩進んだことだと思いますので、ぜひ時期を見て対応していただきたいと思います。

先ほど、私も準備と想定というところで話をしましたが、免許証を返納し

た後どうなるのかというのを、今の自分で置き換えながら、今の現状での移動手段というものを検証してみました。仮に買い物や通院が可能なのかということで、今、路線バスだとか、にじバスの時刻表を見ながら、小国公立病院にどうやって移動して、途中で買い物をドラモリでどうやって買い物をして、それからどうやって家に帰るかというふうなことを見てみたんですけども、かなり難しい状況でございました。何が言いたいかというと、このタクシー利用券の助成事業というのは、非常にありがたい事業であって、もう少し改善すべきところもあって、そのことによって喜ばれる事業になるんじゃないかなというふうに、私は感じているところでございます。

運用方法においても、利用券を使われない方も約25%おられます、配付されても。実際、その交付枚数からすると、9,000枚が未使用となって処分されている、こういう現実もございます。今後、継続されるべき事業だと思いますので、その紙ベースでの利用券の運用方法というものも少し見直す時期に来ているのではないかなというふうに感じています。

それともう1点、上限についてですけれども、昨年度の実績で41枚以上を利用された方というのは、約4分の1、25%、78人おられました。50枚以上使われた方というのは、そのうち40人です。その40人の方の利用状況をまちづくり課のほうから情報をいただきまして、上限50枚を終了した時期を調べましたところ、早い方で8月、半数の20人の方は12月にはもう使い終わられているという実態がございました。1か月の利用枚数も多い方で19枚、10枚以上を利用されている方も多数おられます。その40名の方を見ますと、多分いろいろ考えながら50枚を、1年間上手に使っているんだろうなというような工夫というか、そういう状況が見受けられました。いつも聞くのは8割の方は、この事業に対して満足しているという情報を聞きますけれども、満足されている方の中にも、もう少し増やしてほしいという御意見をお持ちの方、そういう声を聞くのも事実でございます。せっかく良い事業ですので、もっとより良い事業になるように改善をお願いしたいと思いますけれども、今後改善の方向性とか見込みだとか、そういうものについて御意見をいただけたらと思いますけど、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

この件に関しましては、今回は一旦そのような形で進めさせていただきますが、やはりそういった高齢者の方々の切実な思いだったりとか、今議員がおっしゃったような現状等、そういったものを踏まえながら、今後適宜見直していきたいというふうな思いではございます。どうしても本町においては公共交通機関が脆弱である

というような形から、このような制度を作らせていただいたんですけれども、多いに越したことはないといった思いは間違いなく持っていらっしゃると思いますので、そういったところの気持ちに寄り添えるような制度の在り方を適宜考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

利用者の多くは、先ほども言いましたように、免許を返納された方、高齢者でしょうから、ぜひこの当初の目的が公共交通のほうで進められたと思いますけれども、福祉課のほうともしっかり話をさせていただいて、状況だとか、高齢者の生活環境、そのへんを見ながら、ぜひ改善を進めて、枚数に関しても増やしていくような取組をぜひお願いしたいということでお願いをさせていただきます。

当然、改善ということで、良くなる方向で対応していただくことで、もっと利用者から喜ばれて、満足アップにつながるものだと思いますし、移動手段の安心という部分で、この町に住み続けられるような一助になるとと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

併せて、今回質問はしませんが、移動販売についても本当に今の現状のままで良いのか、一度再点検をしていただいて、買い物への不安をやわらげるような取組をお願いをしたいと思います。

次に、やりがい、生きがいについて質問をさせていただきます。町の総合戦略において、高齢者が地域における多様な活動の担い手として、社会参画する生涯現役社会の実現に向けた施策に取り組むとございます。生涯現役社会とは、年齢に関係なく働く意欲と能力がある限り、その知識や経験を生かして働き続け、社会に貢献できる社会ではないかと思います。

そこで、生涯現役社会の実現に向けて、町として具体的にどのようなことを考えているのか、お聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町長の答弁と重なる部分があるかと思いますが、重ねて説明させていただきます。

活動の場の提供といたしましては、シルバー人材センターとしごとコンビニに御協力いただきたいと考えております。シルバー人材センターは、平成28年に設立されました。10年が経過しております。設立当初に65歳であった方は、もう既に75歳になっております。年々受注金額自体は伸びておりますものの、この10年間でシルバー人材センターの会員さんは徐々に減少しております。これはメンバーの高齢化と、新規会員の取得が難しいことに起因しております。

そこで、本年度は厚生労働省の補助事業を活用して、しごとコンビニとシルバー人材センターの協力体制を構築することに取り組んでまいります。これは厚生労働省から直接補助金が団体のほうに行きますので、予算のほうには載っていないんですけれど、この取組をやっていきたいと思っております。

今回、しごとコンビニと協力体制を取ることで、より短時間で細分化された仕事を生み出すことにより、高齢者のみならず、多くの人に仕事の機会を提供したいと考えております。また、この取組の中で、個人の状況に応じて、ボランティア活動や軽作業による有償ボランティアを提供する予定でございます。

また、このような活動については、健康が一番重要だと考えております。現在、介護予防教室やフレイル健診等を行って、健康維持に取り組んでおりますが、利用者が想定よりも少ない状況でございます。

繰り返しになりますが、より利用が進むように取組を行ってまいります。具体的に、本町のような小さい町では、地道な活動が重要と考えております。福祉施設を回ったり、気になる方への直接的な語り掛けを行ったり、草の根運動が最も効果的であると考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

厚生労働省の中で、生涯現役社会の実現に向けた就労の在り方に関する検討会の報告というものがございました。元気な高齢者の居場所と出番の創出が地域の活力維持に必須と。地域の人出不足とされる現場で、働き方を考えながら高齢者が活躍できるようにすることが重要とございました。

今、福祉課長のほうから答弁がございましたように、シルバー人材センターを活用するというようなところで、生涯現役社会の実現に向けて行おうということだろうと思いますけれども、本町のシルバー人材センターの意義というのは、先ほど言ったように60歳以上の健康で働く意欲のある方が、働く場所を通じて生きがいを得るとともに、地域活動、地域社会の活性化に貢献できる組織というような表記がございましたけれども、本町のシルバー人材センターは、もう既に県の連合会からは脱退をしている。先ほどのしごとコンビニ内に運営を移管するというのは、10月頃を考えているというようなことでよろしいですかね。実際、しごとコンビニというのは、企業の人出不足を補うものであって、今までシルバー人材センターが行ってきた事業とは若干違うような感じがします。今後のシルバー人材センターの在り方、運営の在り方について、特に今までシルバー人材センターが個人から受けていた軽作業への対応とか、そういうものについて、どういうふうなやり方をするのか、

もう少し説明をお願いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。ただ今の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターとしごとコンビニの連携体制でございますけれど、まずしごとコンビニ自体がすぐすぐなくなるわけではございません。シルバー人材センターのほうで新規の会員さんの取得が難しかったりとか、新たな仕事を受けてくることが段々難しくなってきました。これは高齢者の方のスキルを生かした仕事だけでは、どうしても量が少なくなってきますので、そこでしごとコンビニのノウハウを生かしまして、しごとコンビニで培った短時間就労の提供、こちらを利用しまして、その取組をシルバー人材センターに提供していきたいと考えております。個人から受注する仕事を受けなくなるわけではございません。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

今のしごとコンビニの制度というやり方ですけれども、企業さんの依頼事を詳細に、今日もそういう形でカメラが入っていると思いますけど、現場を見てもらって、手順書ができて、それを一度見てもらって仕事を受ける受けない、やれるやれないという判断をされるかと思いたすけれども、シルバー人材センターの場合というのは、もっと軽作業というか、地域の草刈りだったりとか、困りごとの解消だとか、そういうところでお手伝いをされていた、今まではそういうことが多かったかと思いたすけれども、実際そういう仕事依頼、個人の方が依頼する場合においても、そういう手順書だとか、やり方だとか、そういうものを作ってやらないといけなくなるのか。なおかつ、費用面が今までとどのように変わってくるのか、もう少しその辺まで説明していただければと思います。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 仕事のやり方でございますけれど、シルバー人材センターのお仕事、今受けているところは、家の片付けであったり、草刈りが一番主な仕事になっております。それは今まで御高齢の方が培ってきた技術であったり、農作業が得意な方であったり、旅館のお仕事をされていて、そのスキルが使えたりとか、そういった部分を受注元からそのまま受けて、その作業ができますかということで作業者のほうに発注しておるんですけれども、その協力体制をつくった後からは、受注者さんから聞いた仕事をもう少し細分化できないか。それによって、今までそんな大変な仕事はできないと思っていた方ができるようなふうに、そこを細分化する。そういった仕事をしごとコンビニに依頼するところでございます。

費用面でございますけれど、現在、シルバー人材センター、事務費が10%で受けております。しごとコンビニについては、もう少し高い金額設定がされているかと思えます。その辺りは今後の協議になりますけれど、例えば移行期間を設けたりとか、そういったことをしまして受注者さんのほうになるべく負担の少ない方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

私たち世代というのは、今まで勤め人ですとか、サラリーマンだとか、そういう形で生活をしてきています。企業の中では、当然定年制というものがあって、60歳だったり、65歳だとかいうところで、一つの区切りを迎えるわけですね。その後の人生をどうするかといったときに、以前の形だったら兼業農家だったりすれば、農業を主にやるだとか、そういうことが可能だったと思えますけれども、そういう農家ではない、私もそうですけど、農家ではない人間が、じゃあ今後60歳過ぎた後、どうやって生きがい、やりがい、楽しみを見つけていこうかなといったときに、そういう活躍できるというか、つながりを持てるような場所というものも必要だと思っております。今、シルバー人材センターは加賀さんが担当していただいておりますけれども、御入院されて、非常に活動も止まっている。なおかつ、登録者数も減ってきている。そういう状況を聞いたときに、何かしらそういうシニア世代が活躍できる場所が必要だというふうに思っているところです。今後、このしごとコンビニ内にそういうシルバー人材センターの機能を移管して、活躍できるような場所が提供できるということは、非常にありがたいというか、もっといろんな仕事ができる形を作っていただきたいというふうに思っています。

民間企業においては、この少子高齢化社会を受けて、働き手不足を補うために、定年制を延長したり廃止したりされているところもございますし、定年退所後のシニア世代をアクティブシニアと呼んで、積極的に採用している企業等も見受けられます。この町はチャレンジを応援する町というふうに、いつも町長が言っているかと思えます。高年齢になってもチャレンジできる環境整備、そういうものを整えていただく必要があるかと思えます。シニア世代といっても、今まで培ってきた経験や技術、知識というものを活かせることや場所があったり、またわくわくするような体験、そういう場所があったならば、社会貢献や生きがいを感じて生きていける、そんな形、場所ができないかというふうに、私個人的には思っているところでございます。

民間企業の取組として一つ紹介すると、株式会社高齢社という会社があります。

社員は全員60歳以上です。登録社員数が1,241名、平均年齢は71歳。人材派遣や各種請負事業を行いながら、仕事依頼として週3日程度の勤務をして、給与は原則時給。2025年度の売上高は8億5,000万円だったそうでございます。

また、そのシルバー人材センターの活動の中で、つい先日6月3日の熊日のほうで、社会貢献講師制度を導入して、会員自らが市民向けの講座を開く取組を始めたという紹介されていました。熊本市のシルバー人材センターです。どうしても今までの軽作業中心のイメージを一新し、多様な人材確保につなげる狙いがあるそうでございます。経験豊富な高齢者等の能力を活かすには、提供できる仕事の幅を広げる必要がある。講師となって会員自らが講座の企画・提案をすることもできるようにしたということでございますので、そういうやり方も今後、旧グループホームの使い方にもよるかと思えますけれども、そういうセミナーというか、何か趣味の場所ですとか、知識を教えるような場所、そういう場所ができていくと、非常に高齢者の生きがい、やりがい、そういうものにもつながるんじゃないかなというふうに、私個人的には思います。

また、もう一つ、そのしごとコンビニ内において、やはりスタッフの中に高齢者の状況だとか環境、そういうものが分かるコーディネーター的なスタッフが必要じゃないかなというふうにも思っております。そういう形で多くの登録者を募って、登録者が持つ経験や技術、特技等を発揮できる場所を提供できないかというふうに思いますけど、町長、しごとコンビニを管轄、SMOの社長でもありますけれども、この辺の考えについて御意見をいただければと思いますけど、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

生涯、やっぱりいろいろなことに挑戦するということは、非常に大切なことであるというふうに思いますし、それがまた健康、心身ともに健康であることにもつながってくるというふうに思います。そういった意味では、年齢を重ねてもチャレンジするといった意味では、すぐ思いついたのはうちの夢チャレンジ補助金だったりとか、日本で最も美しい村事業の補助金だったりというのは、年齢は問いませんで、そういったところでいろいろな特産品開発だったりとか、何か事業を起こしてみようとか、そういったところで御利用いただけたらなというふうに思ったところもございました。

あと、しごとコンビニに関しては、コーディネーターのお話も出ました。そこは本来であれば、そのまま、ちょっと今入院されている加賀さんのほうに実はお願いしようと思って考えてはいたんですけども、もちろん今後の体調の具合にもよりますが、そういったところで体調を見ながらの判断にはなりますけれども、やはり

今のスタッフは結構年齢層が若いものですから、やはりそういった誰かしらコーディネーターとなり得るような、高齢者の間に入れるような方をやっぱり入れておく必要性はあるというふうに、私も感じているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

今までのシルバー人材センターがしごとコンビニ内に入って、なおかつ、また発展するというか、会員皆さまが喜ばれるような形をぜひ作っていただきたい。そして、会員を積極的に募集をかけていただき、ここに登録すればいろんなことができる、いろんなことにチャレンジできる、そういう形が作れたらいいのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと少し、今現在行われている高齢者事業向けの事業についてお尋ねをします。先の総務文教常任委員会におきまして、老人クラブの数や会員数の減少があるというような現状報告をいただきました。そこで、老人クラブの維持継続に向けて、何かしらの取組が必要だと思いますけど、そこについて何か検討しているものがあるのか。またもう1つ、宿泊研修会の補助事業についても、今現在の宿泊料金と照らし合わせたときの補助額というのが少なすぎる部分があるのかなと思いますので、またその増額見直しについての検討状況がどうなのか、福祉課長にお尋ねします。

併せてもう1つ、教育委員会事務局長にもお尋ねをします。今、各公民館単位で行われている敬老会事業補助金について、一部の行政組ではこの敬老会補助金を使った敬老会祝いというものが実施されていない組もあるように聞いております。できましたら70歳以上、町民全ての方をお祝いする取組でございますので、何か改善の考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、老人宿泊研修についてです。こちらは半額補助を目途に事業を行ってまいりました。令和6年度から新設としまして、日帰り研修も新設させていただきました、実際それ以前から2割程度、参加者が増えられております。宿泊では参加できなかった方が参加できているようになったのではと考えております。ただし、老人クラブの活動自体としましては、令和7年度は14クラブございましたが、令和7年度中に活動休止がございまして、令和8年度当初では12クラブのスタートとなっております。地域によって活発なクラブはございますけれど、どうしても新規加入の少ない地域がもう少しございます。

老人宿泊研修費の増額につきましては、本年の5月に老人クラブの役員会がござ

いまして、こちらで要望をお聞きしました。要望の多くとしては、増額でございました。ただし、クラブに依じて、あと宿泊と日帰りに依じて、補助金額に満たない部分もございますので、宿泊の内容を精査させていただきまして、例えば費用の隔たりの大きい宿泊分、こちらを増額を行うなどの検討をさせていただきたいと思っております。令和8年度は既に事業がスタートしておりますので、令和9年度当初を目標としております。

老人クラブの活動につきまして、どうしてもコロナ禍があったところで活動が少なくなっているところでございます。令和7年度から老人クラブの体育大会など、また今まで行ってきた事業も再開しております。どうしても新規加入の方が少ない問題はございますけれど、そういった活動を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

敬老会事業補助金なんですけれども、こちらにつきましては高齢者を敬う、そしてまた地域のコミュニケーションの促進、こういったものを目的に社会教育法上の公民館の取組の目的として実施しております。対象は70歳以上の高齢者で、令和7年度ベースでいいますと、大体1,000人を超える方々を対象に事業を行っております。

議員がおっしゃられたとおり、当初は目的が地域のコミュニケーションということですので、敬老会等を実施する公民館に対して補助を行ってございましたけれども、コロナ以降、どうしてもやっぱり感染した場合の高齢者に対する重症化率、これというのが非常に懸念されておりましたので、今現在、弁当配付とか、そういった部分での対応を可としているところでございます。

ただ、一方で総務課が行っております自治会補助の部分、これと実際申請であったり、取組であったり、重複する部分もございますので、今回この敬老会の事業の補助金につきましては、今年度中に総務課のほうとも協議をいたしまして、何らかの答えを出したいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 先ほどの福祉課長のほうからちょっと訂正がございます。室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） すみません。訂正というか、皆さまにも御案内でございすけれど、本年度から南小国町の老人クラブ、名称をシニアクラブと改めさせていただきました。もう全国的な流れでございまして、県の連合会からもそのようにと

いう通達がございます。シニアクラブとなっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

現状、活動をされているシニアクラブや宿泊研修等について要望を聞いたところであれば、本年度が難しいのであれば、また次年度以降、しっかり対応していただいて、何度も言いますが、喜ばれるような事業に変えていただきたいと思います。

敬老会事業においても、やっぱり皆さんにお祝いする事業ですので、うまくやり方を今変えてというところでありましたので、そこを総務課長にも聞きたいと思います。人口減少、高齢化、過疎化が進んでいる現状において、今の形をそのまま継続するというのはなかなかまた難しくなっているのかなというふうに思っております。ただ、高齢者といっても、人それぞれ生活状況や考え方が違うのももう事実でございますので、ただその敬老会の存続に向けても、先ほど教育委員会事務局長も言われたように、私も自治会活動に組み込んでいったほうがいいんじゃないかなと。今、小さな行政単位で行われているもの、だから逆にできていないものを、一つ自治会というところの大きい組織に入れる。また、その老人クラブの会員減少というところの一つには役員の成り手不足とかというのものもあるかと思います。そういうところを地域の中で、自治会の中でやっていただく。会計だとか、そういうもの、書記だとかいうものを、どこか自治会の中の役員さんでしていただくとか、そういうやり方を変えていく必要があると、そういう時期に来ているんじゃないかなというふうに思っています。私はいつも自治会活動を活発にしましょうという話をするのは、今後この町の維持については、やっぱり自治会活動がメインになってくるんじゃないかなと。そこでいろんなことをしていただいて、それを町の活性化にしていきたいなというふうな思いがあります。ですから、やっぱりどうしてもこの高齢者の活動を狭めるんじゃなくて、広げるためにもそういう組織変更というか、編成というか、役割を自治会のほうに持っていくということも必要だと思いますけれども、総務課長、御意見をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

先ほど、教育委員会事務局長も言われたように、いろんなところを見直しするところがあると思いますので、いろいろ集約をしながら、簡素化できるところというのはもう簡素化していかないと、人口減少、いろんなものがございますので、そういう形でいろんなところと話をしながら持っていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） はい。最後です。

年々人口減少が進む地域において、やはり高齢者の皆さんにも力を貸していただいて、住み慣れた地域で安心して、やりがい・生きがいをもって暮らしていくためにも、まずもって生活支援と高齢者自身の社会参加が必要と、改めて思います。生活支援や介護といった分野において、高齢者の社会参加を一層進めることによって、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できることも期待できるのではないかと考えています。高齢者の社会的役割を持たせて、活躍できるようにすることで、生きがいや社会貢献、健康づくりや介護予防にもつながるものと考えておりますので、今後いろいろな取組を各課、各局で企画・実行していただいて、元気な高齢者が多いまちづくりを推進していただきたいとお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、3 番、佐藤毅議員の一般質問を終了します。

休憩します。11 時 5 分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 05 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

一般質問を行います。

7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） 7 番、穴井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、通告書に基づきまして、順番通り行いたいと思います。

大字満願寺志津地区の振興をどのように考えるかということでございます。大字満願寺志津地区、周辺も含めたところでございますが、現在はひっそりとした温泉等を中心とした集落でございますが、元寇の役の際に北条時貞が建立しました長い歴史と文化、また史跡文化財等を所蔵する満願寺を有している集落であります。現在、南小国町は黒川温泉等の温泉や雄大な自然環境を有しておりまして、観光産業が盛んでございますが、宿泊形態からいきますと、ほとんどが温泉入浴を目的とした 1泊2日の日程で、夕方に来町し、翌日午前中には離町することが多いという状況であろうと考えております。今後は利用者のニーズの変化や、それに対応した 2泊3日、またそれ以上のメニューも取り組む必要があるというふうに考えております。体験型のツーリズム等が社会的に多くなっておりますが、そういう流れも取り

入れていくべきであろうと思っております。

満願寺を中心とした志津や周辺地区につきましては、これらのニーズに対応できる、今まで手を付けられなかった町の宝であると考えますが、それに対してどうするのかをお答えいただきたいと思います。

また、今回、志津自治会から町道志津線の改修の陳情書が提出されたところであり、これも志津内の環境整備の一環だと思います。これらの事業を早期に行い、引いては南小国町の観光の振興に大きな役割を果たしてもらいたいというふうに考えております。

また、観光協会のほうにおきましても、満願寺志津を中心としたいろいろな計画があるように聞いているところであります。それらを含めた志津及び周辺地域の振興について、町長の考えを伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えいたします。

まずは、ここの質問内容で記載している部分だけ先に答弁をさせていただきたいと存じます。

現在、満願寺志津地区には、国指定重要文化財である絹本着色伝北条時貞像、北条時宗像や金毘羅杉をはじめ、貴重な歴史的資産が集中しており、本町の歴史文化を語る上で欠かすことのできない極めて重要な地域であると認識しております。これら町の宝を次世代へ確実に継承していくため、法令に基づき適切な保存修理や維持管理等に必要な措置を講じ、文化的向上に資するが基本であると考えております。

また、観光面においては、議員がおっしゃるとおり、町内の滞在時間をいかに延長していただけるかが課題の1つとなっております。滞在時間を延ばしていただくためには、旅館など、宿泊施設の多様な魅力化はもとより、町内を周遊したくなる観光スポットや観光コンテンツの充実、食事などの魅力をいかにつくり出せるかが重要であると考えます。その点では、満願寺が所有する文化財の数々や歴史的資産などは観光コンテンツとしても魅力がありますし、観光協会においても満願寺周辺での観光施策を考えているようですので、観光協会や関係機関等と連携し、満願寺を含む町内観光周遊など、観光振興・地域振興につながる取組について検討してまいります。

一方で、このような観光を含んだ振興策を進めるにあたっては、何よりも満願寺様や志津地区の住民の皆さま、観光に関係する事業者様などの御意向を把握する必要があります。満願寺地域の生活環境や信仰の場としての静謐さを尊重しつつ、どのような活用が地区にとって最善であるか、地元の方々の声を丁寧に聞き取

り、歴史的環境の保存と地域活性化の好循環を生み出せるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

当然、今までの満願寺との関係ということを踏まえた上での町長の回答であったかと思っております。満願寺がお寺として志津地区の中での役割ということ考えた上で、それからこの次どういう展開を図るかということ十分に、お寺さんのほうとまた地元のほうと打合せをして振興していただきたいというふうに思っておるところでございます。

こういうことを進めていかないと、南小国に滞在延長していく観光客の方のニーズに応えることができないのではないかなというふうに思うところもございますし、満願寺というこの由緒あるお寺を、住職さんの考えがいろいろあるかと思えますけれども、活かして町と今度共同でうまく立ち上げていただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

それから、先ほどもう1つ、自治会から出ておりました町道志津線の改修につきましても、これは後ほどまた上がってくるかと思えますけれども、この町道改修の満願寺環境整備の一環というふうになるのではないかなと思っております。これを行うことが、北条杉とか、北条氏の墓石群ですかね、そこに至る満願寺からの道と、満願寺公民館も同じところがございますので、周辺の方の利便性、それを含めたところで大変良い環境になるのではないかなと思っております。

そういう状況を踏まえて、南小国の観光の起爆剤になるのではないかと思いますので、温泉のみを今1泊2日でやっているところ、非常にもう難しい温泉がどこにでもあるような状況になっておりまして、これから先、ほかにはない特性を活かしたまちづくりの一環としての満願寺の振興を図っていただきたいというふうに思っております。これに関しては、もう今後、町長がどのような施策を打っていただくかということになってくるかと思えますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

まず、今後どういうことを直接考えるかということを、1つ、2つお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

まず、全体としてなんですけれども、どうしてもある程度できることというのがそれぞれ違ってくるのかなというふうに考えております。南小国町としてできると、そして例えば文化財だったりとか、そういった部分に関しましては、国や県にお願いすることもございますでしょうし、また一方ではお寺の檀家さんがやるべき

こともあるでしょうし、お寺だったりとか、お寺の檀家さんがやるべきこと、そして関係団体といろいろと協議しながら進めていくことというようにとこに分かれてくるのであろうというふうに認識をしているところでございます。

そういった中で、八十八箇所に関しましては、以前、町のほうで国民保養温泉地という補助金を使いながら整備をしたというような事実もございます。現在、そういった補助制度があるのかないのかというところは、正直私も分からないんですけども、そういったところで、どこまで町としてできるのかといったところは、これからしっかりと精査をしていく必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

あと、道路関係の陳情のほうが志津地区のほうから上がっておりますけれども、陳情自体は住民の安心・安全及び財産を守るという観点からは、地元からの陳情や要望は真摯に受け止める必要があるというふうに認識をしております。今後は地元の自治会の皆さまの御意向、そういったもの、また委員会付託になると思うんですけども、そういった委員会での判断だったりとか、そういったところの見解をいただきながら、町としても判断してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

今幾つか町長の案が出たところでございますが、これを図面化といいますか、計画書的なものでパース図でも構いませんし、文書でも構わないんですが、何かの形でお示しいただけると、今後の展開もしやすいのではないかなと思うところですが、何かそういう方向で計画をお示しいただくことができないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

今の御提案に関しては、ちょっと今すぐできますとは言えないような状況にございます。誰がじゃあパースを引くのかとか、絵を描くのかといったところが、すぐにここで誰にお願いするとかというところが、ちょっとアイデアが出ないものですから、ちょっとそこはまたこちらのほうで関係部署と協議をさせていただければというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

これは私が知る限りでも、満願寺というお寺さんと町の関係が、もう30年近くごちゃごちゃしてきていると。いろんな事情があると思いますけれども、そういう

関係がずっと続いてきたという中で、今回また新しく仕切りなおそうというようなことではなかったかなというふうに考えておるところもございまして、説明をするために満願寺の地元、それからお寺さん、双方に説明するのに、こういうものはどこでします、これはどこでします、これはどこでしたいというような計画書的なものがないと、行き当たりばったりで形が変わってもいけませんし、それぞれに整合性のとれた計画となるべきかなと思っております。ですから、満願寺、お寺そのものでする仕事、町が絡んでいくもの、国・県にしましても地元の負担金等は当然いるものと考えておりますが、そういう区分けをはっきりとしてお示しして、今後着実に実行していくというようなことが大変重要なことになるのではないかなと思っております。そういう意味でも、先ほど申しました計画書的なものを検討いただきまして、なるべく早期に作っていただく。これが町と集落との信頼関係にもつながると思いますし、これにつきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

先ほど申し上げたとおり、今、町としてできることだったり、国・県にお願いすること、またお寺さん、またお寺の檀家さんがやるべきこと、そして関係団体で取り組むべきこと、そういったところは精査する必要があるというふうに思っておりますので、そういった計画書だったりとか、そういったところはちょっとまたどういう形になるのか、私も今この場ではお答えができないところもございまして、関係課局と一旦持ち帰ってお話をさせていただければというふうに思っております。

以上でございまして。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

いずれにしても、今後につながる、この南小国の振興策の大きな施策の一つであると思ひますので、しっかりとした基盤の上に計画を実行していただきたいというふうに考えるところでございまして。よろしくお願ひいたします。

これで、満願寺関係の質問は終わらせていただきます。

続きまして、原油価格の高騰や政府が目指す食料品消費税の非課税に対して、町長はどう考えるかということでございまして。これはあまりにも大きな話でございまして、ここで聞くのもどうかなという気持ちがしたところでございまして、今般のアメリカのイラン攻撃により、ホルムズ海峡が事実上封鎖されたことによる原油価格の急騰により、世界全体に影響が出ている状況でございまして。どの業界でも値上げがいわれておるところであり、皆が厳しい状況と考えますが、特に農業については生産資材全体の価格上昇がいわれており、さらに価格転嫁が難しい業種というこ

とで、大変不安に思っておられる生産者の方がおられて、今後は心配となっております。

また、今般、食料品の消費税の非課税、現在１％で調整がされているかというふうに聞いておりますが、それを政府が目指しているようでございますが、製造業者である農業者や小規模の食料品加工業者等は仕入れにかかる消費税を控除できなくなり、大変苦しい状況になると思われます。

先ほども申しましたが、これは世界全体や日本全部のことでございますが、南小国町で対応できる問題でないことは理解しておりますが、これらの状況をどのように乗り越え、南小国の農業者や小規模の食料品加工業者等を守っていくというお気持ちがあるのか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 現在の国際情勢、特に中東情勢の緊迫化により、ホルムズ海峡の航行に大きな支障が生じていることから、原油価格が急騰していることについては、世界経済のみならず、我が国の農業や地域経済においても深刻な影響を及ぼすものとして大変憂慮しております。

特に農業分野におきましては、燃油、肥料、飼料、農業資材など、生産に必要なあらゆる経費の上昇が続いております。

一方で、農産物価格への転嫁が容易ではないことから、農業経営への負担は極めて大きく、町といたしましても強い危機感をもっております。

また、御指摘の食料品にかかる消費税制度の見直しにつきましては、現時点では国において様々な議論が行われている段階ではありますが、制度設計の内容によっては農業者や小規模食品加工業者の皆さまに新たな負担や不利益が生じる可能性もあると認識しております。今後の国の議論を注視していく必要があると考えているところです。

一方で、これらの課題は国際情勢や国の税制に起因するものであり、町単独で直接的に解決することは難しい状況であります。しかしながら、本町の基幹産業の一つである農業を守り、地域経済を維持していくことは極めて重要であり、町としてできる支援を行っていかねばならないと考えております。

その１つとして、南小国町農業担い手育成事業補助金の活用があります。この補助金につきましては、単なる規模拡大だけでなく、省力化や生産性向上、経費削減につながる機械・設備の導入などにも活用いただき、燃料費や資材費の高騰に対応できる経営基盤づくりを支援してまいります。また、ＪＡや関係機関と連携しながら、国や県の支援制度に関する情報提供や経営相談体制の充実を図るとともに、付加価値の高い農産物の生産、地産地消や地域内流通の拡大、ブランド力の向上など、

外部環境の変化に左右されにくい持続可能な農業の構築を進めることが重要であると考えております。

南小国町の基幹産業である農業と、それを支える加工業者の皆さまは、地域経済や地域コミュニティの根幹でもあります。今後も引き続き関係団体と連携しながら、現場の実情に寄り添い、必要な支援と施策の実施に努め、農業者の皆さまが希望をもって経営を続けられる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

町長の答弁としましては、そういうことしか求められないのかなという気持ちもございまして、聞くのもどうかなという質問でございましたが、それぞれにつきまして一つこれは町でならできるのではないかという気持ちがございますので、それをまた追加してお聞かせ願いたいと思います。

農業生産費の増大についてでございますが、確かに先ほど言われましたとおり、農業担い手育成補助金が増額され、使い勝手のいいものにされたというふうに思っておりますが、今般の資機材の価格高騰は、これからの農業者に大変大きいものとなってきております。機械類等にしましても、もともとが金額的に高いものが、またその何割増しとかいう金額で来ておりまして、担い手補助金全体額 3,500 万円でございましたが、本当に何台かの機械化で終わってしまうような形にもなるやもしれないというふうに危惧しておるところでございます。

また、今は中山間地域の補助や個人の方々の努力で、資機材等の購入を行っているところでございますが、中山間地域の助成金等につきましても、取組者全体が減少しておりまして、そういう団体に対する助成金もいずれ少なくなっていくのではないかなというふうに考えておるところでございます。そういうことの対策として、度々言ってきておるんですが、南小国につきましては先ほど町長が述べられましたように、観光につきましても農業という環境整備をする仕事というのは非常に必要でございまして、必須的な観光の根幹をなしていると思っておりますので、町としてはこの資機材等の共同使用等を提供する団体といいますか、昔というか、公社的なものとかいう言葉でよくお話をしてきたところでございますが、そこまでは当然至っておらないような状況でございます。新しく農業に参入する人たちが初期投資の費用を抑える、そういう組織・団体、町あたりが入ると仕事がしやすいのかなというふうに考えておりますが、そういう団体で初期投資費用を抑えるということで、後継者の育成を図るべきであり、そういうことが必要かと思っておりますが、これに対しては、唐突な質問でございますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

現在、国のほうでも中山間地域の直接支払制度の見直しに関しても、今行われている状況かというふうに思いますし、そういったところの国の情報を踏まえて、少しでも私どもとしても県選出の国会議員だったりとか、そういったところに要望を行いながら、国レベルでやっていただけたところはしっかりと、中山間地域の農業を守るための施策、要件の緩和、そういったところの要望をしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

一方で、先ほどおっしゃられたような資機材を共同利用できるような環境づくりをやるべきではないかというふうな御質問がございました。この辺りに関しましても、正直、そういった団体は今のところはないんですが、初期投資を抑える、また農業な参画しやすくなる、これはまた林業でも一緒だとは思いますが、そういった資機材の共同利用できるような環境がどうすれば整えられるのか、可能なのかといったところは、ちょっと担当課も含めて、今、即答というか、明確な回答はできないんですが、その辺りは関係部局と協議したいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

これは以前もSMOの中に農業部門があったというふうに、私が議員になる前にあったというふうに聞いておりますが、SMOの中にそういう部分、農業部門というのをもう一度つくっていただく。そして、それを中心に生産から販売までの組織展開を図るというようなことを再度考えていただきたいなというふうに考えておるところでございます。新しい組織をつくるのはまた難しいものがあるかと思えますし、前回の公社的なもののときにも相当やり取りをしたわけですが、結局はなされなかったというような状況でございますので、現在あるSMOさんのほうを活かす。そのことでちゃんとした組織づくりを行っていくということをしていただけないだろうかというふうに思っているところでございます。

また、今、中山間地のこともお話に、町長から出たところでございますが、これは湯田のほうの実際、議長の今やっておられる経営の中で、誰も周りに人がいないということで、議長が1人でその地域を全部されておるといような場所もございまして、だんだんと中山間地域というのはそういうものになっていくのではないかなというふうに思っておるところもございます。今、若い後継者が南小国に年間何人かの人たちが入っておるといような状況かと思えますが、これも集落ごとに見ていくと、本当に1人、2人おれば、すごく安心感のあるようなものになっておる

と思いますし、最終的に今、米辺りの出所になります、この精米所等にしましても、もういつまで南小国にそれがあるのかというような状況がもう差し迫ってきているというふうに考えております。ですから、SMOという総合商社を大きく考えて、その中で作っていただければというふうに思っておりますが、これはすぐに答えが出るわけでも当然ございませんでしょうし、ただ将来的にはそういう組織がないと、南小国の中では、個人的にやられるところは別と思いますけれども、法人化すればできるのかな。ただ、法人でもやっていけない、後継者がいないからやっていけないというような部分は出てくると思いますので、SMOという基本会社があるわけでございますから、その辺りでじっくりと検討していただけないだろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

以前あったSMOの農業部門に関しましても、そんなに大々的にやっていなかったような状況もございますし、あとはそちらのほうの担当とも話をしながら、どうしてもやっぱりそこに人が必要になってくるかというふうに思いますし、そういったところを可能なかどうなのかも含めて、そちらのほうでも協議をさせていただければというふうに思います。

あとは、どうしても最終的にはやっぱり人の部分の問題になってくると思います。やはり担い手だったりとか、そういったところをいかに確保していくのかということところが一番大切な部分であろうというふうに思いますので、今、町のほうでも作っている、そういった補助金の制度、そういったところも少しでも参画しやすいような制度の見直しだったりとか、そういったところも行わせていただいて、参入しやすいとか、経営が安定するとか、そういったところに寄与できるような仕組みづくりにも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

十分に検討していただいて、なるべく早期に、時間があまりないという気持ちもしますものですから、先ほどの精米所にしましても、本当にいつまでもつのだろうかなというふうな考えを言われる方もいらっしゃると思いますし、正直、私は自分で考えても、あそこの精米所はもう機械が駄目だな、あそこの人はもうみんな年が行きすぎとるよなど。これは本当に現実的に非常に重要な問題がいろいろ迫ってきていると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次でございますが、食品の消費税のことでございますが、これは自民党の

ほうが物価高対策として取り組むということでございますが、もともとは給付付き税額控除というものの導入が目的であったかと思っております。消費税率の１％としても、年間４兆円ぐらいの税収不足が見込まれておりまして、それをまた２年という短期間でまた元に戻す計画ということでございますが、これもレジ等の対応が多額であり、大変不合理なものではないかと思えるところでございます。

また、売上高の１，０００万円以下に対しての納付義務の特例措置がなくなるものに対しての補助金で対応するとか、衆院選公約の消費税０％に固執した１％分をまた補助金で還元するという案も出ているということでございますが、財源はどうするのか等の様々な問題があるというふうに考えます。

南小国町には多くの、先ほど言いました納付義務のない農業者や小規模の食品製造業者の方々がいらっしゃいます。食品消費税減税では収益が圧迫されるということが大変考えられるわけでございます。これに対して、町として政府に対して食品の消費税減税の中止等を求める考え等は、町長としてはありませんでしょうか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

それを国に、町として反対するという立場で、訴えるか訴えないかという点にしましては、ちょっと今のところは私もそういった訴えるというような感じの気持ちはまだ持っていないような状況でもございました。

減税の制度設計については、超党派の社会保障国民会議によって、６月中の中間取りまとめを経て、秋の臨時国会に税法の改正案を出したいとの答弁が、この前、衆議院の予算委員会のほうでもなされておりますので、そういったところの推移を見ながら、何かしら町としてできるものがあるのかどうなのか。現在もＪＡの全中だったりとか、そういったところも国に対しての要望だったりとかもしておりますし、この前もＪＡの熊本、また経団連ですかね、ＪＡ関係のグループのほうが地元の国会議員との意見交換とか、そういった中でこのようなお話も出てきているのも事実でございますので、そういったところの経緯を見守っていきながら、国でできることと、また県にお願いすることと、町でできることは何があるのかといったところを今後判断していくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（井上則臣君） ７番、穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

今日言って、今日その答えをいただきたいというふうに考えておるわけでもございませんが、全体的な流れを把握されて、より良き判断をお願いしたいというふうに思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、7番、穴井秀房議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 2番、北里でございます。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

それでは、今後の防災計画についてです。現在、各市町村では熊本地震から10年という節目を迎えて、様々な取組がなされていると思いますが、本町の非常時の連携協定等の現状をお尋ねしたいと思います。

それと、6月18日にはSMOの主催で防災士の養成講座が行われます。宿泊施設や観光の従事者を中心に70名を養成し、宿泊者や本町を訪れる観光客の避難場所への誘導をし、安全を確保する人材を養成します。本町は防災士と自主防災組織の今後の在り方をどうするのか、それと避難場所や非常時の電源、水の確保はどのようなになっているのか、非常食、非常用トイレやパーティション等、毎年数量は増やしてはいるが、配置場所や数量等の現在の状況等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えいたします。

まず、連携協定の現状としましては、県内市町村間で相互応援を可能とする災害時相互応援に関する協定書をはじめ、民間事業者様と物資の優先供給、緊急輸送に関するもの、災害廃棄物処理に関するものなど、合計24の協定を締結しております。昨年度末に株式会社クマケン様と、仮設トイレや大型発電機など、レンタル機材の優先提供に関する協定を締結いたしました。

次に、防災士と自主防災組織の今後につきまして、今回、SMO南小国が開催する防災士養成講座では、受講要件として防災士取得後に南小国町防災士LINEに登録することや、有事の際の避難誘導に協力することが盛り込まれております。今後は避難誘導以外にも防災士の方々と協力して、自主防災組織の訓練を企画するなど、有事に備えた取組を実施することにより、町の防災力向上につなげていきたいと考えております。

最後に、備蓄品の現状につきましては、役場庁舎、中原小学校、りんどうヶ丘小学校の各防災倉庫及び公民館星和分館を保管場所として、食料約1万1,000食、水約1,700リットル、簡易テント30張、簡易ベッド30基、簡易ポータブルトイレ約220基、マンホールトイレ30基などを常時保有しております。

水につきましては、備蓄のほか、町内いずれかの水源が被害を受けていない状態であれば、建設課が管理するホリフトウォータータンクを活用した給水も可能です。

また、非常時の電源確保につきましては、町保有の発電機とポータブル電源、災

害協定発動による発電機のレンタルによる対応を考えております。

なお、これら備蓄品につきましては、令和7年の災害対策基本法の一部改正により、年1回の数量等の公表が義務付けられていたため、本町においても7月中旬に公表することとしておりますので、そちらも御確認いただければと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。御回答、ありがとうございます。

防災については、自助・共助・公助という形でやられると思います。自助においては、本町は防災意識の向上について、防災NOW等で個人等の啓発は行っていると思います。今回、SMOにおいて共助分における防災士の養成講座を行うということでございます。あと、公助の部分については、やはりよその地区で、先ほど協定等のことも24か所と協定を結んであるということでもございました。2週間ぐらい前ですかね、阿蘇市は災害時の給食施設復旧や炊き出し等で協定を、全国で給食事業を展開するハーベストネクストという会社と給食施設の復旧や炊き出しに協力する協定を締結をしておるようでございます。熊本市と人吉市に続き3例目であるということでもございました。

それと、合志市や大津町、菊陽町等では、防災倉庫の整備がこの10年で非常に進んでおりました。私たちも研修で合志市に行きましたところ、ものすごい大きな建物の中に、非常用品が全部詰まっておりました。それと、近頃感じたんですが、大津町の運動公園の横に大きいコンテナが何台もありまして、防災備品を格納してある倉庫がございました。うちの町にもそういったものが、やはりばらけて置いているのもいいんですが、今1万食とか言われたんですが、大体個人で避難するときは3日分ぐらい避難ができるようなものにしてくださいという指導等がなされております。あとは、公助の部分で町がどのくらい、どこで何ができるのかということをしていただく計画が今後5年間の、確か観光基本計画が立てられたと思うんですが、今般SMOがやる中心の形としては、観光産業に携わった方たちを中心に防災士の養成を行っていきます。日帰りの年間の観光客が140万人、そして宿泊客が40万人、うち10万人が外国のお客様ということでございます。こういった方たちをどう避難させるのか、どこに避難させるのか、こういったことがやはり必要にはなってくると思っております。そして、備品がどこにあるのか、何をどこに取りに行っていくのか、こういったことの具体的な計画がなされとないと、多分、私たちの町は観光産業で外資を稼いでいる。だから、こういったことについて安心・安全であるような観光地として確立をしないといけない。こういったことの考えから、今度の防災士の養成講座は行われていると思います。今回、70名を養成するとい

うことは、本町がただそれを防災士ができましただけではいかないので、新しい情報等も集約しながら、研修等を逐次行っていく必要があると思います。

それと、自主防災組織、31団体あると思いますが、この中に1人でもこういった防災士等がおれば、いろんな形で情報等が提供できると。だから、せっかくこれはSMOが内閣府の休眠預金を利用して相当な金額を払ってやっております。これは個人の会社がやっているのだから相当な金額になりますが、自治体として申請すれば、阿蘇市のように補助金を絡めてできる部分もあると伺っております。こういったことの考えが先にあるのかどうかお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

防災士連絡協議会とかを設置しているところが3か所、4か所ございます。今、南小国町でそれをすぐ作るというところまでは考えているところではございませんけれども、北里議員が前から言われていました防災倉庫等は、場所もありますので、黒川だけというわけにはいかないと思います。黒川に作るのであれば、小田もありますし、何のために、観光客のためなのか、住民のためなのか。住民のためであれば、自治会等にも置いてありますし、その分を観光客のために置くものなのか。じゃあコンテナを置いたときに、食料品がその中に置けるものなのか、そういうところがございますので、そういう倉庫等を必要になってくるとは思いますけれども、そういう部分をいろいろ考えて、何か設置するものがあれば設置したほうがいいということであれば、そういうところを考えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

住民と観光客は別に考えるという考え方でよろしいんでしょうかね。観光客が避難することを前提として、そういったものを、黒川地区だけではないんですが、向こうに大体観光客は多いので、小田地区、白川地区、扇地区、田ノ原地区あります。こういったところで考えるならば、向こうのほうにはやっぱり避難場所として提供して、そこに避難した人たちのための何かがないと、ただそこに連れて行っても避難にはならない。だから、避難として、うちの町は幸いにして災害等が、今まで大きな災害等がなかったのだから、そこまで考えなかったかもしれないので、今から先、やはりどこでどんな災害が起こるか分からないという状況の中で、そういったものも必要ではなかろうかと思っております。もう防災倉庫等についても、やはりある程度のものを共有するようなもの、こういったものを今後考えるべきことであると

思っております。

次に、これが水とか電源とか、協定を結んでいращやるので、いろんな形で災害が起こったときにはやれるということでございます。つい先だって、私が最初議員になったときに、上下水道の話をして、下水道の話をやりました。こっちの満願寺地区にはないので、どうにかしてもらいたいと。こういったことを言ったんですが、なかなか費用が高額になることと、いろんな無理な条件がいろいろあるということでございましたので、いろいろ調べてみましたところ、ウォーター株式会社というものがございまして、これが小規模分水型水循環システム、水処理自立制御システムを提供する会社として、多分提供なされたということでございます。本町においても、やはりソフトバンクを通じてか何かで通信のあれで提供をされた説明を受けたみたいなんです、こういったことを例えば茨城県の竜ヶ崎市は、国の交付金を活用してウォーターボックスというやつを追加購入してあります。それと、群馬県の高崎市、災害対策と避難所運営の備品としてウォーターボックスを購入してあります。幾らするのかよく分かりませんが、防災備品として購入して、能登半島の地震のときにもそれを提供して、災害の避難場所へ提供してやったということでございます。

それと、東京都の利尻村というところがあるらしいんですが、ここも水道インフラの制約を受けない衛生対策として、公共施設に導入をしてある。これはウォーターという、この会社の特徴は循環システムでろ過系みたいなものだろうと思うんです。98%ろ過をして、シャワーでも、トイレでも、全部それで賄うということでございます。この情報提供をいただいたのは国会議員の先生だったんですが、こういったものもそういう込み入った地域には可能ではなかろうかと、こういうのがありますよという提案をいただいたので、本町のやはり総務課の防災の部分もあるし、上下水道の下水等の部分にもこれが活かせるのではなかろうかと思いましたので、本日提案をさせていただきましたが、そういった面はどうでしょう。お二人の総務課長と建設課長にお伺いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。

ちょっとメーカー名は差し控えさせていただきますけれども、実際、本町に来ていただきまして丁寧な説明をいただきました。それはもう災害時だけではなくて、例えば今、国のほうでも方針が変わりまして、以前は面的な整備ということが大前提だったんですが、人口の減少だったりとか、そういうところも含めて分散化という傾向に今現状あります。ただ、先ほど言われたメーカーも含めてなんですけれども、現在、過去にグランメッセだったりとかいうところでいろんな展示会があった

りとかして、飲み物として使用した水を、先ほどおっしゃったように、ろ過して再利用する。そして、トイレだったりとか、生活雑排水として利用するものと、飲み物として利用するものは別としてろ過することができるような機械もあるという形で、しかしなかなか高額な金額です。当然、その集合タイプとかいうものもあります。現状、先ほど下水道の話がありましたけれども、今後、農業集落排水が特別危機感を覚えているところがあるんですけれども、非常に今後、将来的にわたって人口減少が発生していったときに、使用料で賄えるかどうか。そこには当然違うやり方というのも考えていかなければならない。例えば、公共下水道との接続というのも一つの方法だと思いますし、合併浄化槽での切替え、公共下水道をやめて合併浄化槽のほうにつなぎ変えていくとかという案もいろいろあるかと思います。下水道分野に関していえばですね。

そういったところといいながらも、非常にやっぱり高額なお金が、最終的にはかかってくる部分もあります。それがなぜかかるかと言うと、今ある施設を違う形にやり替えてしまうという費用の新たな発生部分ですね。ですので、そこはいろんな考えがあるかと思いますが、私たちとしても当然考えていくところではあります。どうやっていったほうが、より今の公営企業会計の部分における各事業をやっているかという部分ですね。ですので、一概に今すぐそういった答えを出せるわけではないんですけれども、既にもうその検討は現在やっておりますので、何らかの形で今後の料金改定をどうするのかという部分も含めて、何らかのたたき台等を示させていただければというふうに思います。

非常に水源の確保を考えたときに、町内は非常に難しい地形です。新たな水源の確保というところを考えたときにですね。先に電気探査等もやっておりますけれども、非常に新たな水源の確保は難しい。その中で現状の水量を確保するというのは非常に難しい状況もありますので、例えば新たな、今の現状の水源が例えば1か所枯渇をした、若しくは地震によって水脈が変わったという場合の新たな対応ですね。予備としての対応、その部分が非常に難しいところもありますので、そういった部分も含めて、いろんな協議をさせていただきたいと思いますし、いろんな住民に対する説明もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 先ほど、北里議員の質問の中で、観光客と住民と分けて考えるのかみたいな感じのお話があったかと思いますがけれども、町としてはもうそういったところは一切なく、やはりこちらに住んでいらっしゃる方に関しても、来ていただいている方々に関しても、やっぱり安心・安全に、いかにまずはそこで被災した

ときに過ごしていただけるのかというところを考えるのが町として役目であろうというふうに認識をしております。そういった中では、今後、先ほど言ったような防災倉庫だったりとか、そういったところの必要性というものも私どもとしても考えておりますし、先ほどいろいろな今備蓄している資材とか、食品の数とかも言わせていただきましたけれども、まだまだ不足しているというふうに認識をしておりますので、そういったところは適宜補充をさせていただきながら、地元の方が安心して避難できる、また同時に観光客の方々も安心して避難所で過ごせる環境、そういったところを整えていく必要性は十分感じているというところで答弁させていただきます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

防災については、いろんな考え方があったり、長年を要してしなければいけない。水の整備についてはもちろんそうなのですが、費用については相当かかると言われたけど、今、下水道工事費用が何十億円と、この前、答弁でいただいたんですが、それ以上にまだかかっていくのかどうかもちょっとピンとはこないんですが、簡易に安くできるというので提案いただいた感じだったんですけども、私の思い違いだったら申し訳ないんですが、このウォーターボックスとかいうのはそんなにまでするやつではなかったんじゃないかならうかと思っております。これは災害時にしろ、何にしろ、こういったものを活用することが、今から人口減少は進んでいくかも知れんけど、簡易にできるようなシステムを構築していただければと思っております。

あと1つ、2つありますので、ちょっとやらさせていただきます。前回、位置情報共有アプリを誰でもできるというのが、いつかまちづくり課長の回答であったと思いますが、この災害時の情報提供の位置情報の確認、どこで何があったかというような情報、これは消防団も含めて、この防災士等も入れて共有アプリで位置情報で、どこで何があったとかいうのができるようなものができるのではないかという回答がございましたけれども、こういったことが災害が起きたときの位置情報の確認のアプリに、消防団やこの防災士の養成した人たちに共有情報として与えられるような計画はないのか、総務課長にお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在は、その現場でスマホで撮って送れば、その場所がこちらで分かるというような形の部分まではできてはおります。その災害が起きたところの近くにいらっしゃる方が、どなたでもいいんですけれども、そこでスマホでその写真を撮って、

そしてLINEで送れば、こっちで分かるという形は今現在できております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） すみません。私が思い違いだったら申し訳ないんですが、害獣駆除か何かで多分言って、12人しか、今そのアプリを使っていないという回答があって、それは全部共有できるんじゃないのという質問を、前回の議会でやったと思うんですが、これは間違いですかね。どの課でも、今、猟友会か何か12人しか登録できていないという回答をいただいたと思うんですが、そのアプリは共有して、位置情報アプリじゃなかったですかね。まちづくり課長が多分答えたと思いますが、違いますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。

猟友会が登録が少ないという話があった部分につきましては、使い方にもよりますし、登録者がスマホで登録していただければ、できる状況ではあるんですけども、これを防災に活かすとなったときに、どのように活かしていくかというところは、若干、今日、防災の担当部署である総務課と協議の必要がありますけれども、このシステムを活用できる状況にはあるかなというふうには感じております。

これが災害に特化したときに、ではもう少し機能が必要だといった場合は、また専門的な部分のソフトが必要かも知れませんが、これを活用したときに、これは十分防災としても活用ができるというようであつたら、防災の面につきましても活用ができる部分は十分あるのではないかというふうに考えておりますので、まずは防災担当として、どこまでが必要があるのかというところも踏まえまして、このソフトが防災にも活用できるという部分があれば、十分活用できる余地はあるかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

そのアプリは活用できるだろうということでございました。私も消防団の車あたりに進入経路等の問題が結構あったので、リブというか、これは自衛隊で言う言葉なんです、座標軸で今のあった現在地を送るというようなことをできないかと、大分考えたんですが、今そういうアプリ等があつてからできるし、情報共有が熊本県の情報システムの中に入ることができるだろうという話だったので、それを進めてはおらんかったんですが、この前聞いたとき、ちょうどできるという話だったので、ぜひともこれは消防団やりに共有して、防災士もそうなんですが、今こういうこと

が起きているというのが瞬時に分かるようなシステムが利用できるのであれば、やってほしいということでございます。

もう1つは、ちょっと今日たまたま総務課の前を通りよったら、団服がずらっと置いてあったんです。だから、もう団服の製造が今もう国で作るところがなくなっている。そして、備蓄してあった団服が今あって、各部に配ろうとしてあります。そういったものも活用して、自主防災組織の活動を促すという方法もある。それと、活動服が新しくなりました。前の活動服でもぼろぼろじゃもうつまらんですけれど、まだ使えるような活動服があるのであれば、自主防災組織は31団体あるそうなので、使えるものがあれば、そういったものに配付して、やはり防災意識の高揚を図っていったほうがいいのではなかろうかと感じた次第でございます。こういったことを今後とも、今あるものを有効活用できるようなものにして、防災意識の高揚も高めていただきたいと思います。

こういったものは、総務課長、どうでしょう。今からそういったことを考えられますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

一応そういう活動服とかは、前の防災服、その辺りも全部総務課のほうで受け取って、また今後活用するように考えておりますので。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません。

ちょっと先ほどの新たな費用という部分についてなんですけど、すみません、私のほうが黒川地区に限らず、本町の特定地域生活排水処理事業と公共下水道事業、農業集落排水事業、それと簡易水道事業の、今の既設の部分に関して答弁をさせていただきましたので、当然その公共下水道事業として新たに建設をする場合と、先ほど提案いただきましたその部分とは、またちょっと別の話になりますので、1つの検討といいますか、当然そこには発生した汚泥をどう処理するのかとかいう問題等もあるかと思えます。それと、既存の施設に合うかどうか、それと使用水量と供給水量がその機器で賄えるかどうか、そこはその災害時だけとするのかという、そのいろんな判断もあるかと思えますけれども、そういうところも踏まえて、先ほど申し上げたとおり、全般的な話として何らかの今後の方策というものを提案させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。御回答、いろいろとありがとうございました。

今後、やはり過疎化が進んでいって、小さい町になっていきます。いろんな形で弊害もあるかと思いますが、各課がいろんな形で共有しながら、良い町にしていっていただければと思っておりますので、各課が連携してやっていただければと思います。質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、2番、北里桂一議員の一般質問を終了します。

休憩に入ります。1時20分から再開します。よろしくお願いします。

—————○—————

休憩 午後0時11分

再開 午後1時20分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

先ほど、町長のほうの答弁に一部修正がございますので、これを許します。高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

先ほどの7番議員の質問の私の答弁の中で、農業に関してなんですけれども、国との意見交換というか、要望先、要望したほうの団体がJA全中と私のほうが経団連とか、そういう表現をさせていただいたかというふうに思います。JAの全中と全国農政連の間違いでございました。すみません。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） はい。ありがとうございました。

一般質問に入ります。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 1番、下城でございます。

通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回の質問をするに当たって、地元の若手の農家数人に集まっていただいて、いろんな意見をいただきました。全ての彼らの意をくんだところを、全てここで質問することはできませんけれども、できるだけ寄り添った形でいきたいと思います。

実は、先日、商工会の総会のほうに、私が出させていただいたときに、町長の来賓挨拶の中で、変えるべきところは変える、また変えていかんやいかんと、また見直さんやいかんというような趣旨の挨拶をされたかというふうに思います。非常に私自身も意を強くした次第でございます。

そういうふうなことがありまして、よくよく考えたときに、今、条例とか予算の

施行細則というのがいろんな形で作られていると思います。本当に少子高齢化という聞き慣れた言葉ではありますが、もう本当にでけんぞというような高齢化して、子どもたちもいないということで、今までやってきた、長年続けてこられたことが、もう変えないと、若しくはこれはもう省こうとか、若しくはこれを追加しようとか、そういうふうなことも見直しというのをしていかなと、このままじゃ全然続いていかんわというようなことが、いろんなところで今までの作られてきた、施行細則というのとゆがみが出てきとるんじゃないかなというふうに思う次第でございます。その辺りを今後どうしていくのかということについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1 番議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、本町の例規の中には、制定後、または前回改正後から相当の期間が経過しているものがあり、その間の社会情勢の変化等により、制度設計時の状況と現状の乖離が生じている例規が存在する可能性はあるものと認識しております。

そのような中、本町では今回の御質問にある現状とゆがみの調整を目的とした改正を含む年間 1 0 0 本近くの例規整備を行っており、事業所管課局と財政担当との協議を行いながら、できる限り社会の要請に応じる事業の実現に努めているところでございます。今後も適切な見直しを、都度行うよう、再度の指示を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） はい。

ますます意を強くした次第でございまして、今、1 0 0 本ぐらい、大したものだな。今から幾つか例を挙げて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、クヌギの入札、クヌギというのは、今、1 本 5 0 0 円でも高いというような、そんな時代です。昔は、一番高いときで 1 本 4, 0 0 0 円とかいうような時代があったそうです。そのときには当然、この地域でいうナバ山をする人がいっぱいおったし、それだけ乾燥シイタケの値段も高かったんだろうというふうに思いますけれども、つまり入札とかいうのも回数も相当あったんだろうというふうには思いますが、今、本当にシイタケを栽培をしている農家というのもぐっと減ってきて、もう今シイタケ組合というのは多分、南小国町だけの人間しかおらん。小国はいなかったんじゃないかなと、そういうふうなことを聞いたような気がします。

一つ具体的な例を挙げて、菰田牧野の入札が先日あったということを聞いております。300本を1本500円で売ったと。当然、15万円ですね。それに消費税ですから、16万5,000円。町の所有地、つまり地元が持っているやつではありませんので、これを8対2で地元と町のほうで分配をするということになります。地元が13万2,000円、町のほうが3万3,000円という分配になるわけですが、これから手数料を6%引かれる。その引かれるのは、地元のほうから引かれる。役場のほうから引かれるわけじゃない。6%ですから、16万5,000円の6%、9,900円。これが地元の今言いました13万2,000円から引かれますので、地元の実収入は12万2,100円という手取りになる。もう相当前からこういうふうな6%手数料を引かれるというようなことがされてきたんだろうというふうに思いますが、聞いて見ると、この間に入っとる森林組合さんへの手数料だというふうにお伺いしております。今、森林組合さんも職員がそんなにいっぱいおるわけでもないものですから、その都度行きよったら大変だろうなとも思いながら、それでも入札の機会というのが少ないから、それはそれでもいいのかも知れませんが、つまりクヌギ調べと私たちは言いますが、あそこに何本あるかというのを全部お互いに、現場に行って、そしてその数を数えるという、そういう手続の中で森林組合さんが第三者の公平な立場として来ていただいとるということで、手数料として6%ということなんだろうというふうに思いますが、これが不落となった場合、手数料だけを取られるんです。そんなこと、不落となって手数料だけ取られるならば、もう入札に出すのをやめようよというような、そんな意見も、これは上中原の話じゃなくて、違うところの話なんです、もうそういうことはやめようよと、もう出すそのものをやめようよと。となると、ますますクヌギは太って、そして太いが故に買う人がいないという悪循環がそこに起こっているということなんですね。不落になった場合は、もう手数料なしにしようよと。もう森林組合さんはわざわざ来ていただかなくても、地元の牧野の役員さんと、それから役場の担当者の方が来て、そしてクヌギ調べ、本数調べをして、そしてどうするかというのを、そこで今までどおりのやり方をすればいいじゃないかというような御意見があることが事実です。ですから、この6%、もうやり方を全部変えろということじゃなくて、この間に入る6%の手数料は廃止したほうがいいんじゃないかなと、そんなことを思う次第であります、担当の総務課長、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問、ありがとうございます。

クヌギの入札は、もともと牧野組合の入会団体が申請調査を行って、入札を通じて直接的な利益を得るという形の事業で、町は土地がありますので、所有者として

2割。ですから、事業として売上をあげるために組合のほうが行いますので、その調査準備というところは、実際はやっていただくというところで、クヌギにテープを巻くとかいうのも、ただ今、人もいませんので、そのテープも巻いていただきたいですけど巻いてなくて、こちらがテープも役場が持つていく。巻くのも役場が巻くとか、そういうこともあっているのは現状でございます。そして、森林組合に来ていただいて、その辺りの調査をしていただいたり、森林組合も3日間ぐらい出てきて行きますので6%、前は3%だったそうです。途中で話合いをして6%に上げたみたいなんですけど、その辺りの手数料というのは必要といえ、調査に来ていただくので必要なものかなというところは思うところではございます。ただ、このもともとの質問にもありますように、この辺りはやっぱり例規の整備等を行って、その6%というところと、不落であっても調査はしておりますので、手数料というのはやっぱりどうしても出てくるというところがございます。森林組合に頼まなければ、また職員がそこを全部やるという形にもなりますので、職員も管財も2人、3人しかおりませんので、なかなか全てをやるというのも難しいというところがございますので、手数料とそのやり方というのは、今後はやっぱりちょっと考えて、見直して、何が一番いいのか、どういう形がいいのかというのは、総務の管財のほうでもちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） はい。ありがとうございます。

ぜひとも、そのやり方、今、課長がおっしゃったとおり、実は我々も私が役員のときに売ったこともありますけれども、役員でみんな行って、みんなといっても7～8人、5～6人が行って、テープを巻くんです。それもせんでというのは、私はその所有者にも、所有者というか、そっちにも責任はあると思います。ですから、そういうところは売るならば、ちゃんとそこまでしてくれよというようなお互いの意思疎通というか、決まりというか、そんなのもきちんとしながら、何かうまく手数料もなしにうまくやる方法がありはせんだろうかと、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

続いて、以前からもありました四分一堰、四分一堰というのは小学校の下にある風船堰のことです。あれを改修するのに2億円かかると。3億円、いきなり増えたな。2億円、3億円かかるということで、今の現状からいうと、ああいうのは水路の整備事業ということになって、5%は地元が負担をするということになっております。これは国の施策ですから、そういうふうなことなんでしょうけれども、四分一堰で利益を享受する人は17人、平均年齢74歳、今年もう75歳ぐらいになる

んだらうというふうに思いますが、これはあくまでも所有者でありますので、所有者がそのくらいの平均年齢。全部で10町ぐらいあったのかな、あそこは。10町前後だったと思いますけれども、40年か50年前に特に上中原辺りは、その田んぼの整備事業ということで、今3反ぐらいのきれいな田んぼがずらっと並んでいます。景観としても良い景観だと思いますが、そのときにはみんなが若かった、所有者が。30代、40代、あのときもそれなりの負担があったと思いますけれども、しかしそのくらい若ければ、よし、少々金出したっちゃいいけんが、だけんきちんとして整備してもらおうよという意気込みがみんなにあった。想像がつくと思います。自分たちも、今、私は今年あと半月で66歳になりますけれども、今から銭を出してまで何かしたいというような、せにゃいかんというような意欲がやっぱり薄れてくるんですね、年がいくと。今言うたように、四分一堰で享受する人たちは74～75歳の平均年齢、そのうちの2町はうちの会社で借りております。当然、徳米を払うわけですけど、今さら金を出してまではなかなかできんぞというのが、私は本音だと思いますし、やってもいいよという人はおることは事実なんですけれども、なかなか最後の一步が踏み出せないというような気持ちになることも、私は十分理解できるというふうに思います。

実際、堰に限ったことではありません。農業分野、それから建設分野もそうですけれども、先ほど言いましたが、3億円かかったら1,500万円。1,500万円を17人で分けると70～80万円、やがて面積によってはあれが変わりますから、所有する面積で。恐らく持っている人は倍の150～160万円は出さなきゃんというようなことになるでしょう。つまり、100分の5というのは国の施策の一つですから、これはしょうがないにしても、何かそういうふうなことじゃなくて、違う方法というのが考えられんじやろうかというふうに思うんです。ですから、今、町長が言いましたけれども、時代とともに現実と乖離しとるというのが、そこにもう本当にかいま見えるというか、現実を突きつけられとるというような状況です。ですから、もう一回言いますけれども、四分一堰に限らず、農業分野でも建設分野でも、若しくはほかの分野でもそういうことがあつとるんじゃないかなということをちょっと考えていただきたいと思いますが、建設課長、お願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。

まず、四分一頭首工については、いろんな情報もお持ちかと思いますが、まず町内におきまして農業用水の確保については地理的な条件から、四分一頭首工の風船堰のみに限らず、その上下流にあります和田堰、池田堰、また馬場地区にあります中津留などの、そちらのほうは鋼製ゲートタイプになりますが、町内に4か所あり

ます。これらの堰については、御指摘にあったとおり、非常に維持管理においては、例えば修理が必要になった場合など、町が補助するだけではなく、自らの組合員でその修理をやっていたりという形で、かなりの負担になっているというふうに思っております。

また、お話にもあったとおり、水路組合員の高齢化、将来の耕作放棄地減少による受益者数の減も可能性としては考えられるのではないかというふうに思っています。

その上で、一般的な耐用年数を考えた場合なんですけれども、施設の改修工事、例えば今回の風船堰、鋼製ゲート、同じなんですけど、大体一般的に50年から60年で、また同じような改修工事が必要になってくるのではないかというふうにも思っています。そういった部分も、その受益者の人は替わっているかも知れませんが、組合としてはそういった負担も重くのしかかると。

その上で、河川などの水が少ないときは、当然、もう中原地区になっていきますけれども、そういったところでは別の施設として、ボーリング施設というのも所有して、水が足りないときにはそちらのほうから取っているということで、もう更に大きな負担がかかっているというような現状でもあると思います。

こういったことを考えていく中で、例えばなんですけれども、課題の解決策の1つの手法としてなんですけれども、これについては個人的な見解もちょっと入るところもあるんですが、例えばなんですけれども、維持管理費を一部徴収した上で、町が所有権を持った場合の検討も必要ではないのかなというふうに考えています。

ただ、そうは言いながらも、建設課が既に行っています土地改良施設適正化事業、農林課が実施しています突発的な故障に対する補助金も既にあるような状況であり、つい近年までその事業を実施した経緯もございます。

また、先ほどの話にもなるかと思いますが、水路組合からの負担軽減というのはよく求められますが、その地区の農地の将来性、いかにその農地を耕作していくかという、ある意味では担保的なものがなければ難しい面もあるのかなという思いもございます。

先ほどから話があつていただくとおり、四分一頭首工においては、直面した問題が既に発生し、農林課と共同して受益者の負担軽減を行うために、四分一頭首工に頼らない提案という部分をさせていただきましたが、受益者のいろんな思いや考えもあって、結果として町としても断念した経緯もございます。今後の農地保全と受益者の負担軽減というのは、当然のことながら行っていく必要がありますので、課題解決に向けて、また農業法人代表としてのお考えもお聞かせいただきながら、共に考え、そして何らかの実行への道のりというものを進めていけたらというふうに考え

ておりますので、御意見のほうをよろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） うまくまとめていただきまして、ありがとうございました。

一緒に考えていくと、もうそれは本当にそうやりたい、またせにやいかんと思うばってんが、ある意味、時間がどんどんどんどんなくなっていくということ。それと、今課長が言うたように、そこがそのまま農地として保全されるかどうかというのは、我々に続く若手の農家がどう育って、どう定着していくかというようなことも関係してきますので、もうおっしゃるとおり、すぐすぐ答えが出る話じゃないけれども、しかし、やっぱり真剣にお互いに考えていかにやいかんというふうに思っておりますので、こちらこそよろしく願いをしたいというふうに思います。

3 目目にいきます。農業担い手育成事業補助金、先ほど穴井議員からもちょうと話題になりました。600 万円の去年の予算から、今年は3,500 万円という非常にありがたいことです。幾つか細分化されとったやつを3 つに分けて、法人等、農事組合とかも含めて、補助率50%、上限500 万円。認定農業者が補助率40%、上限300 万円。農業経営体、これは一般の農業者になるかと思えますけれども、補助率35%で、上限200 万円というふうに変更をしていただきました。去年に比べれば、とても良いことだと、ちょっと良くなったなというふうには思います。と思いますが、これは何で分ける必要があるの。法人と認定農業者と農業経営体と、何で分ける必要があるのか、その意図が私にはよく分からない。

認定農業者の会でいろいろ話しよったら、みんな同じにしたら認定農業者に来る金額が少なくなるけんが、それは困るもんとかいうような話がありました。いや、逆に私は聞きたいんですよ。この3,500 万円が足らんごつなるぐらい、みんなが農業に対して意欲をもって取り組むと、若手の農家が、若しくは若手じゃなくてもいい、そういう人たちがもうちょっとくれよ、もうちょっと何とかならんかと、役場に陳情に来る、押しかけてくるような、そんな農業の状況になるなら、恐らく1 億円でも2 億円でも足らんごつなるだろうと。若しくは足らんならば、追加の予算をあげればいいじゃん。これがまあそうはなかなかうまくいかないというのも現状としてはあるだろうというふうに思います。実際、農家数がどれだけあるか分かりませんが、例えば上中原で多く作っている若手は宇都宮雅志君、今年3 町ぐらいは作ってっていました。しかし、認定農家には入っていない。彼なんか一生懸命頑張っていると思いますよ。若しくは、あれは農家といえるか、あれは林業ですから、例えば下城亮輔君なんぞも、親子3 人で一生懸命頑張っていますが、少しでも菌を打つ駒数を、今30 万ぐらい打っているらしいですけど、増やしたいというふうな意向もある。しかし、認定農家には入っていない。となるならば、一

生懸命意欲的に取り組もうとする若手の者たちが、この法人若しくは認定、若しくは普通の農家ということに分けることによって、まあこのくらいだったらどうかなとかいう、もうやめとこうとかいうような話にもならざるを得ない。ならば認定農家に入ればいいじゃん、法人をつくればいいじゃんというような簡単な話でもないんです。

例えば、国、農水省が掲げている現在のキーワードというのは、攻めの農業、稼げる農業というのを大きなキーワードとして、このためにブランド化とかスマート農業とかいうようなことを柱として、大規模農業を進めるとというのが今の国、農水省の方針ですよ。これはもうよく分かる話だと思います。

実際言うて、中山間地の直接支払制度というのがあります。これは地域が全体として一体となって役場と契約をして、うちの町でも恐らく7,000万円～8,000万円ぐらいの予算計上がされていると思いますけれども、中山間地で何をするかというと、基本的に例えば水路の整備だったりとか、ずり込む可能性がある田んぼのところに砂利を敷いて、そして沈まないようにするとか、機械の一部というか、購入をするとか、幾つか金を出してもらう部分というのは当然あります。しかし、これは地域全体の話で、もう中山間地をやめようという集落が幾つもあると。さっき話しよったら、何かこの町全体の中で6つぐらいあるらしいですね。もう中山間地をやめたと。何でやめたかという、みんなで出て草刈りをしたりとか、幾つか作業をせにゃいかんというのが1つ、それと耕作放棄地として、もう年取ったけん何もでけんよというようなところは、少なくとも耕しぐらいはせんと、中山間地としてのお金がもらえない。その作業をする人たちがもう年取って、もうやれんよ、若手もおらんけん、もうできんよというようなことで中山間地制度の枠組みから、もう私たちは外れて、もういいよというようなことで外れていく。つまり、中山間地というのは、全体責任でその地域を守るという、これは悪い話じゃないんですよ。これはもう当然の集落を形作る一つの農水省の考え方、それが悪いというわけじゃないですけども、しかしそれも非常にひずみが出てきているということ。それがやめていくということに現れているというふうに、私は思うんです。

そこで、これはこの町でできるような話でもない。まあできるかもしれないんですが、EUとかアメリカというのは、農家に直接、個別の補償をする制度が確立しているんですね。そういうふうなことの個別の所得補償というようなことについて、山形県の鶴岡市というところが、総理大臣とか何とか、国に対して日本でも個別補償制度をつくってくださいよという陳情書を上げたそうです。そういうふうなことというのは、国が一番先頭切ってやってほしいというのはあるんですが、町がそれをできんというわけでもない。考え方一つです。個別補償をどうするか。例えば、

これが去年、農協の買取価格で3万円だったんです。今年は多分2万円ぐらいになるでしょう。私は米を作っている農家として、大体こんなものかなと思うのは、2万4,000円、30キロ、1万2,000円、キロ400円、400円ぐらいで売ることができれば、店頭価格で消費者が買うときには、これは700円になるんです。そうすると、5キロが3,500円ぐらいに多分なるだろうですよ。これは誰も検証したことがないから分からないですが、しかしそのくらいの値段だったら、消費者も納得してくれるだろう。去年みたいに4,000円とか5,000円とかいうと、それは買い控えになるやろうというふうに私は思うんです。

ですから、例えば今言う米の差額が、例えば一つの基準として2万4,000円を下回ったら、その差額の分は町が出してやろうよというようなことはできんじやろうかというふうな所得補償という考え方、これをやれんものじやろうかなと私は思うんです。いろんな考え方の中で、EUとかアメリカのやり方が絶対正しいというふうに言っとるわけじゃないんです。ただ、そういうやり方もあるよということを上申しているわけです。農林課長、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ありがとうございます。

幾つか御意見いただいた中で、まず最初に担い手育成事業補助金、こちらのほう、議員もおっしゃっていただいたように、大幅な改正というか、中身を見直しをさせていただきました。細かく要件があった部分もある程度緩和というか、幅広い活用をしていただきたいということで、要件緩和のほうをさせていただいたところです。

その中で、おっしゃられた法人と認定農業者、それから農業経営体、こちらの区分に関しましては、やはり継続をといたところになりました。というのも、先ほどもありましたように、国のいう大規模化というか、大規模経営というのは、この中山間地域にはやっぱりそぐわない部分が多々あるかと思います。ただ、集落で守っていく、やはり個人個人、個別での対応というのはもう難しくなっているし、そもそもの担い手減少というのは、どうしても難しいというか、直近の問題になっております。そのことから、やはり集落営農、その先にはやはり法人化、こういったところを目指していきたいという思いは私たちもございます。みんなで守っていくというところは必要になってくるし、その発展じゃないですが、その基盤となっていくところにまず補助していけないかと、一番多くの補助を出していくべきではないかというところから、法人の枠。法人と書いておりますが、法人及び集落営農、3人以上の団体、こちらはこの枠に含まれております。そういった部分での補助を充実させていきたいといったところでございました。

続いて、その認定農業者、こちらのほうが町のほうで認定をする農業者のほうに

なります。法律としましては基盤強化法、こちらの計画に沿った形になっているかという部分で認定をしていくものでございます。要件的には多少厳しい部分はございます。面積要件、周囲の要件等はございます。ただ、これを5年間計画を立てていただいて、それに沿った形で経営を見直しながら、改善を行いながら、農業経営を営んでいただくと。そういった計画を作っていただいた方に、町のほうから認定をさせていただいております。そういった部分でも、やはり補助の割合というのを通常の農業者の方との区分けというのは必要かと考えているところでございました。

ただ、農業者を置いていくというわけでもなくて、今回見直した部分、以前が通常の農業者であっても、ほぼ専業農業者でないと該当にならないような要件でございました。農業従事日数、それから面積要件等を踏まえたところで厳しさはあったかと思います。そちらのほうも大幅に見直しを行いました。農業従事日数をおおむね60日、それから面積要件も1,000平方メートル、1反以上の農業者であれば該当になるといったところとさせていただいております。その上で、また町長のほうの別の答弁でもございましたが、省力化とか、規模拡大だけじゃなくて、省力化、または現状の維持というとおかしいですが、収穫率を維持させる、こういった部分に対しても対象とさせていただいております。そういった部分でも使いやすい、利用していただきやすい部分になっているんじゃないのかなと、私たちとしては考えているところでございます。

その上で、もう1つ言わせていただきますと、加算措置というのを、今回新設させていただいております。5%の上乗せにはなりますが、これは規模拡大、畜産でいえば頭数の増とか、農業者でいえば面積の増、そういった部分を計画いただけると、5%上乗せさせていただくといった部分も、今回新設をさせていただいております。そういった部分で、法人、認定農業者、農業全般を応援、支援できたらと考えているところでございます。

続きまして、中山間直接支払の関係になりますが、議員もおっしゃったように、令和7年度に第6期への切替えの時期となりました。その中で、牧野組合も含めまして、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですが、5団体やめられました。中身は議員もおっしゃったとおりでございます。その上で、また役員を代わりにしていただける人も減ってきたというのも一つの課題でございました。それから、国の見直しもございまして、10割と8割の要件がございしますが、10割になるためには他の地区との連携、こちらのほうが要件として課されました。やはりその難しさというものが、やはりあったように、私たちとしても感じるところでございます。どうしても連権するといっても、言葉だけじゃなくて、やはりどういった連携していく活動が必須となっておりましたので、そういった部分でちょっと難しさを感じ

られたところだったかと思います。特に牧野組合になると、連携といってもなかなか他の牧野との連携というのは難しさが出てくるかと、私たちも思っていましたので、そこは致し方ない部分かなといったところではございます。

ただ、やはりそれでも連携は必要かなと、私たちも考えております。もちろん野焼きのときもそうなんですけど、どうしても単独での動きというのは難しさがあるかと思っています。そういった部分で、私たちとしてももう少し説明というか、協議の場が不足だったのかなとは感じております。そういった部分も反省しながら、今後も続けてというか、牧野も含め、集落の発展に御支援できればと考えているところでございます。

米価下落の際の所得補償、こちらは少し制度が違うというか、共済組合とかもございまして、そういった部分との兼ね合いも少し必要にはなるかと思っています。簡単に所得補償しますというのも、ちょっとここではすみません、名言はできません。財政も含め、総務課、町長と協議が必要にはなるかと思っています。ただ、先ほどもちょっとお話ししました中山間直接支払制度、こちらのほうが現状、使い方というのが半分は個人への、農地所有者への支給となっております。残りの約5割を集落での活動といったところで、今活用していただいております。

もともと、国としましては、中山間直接支払制度、こちらを個人所得へ充当していただいて、今、多面的となっておりますが、以前始まった農地水、こちらのほうが集落での水路、農道の維持管理といったところでの最初の始まりだったかと、私は記憶しております。ただ、その多面的のほうの使いにくさというか、活動の難しさからも、やはり中山間のほうがいい部分はございます。といっても、なかなかこれを個人所得全額とはいかない。どうしても集落の維持のためには、直接支払の活用というのは大部分を占めておりますので、そういった部分は理解しております。ですので、今回御提案いただいた所得補償の部分については、今後、協議の場を、少しお時間をいただけたらと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） はい。

中山間地で、うちの所有する田んぼというのが、1 反 3 畝ほどある。直接、半分、今もらうと言ったじゃん。売れた話です。1 万 2,000 円ぐらい、年間くれるかな。個別補償でも何でもない。そのくらいぐらいの話だったら。

それはそれとして、再度お願いですが、今回はこの担い手育成補助金というのは、もう今年はこういうふうなことなんでしょうけれども、さらにどうするか、どうしたら一番使い勝手がいいのか。例えばこういう意見もあるんですよ。いろんな例え

ば認定農業者のための書類、これは書くのおおごつじゃがて、若しくはその補助金をもらうためのこの提出書類が大変だと。そんなものを出すぐらいだったら、せんほうがいいと。もっと言えるのは、例えば法人でも50%、今トラクター1台買って、700万円～800万円。半分出たとして400万円ぐらいもらったとして、あと400万円は少なくとも自分で払わにやいかんわけです。若手の者たちに聞くと、その半分がどうもですねなんていった話があるわけです。それもまた本音の部分として分かる話でもある。逆に私から言わせるならば、そのくらいぐらゐの借金からいきらんでどぎゃんするかていうような気持ちもあるんですよ。ただ、本音として、その半分からわにやいかん、例えば普通の農業者だったら35%、まあ40%として、つまり6割を自分でからわにやいかんということへの不安、それが非常に大きいということも事実として知っとってもらいたいということを、改めて申し上げたい。つまり何がいいかというのは、今この時点でこの担い手制度は、今の時点では、というか今年の時点ではもうこれが精一杯なんだろうと、私は思いますけれども、そこも変えていく、見直していこうという、その気持ちがあるだけでも全然違うなというふうに思う次第です。

最後に、細かいことですが、1つだけ、今までいっぺんも質問をしたことのない議会事務局長にお尋ねをいたします。これは議会の定例の招集についてという文書が2枚。一番最初に町長の名前で、議長宛に来るんですね。告示があつて、最後に議長から各議員に、この3枚つづりのやつが来るんです。この3つをせにやいかんというのは分かるばってん、これを3枚にしなければならないかということについては、何か、局長、決まりがあるんですか。

○議長（井上則臣君） 志賀議会事務局長。

○議会事務局長（志賀美彩代君） はい。

1つ確認させていただきたいことがあるんですが、これは3枚送らせていただいている通知を1枚に集約できないかというところでのお尋ねになりますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） はい。

もうできるなら1枚で。できるならよ。ただ、基本的には、この3つの町長から告示があつて、招集があつて、議長からそれぞれの議員に出すという、この3つの内容についてはそのままじゃないと、これは地方自治法か何かで決められとるんじゃないのか、どうなのか、その辺りは分らんけれども。

○議長（井上則臣君） 志賀議会事務局長。

○議会事務局長（志賀美彩代君） はい。

御質問にありました3枚の通知ですけれども、議員の皆さん方へ通知しております招集通知、こちらは告知になります。こちらについては法律上の手続ではございませんで、あくまで事実上の手段、周知をするための手段というものになります。

議会の招集につきましては、こちらは地方自治法の第101条第7項に規定されております告示、町長が議会の開会の日前3日までに、これを告知しなければならないということが規定されている、招集告示によってなされるものになります。

この告示は、招集に欠くことはできない法律要件となっておりますので、こちらについては先ほど議員がおっしゃられたように、法律による要件がかかっているものになります。ただ、これだけでは議員の皆様方に議会が招集されたことが周知が徹底できないという形になっておりますので、議員の皆様方に招集の通知を行うものになっておりまして、これが皆さま方に送付しております告知というものになります。

この告知の方法としては、3枚とおっしゃられたですけれども、町長が告示の写しを添えた招集した旨の通知、これが2枚、告示と町長から議長宛の通知。これを受けまして、議会の皆さま方に別紙のとおり、議会の招集告示があったから、何月何日何時までに議場に参集してくださいという通知の1枚の3枚を送ることが慣例となっております。

もし、これは慣例上の通知という形になりますので、1枚にしたほうがよろしいんじゃないかということでございましたら、議員の皆さま方にこの御意見をお伺いしまして、今後改善してまいるということは可能になるかと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） はい。

非常に丁寧な御説明、ありがとうございます。

これは私個人が思うんですが、議員への案内というか、招集の通知なんぞというのは、もう今もやっているけど、LINE辺りでやってもいいんじゃないかなという気もせんでもありません。それは議員同士で話せばいいことなんでしょうけれども、私が言いたいのは、そのこともあったんですが、つまりそういうたった紙切れ1枚のやり取りということについて、各課でいろんな見直しができる部分があるんじゃないかなということを申し上げたいんです。議員の召集の話は、それは1つの例であって、そのことを各課長さん、各課員の方々に、ちょっとこれを変えたらいいんじゃないのという部分が、つまり昔からやってきたそういう慣例というか、そういうふうなものを変えてもいいんじゃないかという部分の目をもってもらいたいということを申し上げたくて、今、召集の話をしたんですが、今までの質問は全部

そんなつもりで言うたんですけれども、一つ一つが時代が変わっていく、そして国からも、県からも、町内もそうですけれども、あれをせにやいかん、これをせにやいかん、こういう文書を作れ、こういうのを提出しろと、私は正直、職員の皆さん方というのは大ごとだろうと、私は思います。ある意味では、それが行政に携わる人たちの、職員の皆さん方の仕事ではあるんですが、しかし本当に仕事が多くなりすぎて、こっちでやっとな、こっちでやっとな、向こうでやっとな、果たして私は何しとったろうかというような、そんな形に思いが各職員がいらっしゃるんじゃないか。省けるところがあるならば、少しでも楽して済むことであるならば、たった1枚を10人の者たちにコピーする時間があるならば、それを省いて、もっと簡易に確実に届くというような方法、今言いましたけれども、LINEで届けばいいんじゃないというような、そんな時間が各職員につくれるんじゃないかなと、そんな気がして今回の質問をさせていただきました。

長くなってしまいました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（井上則臣君） これにて、1番、下城孔志郎議員の一般質問は終了しました。

休憩に入ります。2時半から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

一般質問を行います。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 4番、森永です。

通告に基づきまして、子宮頸がん予防と、納得して選択できる環境へというタイトルの下、質問をさせていただきます。予防といいましても様々あるかと思いますが、今回は子どもたちへ向けたアクションの面から質問させていただきます。

まず、本町の子育てに関しましては、町からの経済的支援や保育園、小中学校でのオリジナルのプログラムの充実、そして何より町全体に流れる子どもは町の宝だという、この温かい空気感を、私自身、日々深く実感しております。私事ですが、2026年に入りまして、様々な場面で南小国町のこと、また町議会のことを取組をお話しする機会をいただいております。振り返るたびに、私が4人もの子どもを授かって、こうして暮らせているのは、ここが南小国町だからだなと思っでは、とてもありがたい気持ちでいっぱいになっています。この温かい環境の中で、町の宝ものである全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことを心から願っています。

だからこそ、これからの時代には、もう一歩進んで、子どもたちが自分自身の心と体を守り、主体的に未来を選択できるための知識の支援も必要だと思っています。

今、日本の予防医療におきまして、大きな課題となっていますのがヒトパピローマウイルス（HPV）ですね。ワクチンの接種率の低さです。日本人が生涯でがん罹患する確率は2人に1人といわれる中、子宮頸がんは毎年約1万1,000人が罹患し、約3,000名もの尊い命が落とされている深刻な病気です。子宮頸がんのほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染によるものだといわれていますが、このHPVワクチンの接種によって大きな感染予防効果を期待することができます。

日本では、2013年に定期接種が始まりました。その直後に積極的推奨の一時中止という経緯を経て、現在は再開されているものの、依然として国全体では接種率の低さが課題となっております。世界保健機構（WHO）も接種を推奨しており、カナダやオーストラリアなどの先進国では既に8割以上の高い接種率を維持していますが、日本は先進国7か国の中でも最下位レベルという状態になっています。情報があふれる時代だからこそ、科学的で正しい情報がメリットとリスクとの双方を含めて丁寧に行き届き、納得して選択できる環境が必要だと思います。

併せて、子どもたちが自分を大切に、健やかに生きていくための包括的な情報提供や教育も不可欠だと思います。厚生労働省の統計を見ましても、熊本県は人口当たりの人工妊娠中絶率というものが、全国平均を大きく上回っている状況です。非常に胸が痛む実態があります。これからの時代を生きる子どもたちには、自分の体は自分だけのものであり、相手の体と心も同じように尊重しなければならないという、命の尊厳を守るための知識が一層必要だと感じています。子どもたちが自分自身の体と未来を守るためにも、メリット・リスク双方を含む科学的で正しい知識を丁寧に伝え、自ら納得して人生を選択できる環境づくりが一層必要だと思われます。

本町における予防医療の周知と、今後の展開についてお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番、森永議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんの発生には、ヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルスが関わっています。このウイルスは、女性の多くが一生に1度は感染するといわれるウイルスです。感染してもほとんどの人では時間がたつと検査では分からないほどになりますが、一部の人でがんになってしまうことがあります。現在感染した後にはどのような人ががんになるのか解っていないため、日本では小学校6年から高校1年相当の女の子を対象に、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワク

チン、HPVワクチンを公費接種対象としております。

しかし、このワクチンは平成25年4月に公費接種化された後、接種部位以外の体の広い範囲で持続する疼痛などが報告されました。これを受けて、平成25年6月14日に開催された専門家の会議において、接種部位以外の体の広い範囲で持続する疼痛の副反応症例等について、十分に情報提供できない状況にあることから、接種希望者の接種機会は確保しつつ、適切な情報提供ができるまでの間は、積極的な勧奨を一時的に差し控えるべきとされました。その後、会議において継続的に議論され、令和3年11月12日に開催された会議において、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応リスクを明らかに上回ると認められ、差し控えの状態は終了となり、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次行っております。

現在、南小国町ではHPVワクチンに関する厚生労働省発行のリーフレットを同封し、ワクチンの効果と安全性に関する情報提供に取り組んでおります。乳幼児期の子どもさんがいる御家庭には、2か月児訪問から予防接種についての説明を行い、対象となる御家庭には「予防接種と子どもの健康」を毎年送付し、乳幼児健康検査の際に御意向や接種時期の確認を行っております。

予防接種に関しましては、子どもさんの体質や体調を見ながら、慎重に御判断いただく必要がございますので、リーフレット等では不安な場合があるかと思います。その際は、町民課へ御相談いただいて構いませんし、昨年より稼働しております遠隔医療アプリへ登録いただき、直接、医師へ相談いただくことも可能でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

また、日頃から保健師さんたちの丁寧な御説明や環境情報のヒアリングなども身をもって感じているところがあります。本当ありがたいと思っています。

ただ、この前提としまして、ワクチンなので、しっかり御説明をいただいた上で、このHPVワクチンも正しい情報が届いて、納得して選択できるということが大事だと思っています。一律で接種を強く求めるというものでもなく、慎重な方もいらっしゃるかと思いますので、その方々の選択も尊重されるべきだと思っています。

ただ、知っていて打たないというのと、知らなくて打てなかったというのは違うと思っています。そのあたりの情報格差を最小化していくというのが大事かと思っています。リーフレットのみで不安なときは、直接の御相談をということだったかと思っています。このたび、また追加で御質問させていただきたいと思っています。

そこで、まず1点目の御質問をさせていただきます。こちらは今、女性、女の子のみに定期接種となっているかと思いますが、この接種を男性、男の子にも例えば、今現在、任意接種かと思いますが、この任意接種の費用の助成というものも創設されてはいかがでしょうかというお尋ねです。このHPVウィルスは女性の子宮頸がんだけではなく、男性自身も罹患する中咽頭がんなどの原因にもなることが分かっているといわれています。男性がワクチンを接種するということは、御自身の健康も守るということにもつながるかと思いますが、将来のパートナーの方への感染を防ぐといった効果も期待できるかと思いますが、現在、国内では男性への接種自体は承認されていますが、全額自己負担という任意接種です。私が昨年ですけれども、病院に行って、幾らぐらいするのかとお尋ねしたとき、10万円弱でした。しかし、世界に目を向けますと、多くの先進国が男女双方への公費助成を進めております。例えばカナダでは、もう男女ともに接種率が8割を超えている状況です。先の国会の予算委員会でも議論が上がっていましたが、HPVワクチンは男女ともに接種して初めて社会全体でがんを減らすことができる両輪になるのではないかという議論が上がっていました。国の定期接種化の動きを待つのではなくて、町独自で一歩踏み出して、男の子への任意接種費用の助成制度というものを創設してはいかがかと思いますが、どうでしょう。いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中にございましたが、こちらの「予防接種と子どもの健康」、これは毎年変更されておまして、乳幼児期の対象のお子さんの世帯には毎年お送りをさせていただいています。

その中にHPVワクチンのことなんですが、WHOや日本の医学界では、女性をがんから守るために必要なワクチンと位置づけていますが、男性のがんの一部を予防するため、国内での男性への適用については令和2年12月に4価ワクチンに追加され、また令和7年8月には9価ワクチンにも追加され、現在9歳以上の男性への接種が可能となっていますと記されております。そのすぐ後に、男性に対するHPVワクチンの定期接種化については審議中となっていますと、同じく記されている状況です。

こちらのHPVのワクチンにつきましては、やはり任意接種の補助を考える前に、思春期教育等との兼ね合いも必要になってくるのではないかと考えております。その場合、学校教育等との連携をしまして、児童生徒の発達段階を踏まえ、地域の共通理解、保護者の理解、あと集団指導と個別指導の連携を密にするなど、丁寧な進め方が必要だと思っておりますので、今すぐ任意接種の補助ということは、現段階

では考えておりません。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

思春期教育との兼ね合いというのは、私自身もとても大事だと思っております。ただ、その中で今は考えていないという、男の子への接種というのを、助成は考えていないということかと思いますが、今後そういう教育面との兼ね合いを踏まえた上で、今後はぜひ検討いただけたらなというのを思っているところです。

それこそ、その正しい知識を伝える場づくりというのが必要だと思っています。私自身も昨年ですけれども、この子宮頸がんワクチンに関する勉強会に参加をさせていただきました。講師の方が現役の婦人科のドクターで、長年、ボランティアで直接学校に出向いて、子どもたちに啓発活動をされてきた方でした。実際に、その研修の勉強会のときにも、実際に子どもたちに使っている資料ですというので御提示いただいたんですけれども、数字面だけではなくて、現場を知っているドクターだからこそ、すごくリアルな映像だったりとか、実際の話というのを伺うと、非常に深く考えさせられるものがありました。

そのドクターからもおっしゃったのが、トータルで考えていく必要があるということでした。熊本県は子宮頸がんの罹患率というのが全国平均を大きく上回っているそうです。人口10万人当たり、全国平均が16.6名なのに対して、熊本県は21.2名ということでした。また、人工中絶率の高さも7～8年前にはもうワースト1になっていたそうです。この数字を改善するという話ではなくて、この罹患してしまった方々の精神的な御負担、心身的な御負担ということも、非常に御本人だけでなく、御家族も非常に負担があるかと思しますので、幸せに生きていくためにも健康に、健やかに生きていくためにも、私たちは本気で向き合っていかなければいけないんじゃないかなというのを感じた次第です。

その勉強会の際に、ドクターに、どうしたら子どもたちに正しく情報というのは伝わるんでしょうかという質問をさせてもらいました。ほとんどの保護者さんというのは、ドクターではない、非ドクターだと思っています。その中で、どうしたら私のような一般の主婦でも、子どもたちに正しく伝えることができるんだろうとお尋ねをしたところ、やはり行政、また学校単位での産婦人科医との連携だったり、また御本人へ定期的にお手紙を出すなど、周知を徹底することではないかとおっしゃっていました。接種対象になるのが、今の中学校1年生の女子かと思いますが、中学校1年生になったタイミングで接種検討、リーフレット等を印刷して同封いただいていたのですが、これが接種されていない方には年に1回ずつでも何か配布をし

ていく、し続けるというのが、今後必要なのかなというのを感じたところです。

また、本町には産婦人科医という、専門の医療機関がないからこそ、行政や学校が主体となって産婦人科の先生、または最近は薬品メーカーなども出前講座をしてくださっているそうです。そういう専門家の方を学校現場に招いて、男女一緒に自分と相手の心、心身を大切にするというような健康の教育というのを学ぶ機会をつくっていただいてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

当初、議員御質問があったとおり、日本人の半分、2人に1人ががんに罹患するということでおっしゃられましたけれども、うちの町の中学校を例といたしますと、がん教育、こちらは学習指導要領の改正によりまして、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から必修化されております。

がんの教育目標といたしましては、がんについて正しく理解することができるようにする。また、健康と命の大切さについて、主体的に考えることができるようにするというところでございます。

南小国中学校では、年間の計画に基づきまして、がんそのものの理解であったり、がん患者の方に対する正しい認識、こちらを深めるために、外部講師、今おっしゃられたような医療従事者の方であったり、がんの経験者の方であったり、そういった方の外部の講師としての活用のほうも行っているところでございます。

学校といたしましても、子宮頸がん、こちらの予防効果のワクチンにつきましては、中学校3年生とその保護者を対象にいたしまして、授業のほうは行っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

小学校では令和2年から、中学校では令和3年から実際に取り組んでいただいているということだったかと思います。ありがとうございます。ぜひ今後も継続していただけたらと思っております。

接種率が日本一といわれる山形県では、県が主導して教育関係者への普及セミナーなどを全体で行っていたりとか、大人側の意識変革みたいなところも進めていらっしゃるそうです。本町でも、引き続き外部講師の方を活用いただいたりとか、個別での対応をしていただくなどで、引き続き周知の徹底、納得できる選択をできるようにお願いしたいと思っております。

そして、最後に1つ御提案させてください。男性も女性も自分の体と未来を守る正しい知識をしっかりと身に付けて、パートナーができて、お互いを尊重し合って、新しい命が生まれたときに、町として生まれてきてくれてありがとう、おめでとうというのを大歓迎して、その気持ちを形にする仕組みをつくれませんかという御提案です。3年前の議会でも質問させていただきましたが、南小国版のベビーボックスの創設です。ベビーボックスというと、フィンランドで国から届く赤ちゃんへの贈り物です。赤ちゃんの衣類、お布団、絵本など、育児用品の詰め合わせになっています。

熊本県内では、TKUさんが主催されているはじめて箱というのがあります。こちらが私が3年前に4人目を出産したときにいただいたものです。このかわいい箱の中にいろんなプレゼントが詰まっていました。その当時、3年前なので今と中身は違っているかも知れませんが、その当時入っていたものになります。例えば、メーカーさんの実際の商品ですね。透明のお醤油ですと、子どもさんが服にこぼしても色が移りにくいですよとか、あと企業さんのノベルティだったり、ここは銀行さんからの初めて講座を開設したら1,000円分プレゼントしますというようなサービスの案内だったり、ここは歯医者さんから、初めての歯が生えたら、まずはうちの歯医者さんに来てくださいというような案内とともに、歯ブラシなどが入っていたり、ミルクなどのお試し用品などが入っているものでした。ここには商品とただけではなくて、各企業さんからのおめでとうというメッセージと、熊本に生まれてきてくれてありがとうというメッセージがたくさん入っていました。その当時、私も産後1か月ぐらいですけども、こんなにたくさんの方に歓迎していただいているんだというのを知れて、とてもありがたくて、温かい気持ちになりました。

例えば、これを南小国バージョンで作れないかなというのを思っていました。うちの町で作るとしたら、何を入れるかなというのを考えたときに、例えば町内産のお米だったり、干しシイタケをスライスしたやつとか、切り干し大根だったり、だしパックとか、お味噌なんかもあれば、一汁一菜が簡単に作れるような南小国の食のセットだったりとか、また地域の方がハンドメイドをされる方も多いので、スタイ、よだれかけなんかの育児の用品だったりもいいなというのを思いました。

そして、もう1つ、これも以前、御提案をこの議会の場でさせていただいたんですけども、例えば宿泊補助券、観光商品券なども入っていたらどうかなと思いました。産後ケアではないんですけども、町内の温泉施設さんなどでお子さんと親御さんとでゆっくりと過ごす時間というのをプレゼントできたらなと、それは素敵じゃないかなと思いました。子どもさんが小さいときというのは、例えばお食い初めとかハーフバースデー、1歳のお誕生日とか、一生に1度の記念日がたくさんあ

ります。温泉施設に初めて泊まった記念とかでもいいと思うんですけども、その記念日の舞台が町である、南小国町のどこかであるというのも、また子どもさんが成長したとき、振り返ったときに、素敵な思い出に、家族の思い出の1ページになるんじゃないかなと思っています。若しくは、協賛を集めるとかでもいいかと思っています。

そして、その中に高橋町長からの温かいメッセージなんかが、お手紙とか入っていたり、それこそ相談窓口の案内なんかも箱に詰まって届くというのがあると、南小国町としておめでとうと、ありがとうというのを届ける機会になるんじゃないかなと、町を知っていただく機会になるんじゃないかなと考えておりますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御意見、ありがとうございます。

私も20年以上前にはなりますが、出生の喜びはつい昨日のここのように覚えております。出生のお祝いであれば、もらってうれしいなと思えるものがよいかなと考えます。また、継続した事業になると思いますので、中身についてはいろいろと御意見をいただいた上で、安定供給が可能な形のものにする必要もあるかなと考えております。もちろん財源の確保も必要になってまいります。ブックスタートとしての絵本と、手作りのバッグのプレゼントなど、現在行われているほかの事業とのバランスも考えながら、今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

こちらは、私自身も継続、ただ1年やるだけじゃなくて、今後も継続をして町のサービスとして定着していくと、南小国町は子どもを歓迎しているというのをしっかり形にもできていいのかなと思っています。その上で、どなただったらできるのかなと思ったときに、やっぱりきよらかサが大きなキーワードになるかなと思ひまして、マネージャーさんにもちょっと相談をさせていただいたんですけども、そのときにもマネージャーさんのほうが実際に中学校の卒業生たちに向けた卒業祝い品というのを送っていらっしゃるそうです。2年目だそうです。こちらは全て町内の企業さんの協賛品を集めて、おまとめして卒業生に送るというサービスをされていきました。10社程度は協賛が集まっているということでしたので、こうして子どもたちに対する応援だったり、歓迎だったりの気持ちを持ってくださる方はたくさんいらっしゃるかと思いますので、何かしら形にさせていただけたらなと思っています。経済支援から一歩進んだ町の温かさが見える取組をぜひ期待したいと思ひ

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

子どもたちも、私たち保護者も含めてですが、正しい知識をもつということは、自分を大切に、相手も大切にするということにつながるかと思います。そして、大切にしたい人同士で、尊重し合う人同士で新しい命を授かったときに、町としてもおめでとくと笑顔で包みたい、この切れ目のない温かさがつくられて、続いていくことというのを祈念しまして、一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、4番、森永一美議員の一般質問は終了しました。

続きまして、5番、井野和哉議員の一般質問に入ります。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 5番、井野です。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

中学校部活動の社会体育移行と、わくわくクラブの今後ということであります。令和8年度から教職員の待遇改善や働き方改革の取組によって、中学校の部活動が社会体育へ移行しました。学校と外部指導者との連携や報酬の改定、小国町との調整など、様々な課題を克服しながらのスタートになりましたが、円滑な移行ができているのか。

また、町が運営するわくわくクラブは、発足から四半世紀を迎え、多くのクラブが活動しております。子どもたちの居場所づくりや体力づくりに町の方々が自ら仕事や時間を調整しながら指導にあたっておりますが、後継者が見つからずに苦慮しているクラブや、十分な指導ができないクラブがあります。今後、それぞれ維持していく上で、どのように対処していくのか、町の取組を伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答えいたします。

現在、町内の小学生は162名、中学生は86名と、子どもたちの数は減少傾向にありますが、こうした状況下においてこそ、子どもたちがスポーツや文化活動を通じて健やかに成長できる環境を維持することは、町の未来にとって極めて重要な課題であると認識しております。

まず、中学校部活動の地域移行についてであります。昨年度に部活動地域移行検討委員会において2回の協議を重ね、さらに保護者や部活動振興会への説明を経て、本年度より平日は部活動、休日は地域クラブとしての活動を開始いたしました。小国町との合同部活動、女子バレーボール部と軟式野球部ですけれども、についても隣接自治体間の円滑な連携により、生徒が切磋琢磨できる環境を継続しております。

また、円滑な移行に向けた最大の課題である指導者の確保については、今回の補正予算において、平日の外部指導者に対する謝金を年3万円から、休日指導と同額の1時間当たり1,100円へ改定し、処遇の改善を図ることとしております。

次に、わくわくクラブについてですが、現在14クラブに、延べ142名の小学生が参加し、28名の指導者の皆さまに支えられております。しかしながら、議員の御指摘のとおり、指導者の高齢化や後継者不足は深刻な課題です。町といたしましては、この貴重な子どもの居場所を維持するため、中学校部活動と同様、本定例会の補正予算において、指導謝金の増額を計上いたしました。謝金水準を底上げすることで、新たな若手指導者や協力者が参画しやすい環境を整備してまいります。

これらの活動については、単なる金銭的な支援にとどまらず、町全体で子どもたちを育てる機運を高めていく必要がありますので、部活動の地域移行とわくわくクラブの活動が車の両輪となり、本町の宝である子どもたちが地域の中で生き生きと活動し続けられるよう、教育委員会と密に連携しながら、全力で支援してまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

一番メインに聞こうと思っていた謝金を増額するということで、もう回答いただきましたので、もう主な質問は終わったんですが、まず質問の中にも書きましたけれども、やはり教職員の働き方改革等によって、地域クラブに移行という形になりましたけれども、当初は令和5年度に、教育長をはじめ、目の前に座られている3人の課局長さんが検討委員会を立ち上げられたと思います。私の記憶の限りでは、1年間、その当時は中学校の卓球部が外部指導者の方に、大体年間どのくらいの活動時間であるとか、活動日数であるとか、そういった部分のデータを収集して、それを参考に検討していくという話で、本格的に動き始めたのは令和7年度からであったかと思いますが、まず部活動がその地域クラブに移行する流れになったきっかけ、それから令和8年度に正式に地域クラブとして活動するようになった流れを今一度御説明をいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

きっかけとしましては、国・県の動向でもございます教職員の負担の軽減、これが一番でございます。あとは、やはり活動を続けていくにあたって、やはり指導者が顧問だけの場合というのは、なかなかその後の教職員の異動に伴って活動の継続

が困難ということもございます。地域の担い手を確保して、その中で子どもたちが顧問の先生が替わったとしても、継続した活動を続けられるようにというのが一番の目的でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

中学生が今86名おりますけれども、体育部、文化部、合わせて今年度何名の方が部活動のほうに加入をしているのか、お伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

今年度の部活加入数ですけれども、86名中61名でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

大体、例年どおりぐらいの加入数かと思います。その中で、早くから陸上部であったり、野球部であったり、バレー部であったり、これは町のほうで外部指導をお願いをして、部活動の指導の補助をされてきたかと思います。その中で、検討委員会の中で話に上がったのが、文化部の扱いをどうするのか。吹奏楽部あたりはなかなか指導者が見つからないのではないかなというような話がありましたけれども、今、私が知る限りでは、女子テニス部と吹奏楽部は3月の時点でまだ外部指導者が決まっていなかったかと思いますが、4月以降、中学校が認定している部活動。すみません、ちょっと今、全てどのくらいあるのか分かりませんが、全ての部活動において外部指導者が決定して、その指導を行っていただいているのか、その点を教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えいたします。

今、部活動自体は全部で6種目ございます。そのうち、外部指導者が付いていないのが軟式野球部がゼロでございます。ただ、軟式野球部につきましては、お隣の小国町との合同でさせていただいておりますので、その辺りの指導者がいるということで活動を行っております。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

当初、構想が上がったときに、問題点としては、まず運営、実施主体をどうするのかというような問題、それから会費、ほとんどの部が部費を徴収していると思いますが、その会費をどうするか。それから、年間、町としては3万円の謝金を払っ

ておりましたけれども、合同で小国町と練習をする部活動もあるということで、その報酬額をどうするのか。そして、あとは学校の部活動の顧問の先生と外部指導者の連携をどうしていくのか。基本的に、今年度からは週末の練習、大会等は学校の顧問の先生は帯同しないという方針であったかと思います。外部指導者のほうにもうお任せをして、週末の練習試合であり大会等は、基本的にはもう学校の顧問の先生はそちらに参加をしないというような話であったかと思いますが、最終的な打合せの中で先生方も部活動の顧問として指導にあたっていたのであれば、教職員は副業といっているんですかね。例えば、もう時間外であるので、通常は指導ができない。それは学校長に申請をして許可をいただければ、先生方も例えば、別に教職員の給料とは別に、町からの報酬で指導ができるというような方針であったかと思いますが、その辺りの問題点、それが全てクリアになってのスタートであったのか、その点をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度、2回の検討委員会の中で、そういった課題をいろいろ検討させていただきました。その中で、まず報酬ですけれども、これは最終的には月1,000円の負担を保護者からいただくということになっております。結果的に、その月1,000円の報酬につきましては、指導者の謝金のほうに充当するような形になっております。

2点目ですけれども、学校と指導者の連携、こちらについては平日の部活動の段階から、既に顧問の先生と外部指導者の方の連携ができております。今現在、休日が地域に移行したという形でございますけれども、地域移行の指導者の方はそのまま外部指導者の方をお願いをしている状況でございます。

また、議員おっしゃられたように、外部指導者がいない場合、若しくは少ない場合に、今の顧問の先生が兼職兼業での指導にあたるということを行っておりますので、今現在、部活動の顧問の先生は中学校の校長の許可を得て、兼職兼業ということで指導にあたっていておるところでございます。

また、休日の練習試合であったり、公式戦ですけれども、休日の練習につきましては、地域移行しておりますので、地域クラブとしての活動、基本的に地域の指導者の方が主となって指導いたします。ただ、公式戦に関しては、学校長の許可を得た大会、中体連であったりとかになりますけれども、そういった公式戦の大会は、南小国中学校として出場いたしますので、その場合には地域クラブとしての活動ではなくなりますので、顧問の先生が生徒の引率をするというような形になっており

ます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。

2 問目の質問にも関連する話になりますけれども、中学校が許可した大会あたりに出場する場合、中学校の顧問の先生が引率する場合は、もし事故等があった場合は、中学校のその部活動が加入している保険の対象になるかと思います。週末、その学校の管理外、練習試合であるとか、週末に練習している場合に、例えば小国町と合同で阿蘇市の中学校に練習試合に行くとか、そういった場合にケガ等があった場合は、これは中学校の部活動の保険が適用になるのか。それとも、別のそういう保険の対応になるのか、その点を教えてください。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

保険の適用についてですけれども、平日の活動、いわゆる部活動としての活動、また公式戦、南小国中学校として出場する大会、こちらについては通常のスポーツ振興センターの、いわゆる中学生全員が入っている保険のほうで対応することになります。それ以外の休日の練習、若しくは練習試合、地域移行後の地域クラブとしての活動に関しては、別途これも保険に入っていておりますけれども、スポーツ安全保険での対応という形で分けのほうがされることになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。分かりました。

部活動は、基本的に保護者の送迎という形になるかと思います。私たちの子どもが小さかった頃は、ソフトボールやサッカーの大会があるとなると、保護者で送迎班をつくって、ほかの子どもたちを乗り合わせて会場まで連れて行くというような時代でしたが、現在はほぼほぼこの家庭もミニバン、ファミリーカーじゃなくて、ワンボックスあたりを所有されていて、そして家族で応援に行くというようなスタイルかと思います。

そんな中で、集合場所から会場の往復であれば、この保険の対象になるかと思いますが、練習試合や大会が終わって、すみません、ちょっとうちの子連れて、買い物に行って帰りますという保護者が少なくありません。もし、そうなった場合に、往復のコース以外でもし事故やトラブルがあった場合に、このいずれかの保険が適用できるのか。若しくは、もうその場合は保護者の責任になるのか、その辺りはどうなりますか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

基本的にこういったスポーツ安全保険等に関しましては、通常の自宅から会場までだったり、そういった部分の通常の経路のみが保険の対象となることがケースとしては多いんですけれども、本来であれば合理的な経路といわれる出発地点から到着地点、その往復のみということで、その経路から外れた場合には保険の対象外ということになると思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 外部指導者は、今までもうほとんど手弁当で指導をされていたかと思います。ただ、今の外部指導者は、ここ 1～2 年じゃなくて、本当に長い期間、中学校の部活動において指導されてきたかと思いますが、わくわくクラブの場合は、指導者は年度末に教育委員会のほうに登録をすれば、安全保険のほうに指導者は町の負担で保険のほうに加入をさせていただいておりますが、この中学校の部活動の外部指導者のほうも、保険のほうは町で掛けられているのか、個人で掛けられるのか、その点はどうなりますか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

中学校の外部指導者の保険につきましては、今現在、個人で掛けていただいております。というのも、わくわくクラブの指導者そのものに関しては、もともと報酬額、謝金自体がなかった。少なかったということもございまして、そちらに関しての保険はこちらのほうで、中学校の指導者に関しては年間報酬を今までお支払いしていただきましたので、その中で御対応をお願いしていたところでございます。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。

町長の答弁にありましたけれども、部活動の外部指導者の報酬と、わくわくクラブの指導者の報酬は、今回補正予算のほうで上程をさせていただいております。その中で、わくわくクラブの指導者は、町のほうで保険に加入をさせていただいているのであれば、部活動の外部指導者の方も、ぜひこれは町のほうから保険を掛けていただきたい。言い直せば、わくわくクラブも報酬を上げましたので、来年から自分で保険を掛けてくださいという形にならないとも限らないと。ぜひこれは 1,000 円前後だと思います。ぜひ同じくするのであれば、外部指導者の方もぜひ町のほうでそういった補償はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

今回、補正予算で計上しておりますので、この後の審議をいただいて、そこから保険料の部分も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 今、本当に生徒数も減ってきております。これはもう南小国町に限ることではなくて、もうどこの学校でもそうですが、東京都内あたりでも、やはりその場所によっては非常に児童生徒が減っている地域があるみたいですが、大きな都市はスポーツクラブであったり、大きなクラブチームのユースチームとか、そういったいろいろ活動の場があるんですけれども、やはりこういった地方の地域の子どもたちというのは、この部活動というのは非常に大事な場所だと思います。

今後は、小国町と南小国町だけでは、やはり大会等に出場するような人数が確保できないような部活動も出てくるかと思えます。そんな中で、やはり近隣の産山村であったり、あとは阿蘇市のほかの中学校と合同チームというようなことも出てくると思えます。

そんな中で、やはり指導の方法であったりとか、いろんな課題が出てくるかと思えますけれども、中学校が今年の3月ですかね、女子バスケット部が新規の入部者がいなくて、2年間ゼロだったということで、今年卒業した3年生が1名、確か小国町と合同のチームに加入していたかと思えますが、やはりそうになってどんどんと活動できる部活動とそうでない部活動が出てくるかと思えます。そうになると、子どもたちの選択肢も減ってきますので、ぜひ近隣の町村あたりと連携を取りながら、そして子どもたちが良い環境の中で、スポーツまたは文化面の部活動で活動できるような環境を町のほうで整えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そんな中で、わくわくクラブのほうが25年を迎えまして、今年度、クラブ数が増えて14のクラブでスタートをしておるかと思えます。令和6年度が小中学生合わせて113名、令和7年度が小中学生合わせて123名で、話を聞くと123名のうち、掛け持ちの子どもがいますので、延べ172名の子どもがわくわくクラブに参加をしているという話を聞きましたが、令和8年度、町長の答弁の中で142名の子どもが新たにわくわくクラブに登録をして活動しているということですが、延べ人数では何名になりますか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

答弁の中にもありますとおり、延べが142名になります。実人数は105名で

ございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。

若干減っているんですね。やっぱり子どもの数からすれば、仕方ないのかなと思います。ただ、中学校の部活動を含めると170名弱ということは、大体6割から7割ぐらいの子どもが部活動なり、わくわくクラブのほうに参加をさせていただいていると思います。

そんな中で、例えば今年度14クラブありますけれども、中にはこういうクラブがあるというのを知らなかったという子どもがいるという話を伺いました。例えば募集のチラシの中には、例えば野球がありますよ、バレーがありますよと。あとはボクシングエクササイズとか、いろんな競技名は書いてあると思いますけれども、中にはこれはどういう活動をするのかなというような、もう名前だけでは分からないようなクラブがあるかと思います。もう本年度は募集はスタートしていますので、仕方ない面もあるんですが、例えばこのクラブはどういう活動をしますよ、どういう競技ですよというのを、ある程度、子どもたちが分かるような内容で募集をすれば、もうちょっと参加が増えるんじゃないかなと。例を挙げると、杖道というクラブがありますけれども、多分皆さんの中でも杖道と言われても何をするのかなと。多分、大人の方でも分からないと思います。だから、やっぱり子どもたちの参加を呼び掛けるのであれば、大人目線ではなくて、子どもたちが分かるような内容で募集をしていけば、もっと増えるのではないかなというふうに思いますけれども、あくまでやっぱり子どもたちが興味があれば、今はタブレットあたりで調べれば分かるのかも知れませんが、募集をするほうとしては、やはりそういう分かりやすい募集の仕方をお願いできればと思います。

そんな中で、やはり1つのクラブが今年度、指導者が高齢のために、次を担うような方が見つからずに辞められたというような話もありますし、もう今後、このクラブをもっといろんなクラブを増やしていこうと思われるのか、ある程度、子どもたちの数からすれば、このくらいのクラブで維持をしていって、そしてどこかがもし指導者等がいなくなって活動をやめたときに、新たに何かそういうクラブを募集していくのか。教育委員会としては、どのくらいのクラブの数がこの町のわくわくクラブの組織として適当であるとお考えでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。お答えさせていただきます。

今現在14クラブということで、議員おっしゃられたとおり、子どもの数がやっ

ぱり減ってきております。そんな中、団体のスポーツ競技もこの中に幾つか含まれております。結果的に、クラブ数を多くすればするほど、そういった団体競技に携わる子どもたちの数が減っていつてしまう可能性もございます。今ある14クラブそれぞれ文化であったり、運動で、スポーツであったり、様々な活動がございますので、委員会的には今ぐらいの数がいっぱいいいかなというふうには考えております。十分子どもたちが楽しんで活動できるメニューがございますので、この中で子どもたちが健やかに過ごしていただける環境をつくっていこうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。分かりました。

今後の課題としては、やはり指導者の後継者をつくっていく部分かと思います。もう私も60を過ぎていますので、町長も以前、中学校のほうでバレーを指導された経験があるかと思いますが、やはりもう教え方もどんどん変わってきています。やはり昭和、平成の教え方では、なかなか子どもたちにはなじみません。私が中学校の部活動に指導に行っていた頃は、もう子どもが泣こうが、もう徹底してレシーブをさせると。何かもう今思うと、当時の子どもたちに大変失礼なことをしたなと思いますけれども、当時はそれが当たり前だというような風潮だったんですが、現在は本当に当時の子どもたちに私の姿を見せると、どうしてこんなに違うんだというくらい、神様のような顔をして、本当に自分の気持ちを押し殺して褒めながら、本当に子どもたちの指導をしています。やはりもう以前のように叱って教えるのではなくて、本当に褒めて、子どもたちが少しでも楽しくやれるようにと思いながら指導しているんですが、年のせいもあって、かなり安らかな気持ちで指導できるようにはなったんですけれども、やはり今後、指導者を確保していく上で、今までの流れであったりとか、やはり指導力、人となりをやはりきちんと見極めていく必要もあるかと思います。やはり子どもに対して、そういう暴力を振るったりとか、いろんな事件等が起きておりますけれども、わくわくクラブを維持していく上で、今後の指導者の確保、例えばこういう方がいますと紹介された場合に、その人となりあたりを、町としてどういうふうに把握をして、指導者としてふさわしいのか。そこはやはりわくわくクラブを運営していく上で、非常に難しいけれども大事な部分かと思いますが、その指導者の確保の部分ということで、教育委員会としてはどういう考え方で進めていこうと思っておられるのかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

指導者の確保が一番ネックな部分になってきますけど、やはり今指導していただいている方、この方たちは今、議員もそうですけれども、広い心をもって御指導いただいております。一番はやっぱりそういった方たちが信頼できる方というのを、やはり今の指導者の次の後任にということでいただくのが、一番こちらとしても安心はできるところでもございますけど、もちろん次の指導者の方とはこちらも面談等をさせていただきながら、どのような指導方針であるとか、そういった部分も含めて、次の指導者、クラブが長く継続できるような方向に持っていこうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。

先の定例会の折にもお話をさせていただきましたけれども、わくわくクラブの指導者の方は、やはり今まで培ってきたいろんな経験、または今までお世話になった分を子どもたちに還元したいというような気持ちで、本当に指導をされております。そんな中で、町長も言われましたように、報酬として、後に審議をしていただくんですけれども、やはり中にはそういうのを目的で指導をされているわけではないという指導者の方もおられますけれども、やはり子どもたちが安全で安心して居場所が確保できるというような部分では、やはりこういった部分は必要かと思しますので、ぜひ皆さん全員賛成をしていただければと思います。そういった指導者の気持ちもありますので、今後、本当に部活動にしても、わくわくクラブにしても、長く子どもたちの居場所であり続ける場所であるためにも、今後、本当いろんな課題が出てくるかと思いますが、できるだけ本当に子どもたち、そして指導者の方々が納得して活動できる場所であり続けていっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、2 問目に移らせていただきます。

学校の校外学習の安全性の確保はということであります。3 月に、沖縄を訪れた修学旅行中の生徒が船の沈没によって死亡しました。5 月には、部活動の遠征に向かっていた生徒が、乗車していたバスの事故によって命を落としました。いずれも学校の外で起きた事故で、普段から注意していても予測できない事態であったかと思われそうですが、町内においても校外学習や部活動の大会、修学旅行や宿泊研修など、遠方に出掛ける機会も多くあります。子どもたちの安全を確保していくために、どう対処していくのかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5 番議員の御質問にお答えいたします。

まず、本年 3 月に発生した修学旅行中の船舶事故並びに 5 月に発生した部活動遠

征中のバス事故により、尊い命を落とされた生徒さんとその遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

学校の管理下における活動中に、本来安全であるべき移動過程で、このような痛ましい事故が起きたことは、教育行政を預かる身として極めて遺憾であり、重く受け止めております。本町におきましては、これまでも児童生徒の安全確保を最優先に教育活動を行ってまいりました。

しかしながら、今般の事故及び国からの通知を受け、改めて移動中も含めた安全管理の徹底が不可欠であると認識しております。文部科学省より示された通知に基づき、町内各学校に対し、校外活動における安全確保の留意点を改めて周知徹底するとともに、次の点を各学校に対し指導を行います。

1つ目として、長距離、長時間の移動を伴う遠征については、その必要性を精査し、無理のない移動計画を立てること。2つ目として、各学校が作成している危機管理マニュアルに基づき、事故発生時の連絡体制や対応について、実態に即した点検・改定を行うこと。最後に、部活動送迎での万が一の事態に備え、児童生徒のみならず、送迎を担う保護者も守るため、保険加入の促進と保護者への啓発を図ること。これらの指導を徹底するとともに、学校、教育委員会、そして保護者の皆さまが安全に対する認識を共有し、町を挙げて安全対策の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

まず、先月末にホークスパートナーズの事業で、今年度、みずほペイペイドームにおいて、町内の小中学生の子どもたち248名を連れて、交流会が行われたと思います。これは初めての取組であり、いろんな収穫もあり、課題もあったかと思いますが、今回のこの交流会について報告をいただけますか。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） ありがとうございます。

ペイペイドームの交流会についてですけれども、5月27日水曜日、全児童生徒248名、教職員50名、それに町関係が12名、合計310名、バス7台でペイペイドームにまいりました。

南小国町の教育では、前から言っておりますように、その貴重な体験というのを非常に大事にしながら、子どもたちに体験を通して、よく学校教育の中で知・徳・体といわれますけれども、この座学だけじゃなく、特に体験を通しての学びである、そこを大事にしながら、体験活動を進めているところです。

先日のペイペイドーム交流会も、縦割り班を大事にしながら、15班、1班17

名というところで、1年生から中学3年生までを縦割りにして競技を行ったところ
です。私も初めてペイペイドームの芝生を体験しましたがけれども、あれがふかふか
で寝転んでも気持ちがいいというところで、子どもたちがまだ1校だけ感想をいた
だいているんですけれども、小学生の感想の中では、ペイペイドームの芝生の件、
これが非常に気持ち良かったということや、あのペイペイドームの広さというか、
芝生のグラウンドから見た球場の大きさ、これに非常に圧倒されたというような感
想が出ています。

また、競技の中で、ベースランニングを一人一人子どものタイムを計って、一応
記録賞も子どもたちにやったんですけれども、あのベースランニングをするという、
球場でベースランニングをするという、この経験は多分これから先、ないんじゃない
かというくらい一生に一度の経験だろうというふうに思いました。

以前は、ソフトボールとか、こういうのはもう当たり前にやっていたもので、ベ
ースを見れば、あのベースを走るというのは当たり前だったんですが、この前のベ
ースランニングじゃ、3名、1塁ベースを通り越して、ライト方向に走っていった
子どもがいました。びっくりしましたけれどもですね。なかなかベースランニン
グとかいうのも、今、経験がなかなかできないところもあるんだなと思ったところ
です。

また、野球のプロ野球中継で見る、外野にホームラン性のボールが行ったときに、
壁にぶつかって野球選手が取りますけれども、あれを実際壁ドンをしたという、壁
ドン、壁ドンというのが出てくるもので、何だろうかと思ったら、その実際ぶつか
ってみて、その感触というか、柔らかかったみたいです。私はしませんでしたけれ
ども、ああなるほど、こういったことを子どもはやるんだなというのを非常
に感じたところでした。

また、競技の中では、一番印象に残ったのは全体のリレーでしたと。その理由は
チームで1年生から中3まで力を合わせて最後まで走ったことが非常に印象に残り
ましたというところで、やはりこのペイペイドーム交流の目的である、248名の
子どもたちの非常に絆を深めると。まだ、今までケーブルテレビが発足して、全校
が集まって、全児童が集まって競技をしたというか、何かをやったというのは初め
てだそうです。これが非常にみんなで心をつなげるような、絆を深めるような、
そういったところで非常に良かったかなと思っています。

前回の議会の中で、少人数だからより多い、授業にしても、活動にしても、より
多くのところで経験させるということは大事じゃないですかという御意見がありま
したけれども、やはり今回、あの248名で縦割りを通しながらやったことは、一
人一人、中学3年生が1年生の姿を見たりとか、そういったところで何か非常に教

育効果があったし、何かみんなが一つになろうとする、そういう姿がとても良かったなというふうに思ったところでした。

以上です。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

本当に大人の方でも、なかなかあそこの球場のグラウンドに立つというような機会はないかと思います。非常にやっぱり子どもたちは良い体験ができたなと思いますけれども、ただ1つ懸念していたのは、朝、ちょうど高速あたりが車の通りが多い時間帯に、南小国町から福岡の中心部を通過してドームまで移動すると、それも大型バス7台。スケジュールを見たら、大体、朝2時間でドームまで移動するという計画の中で、昨年、関西万博に行かれましたけれども、5年生から中学3年生までであれば、ある程度、まとまって動きはできると思いますが、小学校に入学したばかりの1年生から中学3年生までが一斉に移動する場合に、やはりトイレ休憩にしても時間がかかると思います。やはり1回や2回では済まないと思いますし、もうちょっと時間的な余裕を持ちながらの移動も、スムーズにいったのであればいいんですが、途中、多分鳥栖から太宰府辺りはかなり込み合いますので、1号車から7号車がそろって、多分ドームに到着するようなこともないかと思います。多分、その分の時間もかかってくるかと思うので、今後継続されて、そういう交流会を行うのであれば、その辺りの時間的な余裕あたりをもって計画を立てていただければと思います。何しろ、やはりこれはもう引率された先生方が一番大変だったと思います。関西万博も本当に新幹線の移動であったり、それも本当に大変かと思えますけれども、やはりまだ1年生、2年生の小さな子どもたちを全て同じ場所に移動させるというのは、並大抵のことではないと思いますので、やはり本当に各学校の教職員の先生方、また役場の職員の方々に、本当に感謝をしたいと思います。

そんな中、学校の行事の中で、小学校6年生の修学旅行、中学校2年生の修学旅行があるかと思います。もう毎年、スケジュールは決まっていますので、これはもう事前に旅行会社と打ち合わせて、宿泊先であるとか、移動手段であるとか、そういった部分はもう旅行会社任せだと思いますけれども、ただ5年前の沖縄、5年前の長崎とは状況がかなり変わってきていると思います。本来であれば、引率される先生が事前に下見をされて、どういう状況かというのを確認するのが一番安全・安心できるかと思いますが、その辺りは旅行会社のほうに任せっきりだと思いますけれども、やはり1つは沖縄の事故の場合も、例年そういう日程を組まれていたと。それがもう当たり前のように、オプションの沖縄での学習の中でそういう船に乗船するような機会もあったかと思いますが、それがもう学校としては当然のスケ

ジュールだったと。やはりそういった部分の確認あたりの、十分に確認されていない部分があった部分が今回のような事故につながったのではないかと思います。

やはり経費もかかります。そして、先生もその分、授業を休んで移動等もあるので大変かと思いますが、であれば例えばその旅行をコーディネートする旅行会社さんあたりが一度下見をされて、どういう状況かとか、現在の長崎、沖縄がどういうふうですというような下見、事前の確認が必要かと思いますが、今後もやはりもう例年どおり、前年のスケジュールに沿って来年度以降も進められていくのか、何かその辺りの見直しの予定があるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

例年、修学旅行の行き先は一緒なんですけれども、こちら前年の11月ぐらいには大方の行程表と見積書をいただくことになります。その後、各学校の校内会議のほうにツアーコンダクターの方に入っただきながら、危険箇所であったり、リスク、あとバスの行程自体に、当日の行程自体に無理がないか、そういった部分も合わせて校内での会議を踏まえて、最終的に決定をするような内容になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

本当に、いずれもやはり引率をする先生方の負担が大きくなりますので、できるだけ多くの情報を事前に知らされた上での引率であれば、少しは不安が和らぐかと思えます。行った先での対応が、その場所その場所での対応が出てくるかと思えますけれども、やはり少しでも多くの情報を引率の先生方に与えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、小学校5年生は、夏休み前に水俣の学び、肥後っ子教室のほうで、昔でいう臨海学校のような形で水俣に行かれるかと思えます。また、4年生は、里山体験で立岩の川遊びをして、そしてキャンプ場のほうでバーベキューをしながら交流を図ると思えますけれども、やはり自然を相手にすれば、例えばその日の天候であるとか、あとは野山に行けば、やはり蜂がいたり、蛇がいたり、いろんなやはり予測できないような事態が出てくるかと思えます。

そんな中で、例えば川遊びの場合はその専門のインストラクターの方が指導されると思えますけれども、突然の夕立であったり、そういうよく聞くのは遠足あたりで蜂の集団が子どもたちを襲うとか、そういった部分があると思えます。やはりも

うキャンプ場あたりは、時期的にそういう蜂がいてもおかしくないような状況でありますし、どこから毒蛇が出てくるとも限りませんので、その辺りを含めて、子どもたちに事前の、子どもたちですから、蛇が出てくれば興味をもって近づいていく子もいないとも限りません。ただ、かまれても心配ない蛇とそうでない蛇がいますので、その辺りの子どもたちの事前の指導というか、そういった部分もぜひ行っていただきたい。

以前は、やはり先ほど教育長が言われたように、上の子が下の子を連れて川に行ったり、山に行ったり、そして食べられる木の実であったり、安全な果実であったり、そういった部分はずっと上の世代から教えてもらったんですが、今そういうのがありませんので、やはり野イチゴあたりが生っていても、本当に安全に食べられるのか、そういったのも分からない子どもたちばかりだと思います。やはりそういった事前の指導も必要かと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう時間が近づいてきましたので、1点だけ、今、スクールバスで子どもたちの送迎を、りんどうヶ丘小学校と市原小学校の波居原校区の子どもたちは行っております。このドライバーさんは、一応業者さんのほうに委託をして、例えば健康管理であるとか、アルコールチェックをされていると思いますけれども、例えばどういうドライバーさんが送迎をされるとか、体調が思わしくなかった場合に、教育委員会なり、学校なりに、そういう通知が来るのか、その事業所だけで判断をして、送迎のドライバーを選定しているのか、その辺りを1点お伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

スクールバスに関しましては、津埜観光さんに委託をしている状況でございますけれども、そういった当日の体調とか、運転手さんのですね。体調の悪化等で変わる場合には、こちらへの報告はございません。ただ、毎月、運転日誌というものを毎日チェックしたものを、こちらのほうに1か月分まとめて提出のほうをいただいております。そちらには、速度から、いろんな種類の規定がございますので、その規定の点数の結果が報告されているような状況でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

本当に町はいろんな学校教育に関して手厚い補助をしていただいておりますし、先生方も本当に熱意をもって指導していただいております。子どもたちも本当にいろんなイベントであり、そういう行事に目を輝かせて参加をしていますので、そういった場面でケガをしたり、最悪その命を失ったりすることがないように、もう本

当に先生方は大変かと思いますが、教育委員会としてもできる最大限の、やはり手立てを行って、子どもたちの本当に有意義な学校生活が送れるように、ぜひお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、一般質問はすべて終了しました。

本日は、これにて延会したいと思います。

明日は10時から再開します。

お疲れさまでした。

—————○—————

延会 午後4時03分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6 番

会議録署名議員 7 番

会議録調製者 志 賀 美彩代

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和 8 年第 2 回南小国町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 0 日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 陳情第 4 号 「町道志津線道路拡幅改修」の依頼

日程第 3 議案第 32 号 専決処分の報告について
(南小国町税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 33 号 専決処分の報告について
(南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 34 号 専決処分の報告について
(令和 7 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書
(第 3 号))

日程第 6 議案第 35 号 専決処分の報告について
(南小国町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第 36 号 南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 37 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

日程第 9 議案第 38 号 南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する
条例の制定について

日程第 10 議案第 39 号 南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第 11 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

日程第 12 議案第 41 号 令和 8 年度南小国町一般会計補正予算書（第 1 号）

日程第 13 議案第 42 号 令和 8 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

日程第 14 議案第 43 号 令和 8 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 1 号）

日程第 15 議案第 44 号 令和 8 年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

日程第 16 議案第 45 号 固定資産評価員の選任について

日程第 17 議案第 46 号 南小国町農業委員会委員の任命について

日程第 18 議案第 47 号 南小国町農業委員会委員の任命について

日程第 19 議案第 48 号 南小国町農業委員会委員の任命について

- 日程第20 議案第49号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第21 議案第50号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第22 議案第51号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第23 議案第52号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第24 議案第53号 南小国町農業委員会委員の任命について
 日程第25 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
 日程第26 報告第2号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 日程第27 陳情第3号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書
 日程第28 議員派遣報告について
 日程第29 議員派遣の件について
 日程第30 閉会中の継続審査について
 (総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
 対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	志 賀 美彩代	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
保 育 課 長	河 本 孝 博	町 民 課 長	河 津 頼 子
農 林 課 長	穴 井 康 治	教育委員会事務局長	佐 藤 淳

福 祉 課 長 室 原 孝 平

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 8 年第 2 回南小国町議会定例会の第 2 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、8 番、穴井則之議員、1 番、下城孔志郎議員を指名します。

—————○—————

日程第 2 陳情第 4 号 「町道志津線道路拡幅改修」の依頼

○議長（井上則臣君） 日程第 2、陳情第 4 号、「町道志津線道路拡幅改修」の依頼を議題といたします。

事務局長に陳情を朗読させます。

○議会事務局長（志賀美彩代君） 朗読いたします。

陳情第 4 号、令和 8 年 5 月 26 日。

陳情書、南小国町議会議長、井上則臣様。

南小国町満願寺志津自治会会長、兒玉博昭。

陳情内容、「町道志津線道路拡幅改修」の依頼。

貴職におかれましては、平素より私たち自治会のために御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。また、先だってより町道志津志童子線道路改修の陳情につきましては、採択いただき御礼申し上げます。

今回、下記理由により、町道志津線道路拡幅改修の陳情をいたしますので、よろしく願いいたします。

現状、本町道は県道 40 号南小国・波野線の志津地内、松岡酒店前より分岐し、町道岡倉線、町道満願寺扇線分岐の三叉路に至る道路です。起点部より狭小区間が続き、消防車、救急車等の緊急車両の通行が困難となっており、災害発生時等においては避難者等の搬送に苦慮することが考えられています。

陳情要望理由。本町道は沿線に南小国町公民館満願寺分館があり、地区民の集会等の会場の指定がなされており、地区民の頻繁な通行がある生活道路となっています。

次のページをおめくりください。

また、公民館は志津自治会の避難所ともなっており、緊急車両の通行等が考えられますが、上記のとおり狭小区間が連続しており、緊急車両通行は困難となっています。このため、事故等の発生の場合は人命に関わることも予想されるため、早期に道路拡幅改修工事を要望するものです。内容を検討いただき早期に実現していただきますようよろしくお願いいたします。

次のページをおめくりください。

こちらは上空から見た町道志津線位置図になります。

それ以降のページですが、こちらは現場付近の写真が添付されているところがございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朗読が終わりました。

本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、この陳情につきましては議会運営委員会において経済建設常任委員会に付託し、審議することに決定しておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、陳情第4号、「町道志津線道路拡幅改修」の依頼につきましては、経済建設常任委員会に付託し審議し、会期中に報告を求めることにしたいと思います。ひとつ経済建設のほう、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第3 議案第32号 専決処分の報告について

（南小国町税条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第32号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第32号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）は、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 議案第32号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

専第3号、南小国町税条例の一部を改正する条例。

1枚おめくりください。

専第3号、専決処分書。南小国町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。南小国町長、高橋周二。

なお、専決処分とした理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、3月議会に間に合わなかったためでございます。

次のページをお願いします。

こちらは改め文です。今回の条例改正は、主に軽自動車税に関する改正となっております。

まず、軽自動車税についてですが、今までは種別割と環境性能割と2種類に分かれていたものが、法改正により環境性能割が廃止になり、分ける必要がなくなったことから改正を行うものでございます。

内容は新旧対照表で御説明します。10ページをめくっていただきまして、横書きの南小国町税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）を御覧ください。右半分が改正前、左半分が改正後です。

第18条の3は、環境性能割の廃止に伴う納税証明事項に関する改正です。

第19条は、環境性能割の廃止に伴う期限後納付と延滞金に関する改正となっております。

一番下の第33条、次のページにいきます。こちらは軽自動車税ではございませんけれども、法改正に伴う所得割の課税標準に関する改正となっております。

第34条の7は、法附則第5条の改正に伴う寄附金税額控除に関する改正です。

第36条の3の2は、法改正に伴う給与所得者の扶養親族等申告書について、続きます、次のページです。第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての改正です。

5ページから6ページにかけて、第63条は法改正に伴う固定資産税の免税点の見直しに関する改正です。

第80条は、環境性能割の廃止に伴う納税義務者等に関する改正となっております。

第81条、こちらでも環境性能割の廃止に伴うみなす課税に関する改正となっております。

8ページをお願いします。

第82条から、10ページ、第91条にかけましては、環境性能割の廃止に伴い種別割の表記を軽自動車税と改正しております。

11ページからは、附則の改正になります。それぞれ法改正に伴う所要の改正を行っております。

それでは、改め文の7ページにお戻りください。

中段にございます、附則です。施行期日、第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

以上でございますが、令和8年度当初予算におきまして、歳入に環境性能割というのが計上されております。これは予算編成時にはまだ改正法が成立しておらず、従前どおり予算計上していたためでございます。今後、補正予算で対応する予定です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第32号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第4 議案第33号 専決処分の報告について

（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第33号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第３３号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 議案第３３号、専決処分の報告について。

地方自治法第１７９条第１項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年６月９日提出。南小国町長、高橋周二。

専第４号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

１枚おめくりください。

専第４号、専決処分書。南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日。南小国町長、高橋周二。

なお、専決処分とした理由ですが、税条例の改正と同様の理由でございます。

次のページをお願いします。

こちらは改め文です。今回の条例改正は、国民健康保険税に新たに加えられる子ども・子育て支援納付金の創設に関する改正となっております。

内容は新旧対照表で御説明します。４ページをおめくりください。横書きの南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）を御覧ください。右半分が改正前、左半分が改正後です。

第２条は、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う課税額に関する改正となっております。

次のページをお願いします。

第３条は、引用する法律の表記を修正したのになります。

第９条の２から第９条の４までは、子ども・子育て支援納付金の算定に関する改正です。第９条の２では所得税による算定で、世帯の総所得の０．２８％、第９条の３は均等割に対する算定で、１８歳以上、１人当たり１，４００円、第９条の４は均等割に対する加算で、１８歳以上、１人当たり１００円となっており、これらの合計がその世帯の課税額となります。具体的な金額は、後ほど説明します。

第１２条は、子ども・子育て支援納付金とは直接関係ありませんが、今まで回数の表記が第何回となっておりましたが、こちらを通常使っております第何期というふうに修正をしております。

続きまして、３ページです。

第１２条の３は、国民健康保険税の前納に関する改正となっております。

第２３条は、子ども・子育て支援納付金の減額に関する改正です。所得の要件に

応じて、7割、5割、2割の軽減措置を規定しております。

7ページをお願いします。

ここからは附則の改正になります。それぞれ法改正に伴い、所要の改正を行っております。

一旦改め文の4ページにお戻りください。

下のほうにございます附則です。施行期日、第1項、この条例は令和8年4月1日から施行する。

ここで子ども・子育て支援納付金について試算をしてみましたので御紹介します。まず、例1としまして、仮に夫45歳、自営業、妻が40歳で専業主婦、15歳と12歳の子どもの4人家族を想定しまして支援金を算定しましたところ、年間1万1,000円、月、約840円という試算になっております。

もう1例、夫が74歳、年金収入が150万円、妻が70歳、こちらも年金収入が80万円の2人暮らしを想定しまして算定しましたところ、こちらは国保税の7割軽減世帯に該当しますので、年間が900円、月が75円という算定結果になっております。

なお、子ども・子育て支援納付金の内容につきましては、今月の国保税の発送時に資料を同封して周知を行います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第33号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり承認することに決定

をいたしました。

—————○—————

日程第5 議案第34号 専決処分の報告について

**(令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書
(第3号))**

○議長(井上則臣君) 日程第5、議案第34号、専決処分の報告について(令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第3号))を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長(高橋周二君) 議案第34号、専決処分の報告について(令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第3号))は、町民課長より説明させます。

○議長(井上則臣君) 河津町民課長。

○町民課長(河津頼子君) 議案第34号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

専第5号、令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第3号)。

1ページおめくりください。

専第5号、専決処分書。令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。南小国町長、高橋周二。

専決処分とさせていただいた理由ですが、3月補正時に見込んだ新規加入者の所得が見込額より高かったことによるものになります。詳しい内容につきましては、予算書にて御説明させていただきます。

1ページおめくりください。

専第5号、令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第3号)。

1ページをお願いします。

令和7年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,749万円とする。

令和8年3月31日専決。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料です。今回5万5,000円を増額し、2,458万7,000円とするものです。内容としましては、保険料の増額によるものです。

次のページをお願いします。

歳出になります。

後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金です。今回5万5,000円を増額し、8,067万1,000円とするものです。内容としましては、保険料の増額による広域連合への負担金の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第34号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 議案第35号 専決処分の報告について

（南小国町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第35号、専決処分の報告について（南小国町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第35号、専決処分の報告について（南小国町介護保険条例の一部を改正する条例）は、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 議案第35号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

専第6号、南小国町介護保険条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いします。

専第6号、専決処分書。南小国町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日。南小国町長、高橋周二。

専決処分となりました理由としましては、介護保険法施行令の変更に伴い、令和8年4月1日に施行する必要があったためでございます。

次のページをお願いします。

南小国町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。南小国町介護保険条例の附則に、第9条といたしまして、令和8年度の保険料にかかる減免の特例を加えます。こちらは令和7年度税制改正に伴い、令和8年度のみ保険料の減免を行うものでございます。令和7年度税制改正におきまして、給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられております。令和8年度の住民税では非課税とされた方の中で、介護保険料の算定では従前の基準を用いて算定するため、課税相当として算定される方がいらっしゃいます。このような方々を対象に、令和8年度のみ減免を行うこととなります。想定される方々は、65歳以上で給与収入があり、課税・非課税の境界付近にある方となります。本町におきましては、5名程度を想定しております。なお、本人の申請は必要ありません。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

説明は、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第35号、専決処分の報告について（南小国町介護保険条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第7 議案第36号 南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第36号、南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第36号、南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第36号、南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを別紙のように定める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行により、南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例で、引用している条文に条ずれが発生したため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

2ページをお開きください。

新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行により、第

1 条及び第 2 条の下線部分が条ずれのため、本町で該当法及び施行令を引用している条例を改めております。

1 ページへお戻りください。

附則、この条例は令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） こちらは施行日が 9 月 2 4 日となっておりますが、9 月の理由は何があるのかなと思ひましてお尋ねです。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ちょっと確認していませんでしたけれども、9 月 2 4 日からという形で、この日にちが 9 月 2 4 日にしております。ちょっとここは確認して御説明は後でいたします。

○議長（井上則臣君） 5 0 分まで休憩します。

朝日総務課長、御確認のほどをお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前 1 0 時 3 6 分

再開 午前 1 0 時 4 8 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 時間前でございますけど、全員そろっておりますので、議会を開きます。

朝日総務課長、説明をお願いいたします。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどは大変失礼いたしました。

先ほどの説明は、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の規定の施行の日を、令和 8 年 9 月 2 4 日と定めるものという通知が来ております。従いまして、それに伴い先に条ずれが起こりますので、条ずれの訂正をするというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第36号、南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第37号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第8、議案第37号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第37号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第37号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町において刑法を引用している関係条例について改正する必要がある。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。（南小国町個人情報審査会条例の一部改正）、第1条、南小国町個人情報保護審査会条例（令和5年南小国町条例第3号）の一部、そして2行下の（南小国町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）、第2条、南小国町議会の個人情報の保護に関

する条例の一部及び、その下ですけど、第５３条から第５５条までの規定中の全ての「懲役」の部分「拘禁刑」に改めるとしております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第３７号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第３８号 南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第９、議案第３８号、南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第３８号、南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） それでは、説明のほうに入らせていただきます。

議案第３８号、南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について。

南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例を別紙のように

定める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。制定から相当の期間が経過し、条文中の用語、表現及び規定内容の一部が、現在の制度や実情に合わないものとなっているため、現行条例の内容を全体的に見直し、用語及び規定内容を整理するとともに、現在の実情に即した内容に改めるものである。このため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

今回、資料を今現在、配付しましたが、全部改正となるため、新旧対照表等がございませんので、旧条例を別資料として配付をさせていただいております。その上で、農業構造改善事業自体は農業の生産性の向上や他産業との所得格差是正を目的として1962年、昭和37年になりますけれども、開始された国の総合的な農業支援策ですが、現在では別事業として地域農業構造転換支援事業として引き継がれている部分がございます。

その一方で、ハード面を重視した部分で農業農村整備事業として水路改修事業等を現在行っております。その中の負担金の部分という部分が主な部分になりますけれども、現状に即した形かつ負担金の率等は現状として記載部分の事業に関しては変わらない状況ですけれども、もともとの事業名、そういった部分も含めて、全部の改正を行うとしたものです。

次のページの南小国町農業農村整備事業負担金徴収条例の一部について、御説明を申し上げます。

第1条、従来、目的を趣旨という形で今回変更しまして、第1条、この条例は町が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、当該事業により利益を受けるものから徴収する負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条は各事業における定義、そして第3条は徴収を受ける者を明記し、第4条の負担金の額のところを、従来におきましても記載のある農道整備事業、用排水整備事業については、事業費に対する5%ですけれども、文言等の記載の方法等を記載をしたところでございます。

次のページ、附則になります。この条例は公布の日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の規定により、課し又は課すべきであった負担金については、従前の例による。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 条例の中身についてではございませんけれども、今まであった条例を全部改正するという形になるかと思います。言い換えれば、新しい条例みたいな形になるかと思いますので、昨日の一般質問等にもございましたとおり、継続可能な農業を維持するためには、この負担金の5%が適当かどうかということも踏まえて、一度議会のほうで審議させていただきたいというふうに思います。ですので、できましたら経済建設常任委員会への付託という形で処理をさせていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 今、佐藤議員のほうから、経済建設常任委員会に付託ということが提案されております。

お諮りします。本件につきまして、経済建設常任委員会に付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は経済建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

経済建設常任委員長、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第10 議案第39号 南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第10、議案第39号、南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第39号、南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） それでは、説明のほうに入らせていただきます。

議案第39号、南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由。公共下水道に接続する際の加入負担金について、実態に即した条例改正をするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例。

南小国町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「に100分の108を乗じて得た額」を削る。

次のページは新旧対照表になります。

左側の改正後につきまして、従来、右側に記載のあるとおり、加入金の額は別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額というものを、加入金の額は別表第3に掲げる額とすると改定をするものです。

先ほどお配りしました資料の一番最後のページに別表第3（第24条関係）でございます。現実的に一般加入者からの新規加入の場合は11万円、事業者については床面積に応じてそれぞれの加入金を徴収しているところでございます。現状に即した形で今回改正を行うとしたものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入りたいと思います。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第39号、南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第11、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第40号、工事請負契約の締結については、教育委員会事務局長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） 議案第40号、工事請負契約の締結について。

南小国町立小中学校特別教室空調設備設置工事の請負契約を次のように締結する。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

1、工事名、南小国町立小中学校特別教室空調設備設置工事。

2、工事場所、南小国町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8,140万円。

5、契約の相手方、熊本市北区徳王1丁目6番8号、西部電気工業株式会社熊本支社、支社長、山下英利。

提案理由。南小国町立小中学校特別教室空調設備設置工事のため、地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに仮契約書を付けております。

本工事につきましては、児童生徒の熱中症予防としまして、各小中学校の家庭科室または音楽室等の、いわゆる特別教室に空調設備を設置し、対策を講じるものでございます。

設置教室数につきましては、中原小が2教室、市原小学校が4教室、りんどうヶ丘小学校が4教室、南小国中学校が4教室の、計14教室でございます。

工期につきましては、令和8年6月22日から令和9年1月29日としておりますけれども、りんどうヶ丘小学校のみがこの工期となりまして、ほかの3校につきましては令和8年10月30日までが工期となっております。

理由としましては、資材調達の支障に伴いまして、りんどうヶ丘小学校に設置いたしますキュービクルの納品に時間を要するためでございます。添付の工事仕様書内にごございます特記事項にありますとおり、当該校、りんどうヶ丘小学校の設置工事のみ工期を令和9年1月29日とするものでございます。

説明は、以上になります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 少し聞かせてください。

この設計仕様書を付けてございますが、全て一式ですね。これでどうやって予算等はできたのかというところの説明をよろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員の皆様方にお配りしている仕様書につきましては、議員おっしゃったとおり、一式の部分のみということですが、実際、これに内訳書等が付いておりまして、枚数が相当枚数ございましたので、今回、その分だけを御提案させていただいた部分でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

私たちが見たかったものは、この工事請負契約額と仕様書にどれだけの金額で上がってきているか、その差額がどれだけになっているか、そういうところを見たかったわけですが、これでは全く比較するものがございませんので、どうかその全体額でも構いませんので、それが載っている金額の記入のある仕様書を提示願えますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

ちょっと確認ですが、それは設計書をとということでよろしいですか。金入りの設計書を提示するというところでございますかね。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

金入りの全ての設計書ということではございません。総額の設計額があるもの、この請負額との比較ができるものでございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。承知しました。

総括表ということでよろしいですかね。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） どういう名前になるかは知りませんが、それが総括表であれば、それで構わないと思います。

○議長（井上則臣君） 金額の入ったものがほしいということ。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

契約金額 8,140 万円に対して、総額の設計費が幾らであったかというのがはっきり分かる書類がほしいということでございます。詳細な積み上げ金額まで求めているわけではございません。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。承知しました。

後ほど提出をさせていただこうと思いますけれども、ちなみにこの分の設計額、予定価格につきましては公表をしておりますので、今ちょっとここで申し上げさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） 予定価格、設計額は公表しておるわけですね。それでしたら、その金額の公表でも構いませんが。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

それでは、すみません。予定価格のほうを申し上げます。予定価格 8,474 万 9,500 円です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） ちょっと率を出したいので、計算機を使ってよろしゅうございますか。

○議長（井上則臣君） はい。許可します。

佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

落札率ということでございましたら、申し上げます。先ほどの予定価格に対して、契約額が 8,140 万円、落札率は 96%でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

6 番、後藤六男議員。

○6 番（後藤六男君） ページでいきますと、工事仕様書の手前のページですけれども、南小国中学校のページでありますけれども、普通教室 203 というところは、工事部分となっておりますけれども、今回の工事については特別教室というふうになっているんですけれども、これは製図のほうで誤記載になっているのかなと思うんですが、どうでしょうか。お願いします。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただき

ます。

こちらは誤記載ではございませんで、今現在、小学校6年生の部分で特別支援学級がございます。来年、中学校に入らる中で、そのあたりの新設等も考えておりまして、今回ここに空調を入れる計画としております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

まず、1点は競争入札に関わった業者さんが何社あったのか。それと、工期がりんどうヶ丘小学校は1月29日までというふうになっておりますけれども、今、世の中の現状がこういう状況で、例えば物が入ってくる間に、もうこの予算内で全て賄えるものなのか。あと、その残りの3校が10月30日までの工期になっていますが、長期休暇の中でその3校全て、この工事が終了するのか。通常の学校の授業が行われている間にこの工事が並行して行われるものなのか、その辺りが分かれば教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

入札参加者につきましては、全部で5社でございます。

工期等の部分に関しましてですけれども、基本的に議員おっしゃったように、工事の期間は夏休み期間中を中心にやってもらおうとは思っておりますけれども、その辺りにつきましては、実際、この契約が通った後に、この契約相手先とその辺りも詳しく話をしていきながらやっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

価格はこの価格で契約はしておりますが、りんどうヶ丘小学校のキュービクルあたりの納入がちょっと遅れるということで、例えば追加で増額になるということはないのか。もう現状のままで一応その金額が変わったとしても、施工が可能なのか、その辺りをちょっと確認させていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

この相手先と話をしたときに、その辺りもちょうど確認はいたしました。そんな中で、どうしてもやっぱり今の中東情勢の問題であつたりございまして、なかなか

厳しい状況ではございますけれども、そうはいいましても、やはりこちらはこの部分での契約を当初からいろいろお示しした中での契約を締結させていただいておりますので、そこに関してはこの契約どおりということでこちらは考えております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 最後に、これで各学校、各教室、全て空調設備が整ったということによろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えします。

普通教室のほうはもう既に設置が終わっておりますので、今回この特別教室で学校関係の空調は終了するという形でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

ということであれば、日頃、授業をする部分においては全て完了ということですね。ただ、今後残っているのは、体育館への空調設備配置というところですけど、その辺について、今どのような考えがあるのかお話できればお聞きしたいところです。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えします。

体育館関係につきましては、その工事にかかる補助事業は令和15年度までの部分がございます。本町におきましても、その期間までを目途に、今後、中長期の公共施設の計画の中にも落とし込みながら、計画を進めていこうと考えております。以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません。違う課になって申し訳ないんですけども、先ほどの価格変動の件についてなんですが、一般的な公共事業として建設課が発注している部分というのもございますので、ちょっと若干補足させていただきたいんですが、発注後に単価の増減というのは、もう当然、先ほどからお話があったとおり、ございます。そして、それが想定以上に単価が上がる場合というのもございます。一般的に国交省等が進めていますのが単価スライド条項というものがございまして、ある一定程度の率を超えた場合だったりとかというものに対しては補助事業としても単価の増減というのが認められております。ですので、業者からの請求といたしますか、そこが基本にはなるんですが、そことの協議、先ほど事務局長が言い

ましたとおり、業者との協議というのは当然なんですけれども、そこら辺で単価の増減を設計に反映させて、請負契約額に反映させるという場合もございます。一般的な公共工事としてはそういった流れになりますので、ちょっと補足をさせていただきました。

○議長（井上則臣君） はい。ありがとうございました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第40号、工事請負契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第41号 令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第12、議案第41号、令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）を議題といたしますが、その前に資料配付がございますので、これを許可します。

〔資料配付〕

○議長（井上則臣君） 資料の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） では、議題に入ります。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第41号、令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）は、歳入について総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第41号、令和8年度南小国町一般会計補正予算書

(第1号)。

1ページをお願いいたします。

令和8年度南小国町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,003万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億5,930万6,000円とする。

第2条、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月9日提出。南小国町長、高橋周二。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。事項、役場庁舎カメラシステムレンタル料、補正前、期間、令和9年度から令和12年度、補正後、期間、令和9年度から令和12年度、限度額316万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債、今回190万円を増額し、3億8,130万円とするものです。利率は3.6%でございます。

続きまして、デジタル活用推進事業債、今回210万円を増額し、1,170万円とするものです。利率については民間資金借入のため、入札により決定するものでございます。

続きまして、脱炭素化推進事業債、今回340万円を増額し、340万円とするものです。利率は1.7%でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

分担金及び負担金、負担金、総務費負担金です。今回44万2,000円を減額し、3,342万円とするものです。公営企業会計給与費負担金、水道事業、その下が下水道事業、人件費の増減でございます。

続きまして、教育費負担金です。今回112万円を減額し、103万3,000円とするものです。中学校生徒給食費負担金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金です。今回95万円を増額し、872万4,000円とするものです。地域診療情報連携推進費補助金の増額でございます。

続きまして、土木費国庫補助金です。今回527万2,000円を増額し、8,610万3,000円とするものです。道路改良事業補助金過年度分の増額でございます。

ます。

続きまして、消防費国庫補助金です。今回236万1,000円を減額し、ゼロ円とするものです。消防詰所のAEDに対しまして更新事業の補助金不採択による減額でございます。

続きまして、企画費国庫補助金です。今回1,313万8,000円を増額し、1,313万8,000円とするものです。公共ライドシェア事業の補助金採択による増額でございます。

11ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、衛生費補助金です。今回12万5,000円を増額し、235万9,000円とするものです。むし歯予防対策事業費補助金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入です。今回63万1,000円を増額し、967万7,000円とするものです。土地貸付料につきましては、準町有地の新規賃貸契約による増額とし、場所につきましては大字赤馬場の中畑、蟻有野、奥畑で、面積は5,271平米でございます。その下、町有原野貸付料につきましては、入会地の新規契約1件と、解約1件の差引きによる増額でございます。新規契約につきましては、場所は大字満願寺倉床、面積は4,200平米。解約1件につきましては、大字満願寺斧隠、面積は8,200平米でございます。

13ページをお願いいたします。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回1億5,718万3,000円を増額し、9億3,175万1,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は9億2,187万7,762円でございます。

続きまして、防災対策基金繰入金です。今回708万4,000円を増額し、1,057万8,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は1,498万1,443円でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金です。今回208万6,000円を増額し、3億2,039万4,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は27億9,901万5,857円でございます。

次のページをお願いいたします。

諸収入、雑入、雑入です。今回8万8,000円を増額し、2,304万4,000円とするものです。ホークスパートナーズ2026ブース出展時物品代の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

町債、町債、過疎対策事業債です。今回１９０万円を増額し、３億８，１３０万円とするものです。ソフト事業分を増額でございます。

続きまして、一般単独事業債です。今回２１０万円を増額し、１，７７０万円とするものです。デジタル活用推進事業債の増額でございます。

続きまして、脱炭素化推進事業債です。今回３４０万円を増額し、３４０万円とするものです。電気自動車の導入による増額でございます。

歳入は、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀議会事務局長。

○議会事務局長（志賀美彩代君） １６ページをお願いします。

歳出です。

議会費、議会費、議会費です。今回１５８万３，０００円を増額し、６，３５９万円とするものです。内容につきましては、給料から共済費まで、４月の人事異動に伴う増減でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） １７ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回２，０１７万８，０００円を増額し、３億４，０２６万９，０００円とするものです。給料から共済費まで、４月の人事異動に伴うものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、田ノ原公民館屋根改修工事の補助金分でございます。

続きまして、財産管理費です。今回９１万１，０００円を増額し、１億２４１万８，０００円とするものです。需用費の修繕料につきましては、庁舎機械警備に必要な庁舎玄関ドア電気錠取付代でございます。

委託料につきましては、黒川原野管理組合、入会原野の支障木の伐採分でございます。

使用料及び賃借料につきましては、庁舎機械警備開始に伴うカメラシステム料の増額でございます。

負担金補助及び交付金のくまもと県電子入札システム共同利用負担金につきましては、県のシステム導入費用が低減し、減額としております。

続きまして、諸費です。今回３０万４，０００円を増額し、５３８万１，０００円とするものです。負担金補助及び交付金につきましては、歳入１２ページの町有原野貸付けに伴う地元交付金として７割を計上しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回2,077万3,000円を増額し、2億8,143万4,000円とするものです。内容としましては、需用費につきましてはペイペイドームブース出展時に配布を予定している物品の購入に伴う消耗品費の増額です。

ホークスパートナーズ2026に伴うブース出展としまして、7月12日のソフトバンクホークス鷹の祭典の試合の際に、鷹の祭典限定仕様の南小国町とコラボしたノベルティグッズとして、うちの作製を予定しております。本来であれば、SMO南小国へ業務委託をしております広報営業関連事業委託の中で作製を予定しておりましたが、ホークスパートナーズ2026に伴うブース出展のため、実施主体が南小国町でなければならないため、本町から支出する必要がありますので、予算計上を行い、同額をSMO南小国から雑入により計上し、受け入れる予定としております。

役務費につきましては、公共ライドシェア実証事業に伴う車両購入にかかる自動車共済保険の増額となります。

委託料につきましては、交通空白地解消に向けた補助事業によりまして、公共ライドシェア実証実験実施に伴います業務委託並びに移住定住ポータルサイト改修にかかる業務委託に伴う委託料の増額となります。

公共ライドシェアにつきましては、今回こちらが準備した車両並びに個人の自家用車による一般ドライバーを活用した自家用有償旅客運送、公共ライドシェアの実証事業を行います。

公共ライドシェアもいろいろな形態がありますが、本町では乗降箇所があらかじめ決まっているデマンドバスのような運行形態ではなく、タクシーと同じようなドアツードアの運行形態で実施を予定しております。期間は令和8年10月から12月の3か月間、12月は28日までの期間としております。月曜から日曜まで毎日運行し、運行時間は10時から23時まで、運賃はタクシー料金の8割から同額程度を範囲内とし、運行範囲は小国郷内で、南小国町で出発若しくは到着どちらかが南小国町であることを条件としております。運行台数は、今回の実証事業で購入する2台を含めまして、最大3台での運行を予定しております。

なお、この業務委託によりまして、配車予約のアプリ作成、アプリ運用、電話受付によるオペレーション並びに運転手の採用から運行管理まで、必要な業務の全てを委託する予定としております。

備品購入費につきましては、この公共ライドシェア実証実験によります車両購入にかかる備品購入の増額でございます。実証実験で運行する車両として、5人乗り

の背の高い乗用タイプを1台、7人乗りのワンボックスタイプを1台購入予定としております。

18ページをお願いします。

ケーブルテレビ運営事業費です。今回66万円を増額し、5,452万6,000円とするものです。内容としましては、委託料につきましてはFM告知放送設備の更新を検討しておりましたが、予算が予想以上に高額となり、更新または現状設備継続の判断が年度末までにできず、結果、設備更新を見送ったことに伴いますFM告知放送設備保守点検業務委託にかかる委託料の増額です。

続きまして、情報電算管理費です。今回220万7,000円を増額し、1億3,979万3,000円とするものです。内容としましては、委託料につきましては法改正に伴います番号制度に関する総合行政システム改修業務にかかる電算関係運営支援業務委託料の増額です。

備品購入費につきましては、町長並びに課局長など、職員が出張等により使用するためのPC購入にかかる備品購入並びに地方公共団体組織認証基盤及びガバメントクラウドへの動作検証並びに各種設定のため専用端末を準備する必要があるため、その端末にかかるPC購入にかかる備品購入の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 19ページをお願いいたします。

総務費、徴税費、税務総務費です。今回131万7,000円を減額し、6,336万9,000円とするものでございます。給料、職員手当等、共済費ともに、4月の人事異動に伴います職員2名の人件費の補正となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 20ページをお願いします。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回157万8,000円を増額し、6,647万2,000円とするものです。内容としましては、区分2から4まで、4月の人事異動に伴う増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 21ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回53万9,000円を増額し、1億1,212万5,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費は、職員の異動に伴う増額と減額でございます。なお、職員手当のうち、

時間外手当は後ほど御説明いたします高齢者生活支援給付金の事務増加に伴うものでございます。

続きまして、老人福祉費です。今回1,925万9,000円を増額し、5,731万1,000円とするものです。負担金補助及び交付金に高齢者生活支援給付金といたしまして、1,880万円を計上しております。内容としましては、先日の一般質問でも御説明いたしましたが、75歳以上の方に2万円の給付を行うこととしております。なお、75歳としましては、本年度中に誕生日を迎える方、こちらも対象としております。需用費と役務費に関しましては、本事業のための事務経費でございます。

続きまして、障害者福祉費です。今回117万9,000円を増額し、2億1,784万円とするものです。内容といたしましては、委託料におきまして障がい者医療及び障がい福祉サービスの資格確認をオンライン化するためのシステム改修費となっております。これは国の施策によるもので、2分の1補助となっております。歳入としましては、10ページに記載されております。具体的には、全国の医療機関において各種サービスの資格確認ができるようにするためのシステム改修となっております。

次、22ページをお願いします。

児童福祉費、児童福祉総務費です。今回521万7,000円を減額し、1,763万7,000円とするものです。給料から共済費につきましては、職員の異動に伴う減額でございます。

次に、委託料につきまして、児童関係医療費助成の資格確認をオンライン化するためのシステム改修費を計上しております。こちら先ほどの障害者福祉費の委託料と同じ制度でございまして、2分の1の国庫補助金をいただく予定となっております。

続きまして、児童措置費です。今回387万6,000円を増額し、2億3,018万1,000円とするものです。主な内容といたしましては、委託料におきまして公立保育園の広域委託料といたしまして385万1,000円を計上しております。町内の保育児童が町外の公立保育園に通園するための委託料でございます。当初予算におきまして、1名分を計上しておりましたが、利用者が増加しましたため、3名分を増額しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本保育課長。

○保育課長（河本孝博君） 続きまして、児童福祉施設費です。今回51万2,000円を増額し、2億2,026万3,000円とするものです。給料、職員手当等、共

済費ともに4月の人事異動に伴う増減となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 23ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回169万4,000円を減額し、3億4,502万6,000円とするものです。内容としましては、区分2の給料から4の共済費は4月の人事異動に伴う減額になります。

12の委託料につきましては、小中学校で実施しておりますフッ化物洗口の見守りを、しごとコンビニのほうに業務委託するための増額25万2,000円になります。これにより、先生方の負担軽減につながるようになります。

18の負担金補助及び交付金の41万7,000円の減額につきましては、結婚祝い商品券をお祝い金に変更したことによります商品券発行委託料分の減額になります。

繰出金は、介護保険特別会計繰出金になります。

続きまして、環境衛生費です。今回2,180万5,000円を増額し、3億2,300万7,000円とするものです。こちらにつきましては、公営企業会計繰出金、水道事業分になります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 24ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額14万円を減額し、1億899万7,000円とするものです。内容につきましては、給料から共済費につきましては人事異動に伴うものでございます。

11役務費5万5,000円の増額、手数料の増額です。農産物の加工処理におきまして、利用者が増えたことによりまして、物品等の整理を行ってありましたところで、不用物品が出ております。こちらの処分手数料を計上するものでございます。

委託料5万円の増額、同じく農産物加工所で衛生環境上の改善が必要となったことから、害虫等の防除の委託を行うために計上するものでございます。

備品購入費19万8,000円の増額、きよらかの厨房におきまして使用している業務用電子レンジ、こちらが故障しておりまして、飲食物の提供に支障をきたしていることから、新規購入を計上するものでございます。

負担金補助及び交付金30万円の増額、親元就農支援金としての計上となります。この事業は、国及び県の支援金を受けられない方への町単独での支援金となっております。

ります。今回、先月相談があったことから、今回計上するものでございます。ちなみに、年額３０万円の補助を行っており、最大３年間行っております。

続きまして、農業振興費です。今回補正額８８万５,０００円を増額し、１億５,１７１万９,０００円とするものです。内容につきましては、原材料費８８万５,０００円の増額、農道や水路等の維持管理のための生コン代の増額計上となります。建設課等との打合せによりまして、窓口を一本化し、農林課にて事業を今後行っていくものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ２５ページをお願いします。

商工費、商工費、商工総務費です。今回８万８,０００円を増額し、４９３万８,０００円とするものです。内容としましては、標準報酬額変更に伴う市町村職員共済組合負担金の増にかかります共済費の増額です。

続きまして、観光費です。今回５２万３,０００円を増額し、２,４７８万７,０００円とするものです。内容としましては、南小国町総合パンフレット増刷に伴います印刷製本費の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 説明に入らせていただきます前に、先ほどお配りしました資料１と書いてある航空写真付きのものがあるかと思います。申し訳ございませんが、概略設計の状況でありまして、一応地元の自治会等には説明は行っておりますが、関係地権者への用地交渉等、今後の形になりますので、説明後、回収をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２６ページになります。

土木費、土木管理費、土木総務費、今回１,６０１万２,０００円を増額し、１億２,２７６万６,０００円とするものです。給料から共済費まで、４月の人事異動に伴う増となります。

負担金補助及び交付金２５９万２,０００円の増になりますが、令和７年度発注工事におきまして、残土処理が発生しております。その処理について、各事業者がもつ処理地等において対応を依頼していましたが、通称、盛土規制法が令和７年４月１日に運用開始されたことにより、それらの処分地に対してストックヤードまたは処分地として登録がされたこととなります。その登録により、処分費が必要となることで、令和７年度より南小国町建設業協会と協議を行ってきましたが、その費用等について協議が調いませんでした。しかしながら、本年度になり協議が調い、

1立米辺り1,200円の費用を業者のほうに支払うという形に決定したことで、令和7年度の対象工事、11件分になりますけれども、その処分費を負担金として支出したいと考えております。

続きまして、道路橋梁費、道路維持費になります。道路維持費、今回2,975万円を増額し、1億5,026万4,000円とするものです。需用費1,800万円、修繕料の増になりますが、令和7年度事業として実施した路面下空洞調査の結果が3月に報告されました。その可能性として、可能性というのは陥没をする可能性なんです。町内の主要路線部分だけの調査ではございましたが、最終的に96か所の可能性が報告されました。それを踏まえ、陥没危険度が高いAランク21か所、Bランク19か所、合計40か所について試掘または修繕等を行いたいと思っております。

また、町内全域におきまして、一般的に路面の補修というか、合材の穴埋め、円形状に陥没したりする部分というのが町内に多く見られましたことで、安全性を確保する必要性が緊急的にあるとして、その補修費用800万円の増をするものでございます。

続く、工事請負費1,175万円の増になりますが、その内訳として現在施工中の市原新規水源送水管布設工事を、山村広場への道路である町道市原森園線において、送水管の布設工事を行っていますが、その範囲におきまして舗装の全面復旧を行うとしていました。しかし、現場着手時に機構測量、現場の測量を現所のほうで測量を行った結果、道路側溝の沈下、横断側溝の欠損や変形、また道路用でない旧タイプ、一般的に車が乗ってはならないような側溝になります。そういった布設が確認されました。また、グラウンド入口付近に舗装面の著しい沈下もあり、大きな水たまりも生じているということから、それらを別発注とした場合、手戻り工事となること、また工事費が高くなることを考慮し、変更契約を行い、追加工事で発注したいと考えるものです。その分の費用が1,100万円の増となります。

また、注意喚起看板設置工事75万円を考慮しておりまして、赤馬場から波居原に通じます町道手形野線におきまして、令和8年1月に路面凍結による多重事故が発生をいたしました。また、雨天時におきまして、スリップ事故が発生した経緯もあることから、通行車両への注意喚起を行うための看板3枚を新たに設置したいというふうに考えております。

続きまして、道路新設改良費、今回4,000万円を減額し、1億9,892万円とするものでございます。委託料についてなんです。1,000万円の減ですけれども、町道打手ヶ原線ほか、退避所測量設計業務委託ということで予算を計上しておりますが、その中、当初より予算を計上していますが、退避所設置計画の見直

し、また用地の関係から、一部について次年度以降に見送ったことにより1,000万円の減を行うとしたものでございます。

続く、工事請負費3,000万円の減となりますが、町道星和八本松線道路改良工事として、当初予算におきまして1,500万円を計上していましたが、今回の土木建設課関係の補正予算の増、また緊急的対応に伴う予算増、また財源の確保、建設課としての業務量増を踏まえ、本年度は見送ることとしたことによる減、また町道小原楡線道路改良工事になりますけれども、工事に必要な盛土を町道星和八本松線道路改良工事から流用するとしていたことにより、同様に見送ることとしたことによる1,500万円、合わせて3,000万円の減となります。

続く、橋梁維持費、今回8,150万円を増額し、1億9,458万6,000円となるものです。委託料、道路メンテナンス事業委託料になりますけれども、お手元にお配りしました資料1のほうの範囲内におきまして、測量設計調査を行うものとし、8,000万円増とするものです。

なお、詳細な説明につきましては、長くなりますので、よければ後の質問等において対応させていただければと思います。

続く、住宅費、住宅管理費、今回3万9,000円を増額し、6,609万4,000円とするものです。職員の通勤手当の増によるものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 休憩に入ります。午後1時5分から始めます。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

総務課のほうから、歳入の件で一部御説明がありますので、これを許します。

朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。

先ほどの歳入のところで言い間違いがございました。訂正をさせてください。

ページ数は、歳入の15ページです。上から3段目、脱炭素化推進事業債のところで、私、電気自動車の導入によると発言をいたしましたけれども、これは町長車でハイブリッド車の間違いでございます。訂正のほうをよろしくお願いします。申し訳ございません。

○議長（井上則臣君） はい。訂正のほうをよろしくお願いします。

続いて、説明を求めます。

朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 29ページをお願いいたします。

消防費、消防費、非常備消防費です。今回37万円を増額し、1億6,565万2,000円とするものです。操法大会出場補助金につきましては、ポンプ車が志津、小型ポンプ車が第1分団の選抜というところで、その補助となっております。

幹部研修補助金につきましては、2班に分かれて研修をしておりましたけれども、1班は昨年行きましたけれども、もう1班のほうは令和7年度、衆院選と時期が重複し、実施できなかったというところで、今回1班と新幹部を入れての計上としております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

30ページをお願いします。

教育費、教育総務費、事務局費です。今回1,433万7,000円を増額し、1億5,619万2,000円とするものです。内容としたしましては、1節報酬から8節旅費までは、職員の人事異動による増減及び会計年度任用職員の人員増に伴う増額でございます。

続きまして、教職員住宅管理費です。今回534万6,000円を減額し、2,409万4,000円とするものです。内容といたしましては、矢津田教職員住宅9戸全てのフローリング化への修繕料を当初予算で計上しておりましたけれども、現在入居中でございまして、全てを修繕するのが困難ですので、6戸分の修繕料、10節需用費を減額するものでございます。

31ページをお願いいたします。

中学校管理費、学校管理費です。今回74万6,000円を増額し、6,566万7,000円とするものです。内容といたしましては、平日の中学校部活動の外部指導者への謝金を、休日の地域クラブ指導に伴う謝金の水準と同じ1時間当たり1,100円にするための7節報償費の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

社会教育費、社会教育総務費です。今回86万円を増額し、1,052万7,000円とするものです。内容といたしましては、18節負担金補助及び交付金のきよらの郷わくわくクラブ活動補助金の増額でございます。当該補助金につきましては、指導者への謝金等が含まれておりまして、今回、年間の指導料を増額し、安定した活動の継続を図るものでございます。

続きまして、文化財保護費です。今回130万3,000円を増額し、213万

8,000円とするものです。内容といたしましては、町内の指定文化財4か所分の看板修理として、10節需用費の修繕料が30万3,000円の増額、また指定文化財の保存整備に伴う補助金といたしまして、1件の補助上限額でございます100万円を18節負担金補助及び交付金に増額するものでございます。文化財の修繕につきましては、内容によっては急を要するケースがございます。町としては、即時に支援を行い、貴重な文化財の価値が損なわれることがないように、今回補正をさせていただくものでございます。

33ページをお願いいたします。

保健体育費、学校給食費です。今回301万1,000円を増額し、5,305万3,000円とするものです。内容といたしましては、1節報酬から4節共済費まではパートタイム会計年度任用職員の1名増に伴う人件費の増額でございます。

また、18節負担金補助及び交付金でございますけれども、本年度から国の学校給食の抜本的な負担軽減に加え、町の独自の支援といたしまして、小中学生ともに学校給食費を無償化しております。

一方で、食物アレルギーによりまして家庭からの代替食、これらが必要な場合には、材料費の負担等がその家庭には生じます。よって、主食または副食、全ての代替が必要な家庭に対しまして、その材料費相当分を補助する補助金といたしまして、新たに7万6,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回59万9,000円を減額し、3万円とするものです。

説明におきまして、次の農業用施設と併せて説明をさせていただきます。

農業用施設災害復旧費、今回195万円を減額し、33万4,000円とするものでございます。農地災害復旧費及び農業用施設災害復旧費におきます負担金補助及び交付金として、小災害復旧補助金の減としております。農林課におきます原材料支給、それと本補助金における整合性に疑義が生じる可能性があることから、また月例監査からの指摘も踏まえ判明したところです。協議の結果、本補助金は今後、農林課にて対応するとし、また本補助金は暫定法の採択基準による災害が発生し、かつ建設課が行う災害復旧事業に該当しないものを対象としているため、今回、いずれも全額の減を行うとしたものです。

償還金利子及び割引料につきましては、令和7年度繰越事業で行った農地災害1件の精算の結果、負担金還付644円が生じたことから増を行うものです。

なお、申し訳ございませんが、本日お配りしました一般会計の今回の補正の予算

書になりますが、訂正をお願いいたします。2枚目の道路新設改良費の委託料で、町道打手ヶ原線外待避所設置測量設計委託2,000万円とございますけれども、今回の補正がゼロになっております。そこに1,000万円という数字のマイナスを入れていただき、計の部分に同様に1,000万円を入れていただき、同じ道路新設改良費の工事請負費のほうに町道打手ヶ原線外2路線待避所設置工事の部分に1,000万円の記載がございます。そこをゼロにさせていただき、合計がマイナス3,000万円という形で訂正をお願いいたします。

本資料につきましては、先ほどのお話もありましたけれども、予定価格の公表をしておりますが、個別の路線の事業費が出ていることから、取扱いには注意をお願いいたします。

説明は以上です。

2枚目の道路新設改良費の委託料の最上段にあります打手ヶ原線外待避所設置測量設計委託の補正1号部分にマイナス1,000万円、3行目の計の部分にマイナス1,000万円、その上で工事請負費、同じ道路新設改良費の工事請負費の最下段、町道打手ヶ原線外2路線待避所設置工事の補正部分にマイナス1,000万円が入っておりますので、これをゼロ。そして、合計の部分がマイナス4,000万円をマイナス3,000万円に訂正をお願いいたします。

申し訳ございません。以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 35ページをお願いいたします。

公債費、公債費、元金です。今回120万円を増額し、3億2,145万6,000円とするものです。地方債繰上償還元金でございます。

続きまして、利子です。今回30万9,000円を増額し、1,591万円とするものです。地方債繰上償還に伴う利子の補償金でございます。

歳出は、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

では、建設経済常任委員会のほうの現地の立会いもあるそうでございますので、延会といたします。

明日は10時から行います。

-----○-----

延会 午後1時17分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 志 賀 美彩代

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 1 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和8年第2回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第41号 令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）
- 日程第3 議案第42号 令和8年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第4 議案第43号 令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）
- 日程第5 議案第44号 令和8年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）
- 日程第6 議案第45号 固定資産評価員の選任について
- 日程第7 議案第46号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第47号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第48号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第49号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第50号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第51号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第52号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第53号 南小国町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
- 日程第16 報告第2号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 委員長報告 付託議案陳情第4号 経済建設常任委員会 令和8年付託
「町道志津線道路拡幅改修」の依頼
- 日程第18 委員長報告 付託議案第38号 経済建設常任委員会 令和8年付託
南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する
条例の制定について
- 日程第19 陳情第3号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情
書
- 日程第20 議員派遣報告について
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 閉会中の継続審査について
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査

対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	志 賀 美彩代	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
保 育 課 長	河 本 孝 博	町 民 課 長	河 津 頼 子
農 林 課 長	穴 井 康 治	教育委員会事務局長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	室 原 孝 平		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和8年第2回南小国町議会定例会の第3回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、北里桂一議員、3番、佐藤毅議員を指名します。お二方、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第2 議案第41号 令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第41号の質疑を始めます。質疑のある方。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） おはようございます。

では、まず1点、21ページの高齢者生活支援給付金について、2点お尋ねをさせていただきます。こちらは大変助かる事業かと思っております。助かる方が多いかと思っております。その中で2点です。まず1点目が、今後の現金を給付されるスケジュール、想定されているスケジュールがありましたらお知らせください。今回対象となる方も多くいらっしゃいますし、また昨日の御説明の中で、年度中にお誕生日を迎えられた方も対象になるということでしたので、複数回の給付を考えていらっしゃるのか、また時間外勤務手当などももう既に計算をされて予算として上げられていますので、その辺りの想定されているスケジュールについて1点です。

もう1点が、現金の給付の方法について、どういう形で対象の方に2万円が届くのかについてお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

まず、スケジュールに関してですけれど、こちらの想定としましては9月中に、ある程度の方に行き渡るように考えております。今回の給付が町独自のものでありまして、システム改修等も補助とかありませんので、多くの部分を人力で行うところになっております。なので、少し時間をいただきまして、9月末を目標としております。

今年度中に75歳を迎える方につきましては、要綱を工夫させていただきまして、

1 回目の御案内から対象となるように御案内したいと思っております。

給付の方法でございますけれど、個人の口座に直接振り込みをさせていただこうかと思っております。なので、今までの給付金が世帯宛でございまして、世帯宛の口座番号などはこちらで把握させていただいているんですけど、今回新たに個人様の口座情報を教えていただかないといけませんので、全ての方に対してプッシュ型というのはできておりません。見込みとしては、多分4割程度の方しか、口座は登録されていないと思っております。なので、まずは第1回目の通知で給付がありますので、口座番号を教えてくださいということで御案内をさせていただこうかと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

では、今後想定されるスケジュールとしましては、振り込みは9月末までに1回目を、3月末までの方を対象として1回でまとめてお振り込みをされるということでよかったですかね。

あともう1つが、口座の登録、口座への入金ということですが、私も高齢者福祉に携わっていらっしゃる方とかとお話をすると、やっぱり大事なもののというのが紛失しやすかったりもするので、口座入金というのが一番いいんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、その口座登録が4割ということは、あと6割ぐらいの方に対してのアプローチも必要になってくるかと思いますが、この辺りに関して、例えばマイナンバーでのひもづけをされていらっしゃる方とかの検索ができないのかとか、若しくはマイナンバーを取得されていない方、若しくは口座をひもづけされていない方へのアプローチみたいなのも、マイナンバーのほうの取得率も上げるみたいな目的も兼ねて、何かそういった方法も検討されているのか、併せてお願いします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。

給付開始の時期でございますけれど、給付終了の目標は9月末程度と考えておりますけれど、給付開始はもう少し早めをしたいと思っております。既に口座を登録されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方々に関してはプッシュ型で、この口座でよろしいですかという通知を作成しまして御案内したいと思っております。

マイナンバーに登録されています公金受取の口座でございますけれど、どうしても今回が人力でやっていくところになりますので、給付方法が複数になりますと、

どうしても手数が増えてきますので、今回は考えておりません。マイナンバーの普及率を上げるためには必要なことだとは思っておりますけれど、今回に関しては直接お聞きして、お渡しするという方法を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

もうおっしゃるとおり、何よりも今、物価高騰等で大変な中だと思っておりますので、今、課長がおっしゃったように、一番最速で全ての対象の方に手元に届くという方法で今後やっていただくということです。職員さんは大変かと思いますが、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。

それでは、18ページのライドシェアについて、若干質問をさせていただきます。去年の6月に私が一般質問で提案させていただいたものだと思います。導入に当たっては、非常にありがたいものではありました。でも、若干お聞きしたいことがありまして、課長については本町は観光地でありますので、それに沿ったような導入を考えていきたいということでございました。これで2台の車両を購入して実証実験が10月から12月までなされると思うんですが、この導入された後のことについて、どう考えていらっしゃるのかが1点と、それと、これがアプリを導入して決済方法が多分、現金を取り扱わないという形のものかと思われるんですが、この前、説明会のときお話したように、高齢者の方たちの病院とか、そういったものには時間帯が10時から23時ということでございますので、病院に帰りは使えるかも知れんけど、行きは使えないのではないかとか、そういった懸念もありました。だから、実証実験が終わった後に、やはり長く、これを実証実験の後に自分のところの町が持続して使えるようなものにせんといかんのではなかろうかと思えます。ランニングコストが相当かかるような形の社会実験になっているように思われますけれども、そのところもお聞かせいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の御質問にお答えいたします。

今回、ライドシェアの実証事業ということで、3か月間を予定しておりますが、この結果を踏まえて、この結果がいい結果であれば、一番私としても、まちづくり課としても非常にありがたい部分でありまして、その結果を受けて、実走に向けた

準備も進められるかなというふうに思っているところでございます。

今回、アプリを導入しまして、キャッシュレスの決済をとというところの方向性にいった部分の主な要因としましては、これはタクシーと異なりまして、メーターを有したのではなく、あくまで一般の車両を利用する。一般の乗用車を利用するという形態でございますので、料金メーターがありませんので、この料金をどう算出するかというところが、やはり肝となってまいります。それをするためには、やはりアプリの導入というところが非常に重要となってまいります。アプリで出発地、到着地をあらかじめ予約をすることによりまして、距離を算出し、それから料金を算定して徴収すると。キャッシュレスであれば、お金のやり取りも発生しませんので、一般ドライバーがこの公共ライドシェアに関わったときにお金を取り扱わずに運行が可能であるというところから、このアプリの導入というところで進めております。

併せて、電話受付を行います。この場合は電話を受け付けた方がアプリを利用して予約を入れるというところで、それをまたドライバーのほうにデータが行くというような形になりますので、そういった電話受付をされた場合におきましては、どうしても現金の授受というのが出てまいります。そこをどうクリアしていくかというのは、実証事業の開始前までには、委託事業者が決まった上でその打合せを十分行った上で、どうしていくかというのは決めますけれども、少なくとも電話で受け付けた分については現金の受渡しが必要になってくるというところもでございます。

ゆくゆくは、これを実証から実走に持って行って、数年はかかるかも知れませんが、実走が実現した場合は徐々にアプリへの完全移行という形で、完全にアプリでの運行という形に移行していければというふうに考えております。

アプリを利用すれば、観光客にとりまして、QRコード等を旅館等に掲示させていただいて、それでアプリをダウンロードしていただいで予約をしていただければ、十分御利用いただけるものと思っておりますし、また先ほど御質問のありました高齢者についてですけれども、今回の公共ライドシェアにつきましては、タクシー利用助成事業のタクシー券の利用はできないというところで考えております。タクシー利用助成を御利用の高齢者におきましては、まずはタクシー券を利用させていただいて、タクシーでの移動をというところを考えております。

ですので、時間が10時からというところで、なるべくタクシー会社との競合もある程度、極力避けるような形で運行できたらというところで時間の設定をさせていただきました。早い時間帯におきましては、高齢者はタクシー利用助成事業が使えますし、また観光客もチェックアウトの後からというところの時間帯を考えます。

と、１０時からという形で今回の実証実験はやらせていただきたいというふうに考えておまして、この結果を基にどう利用がなされるかといったところのデータをきちっと集めた上で効果検証していきたいというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ２番、北里桂一議員。

○２番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

そのアプリ会社、東京の法人ですね。この方に実証実験を頼まれると思うんですが、これが実証実験が終わった後も、同じような形で実働するときも、そこに頼んでランニングコストがものすごくかかりそうな感じがいたしますけれども、そうやっていくのか。それが本町のしごとコンビニとか、普通のコンビニにしても、２４時間営業している法人体系に依存とかいうのも、実証実験の後、考えられるのかどうか。

それと、もう１台、３台目を自家用車を利用して、実証実験として考えていらっしゃるということですが、この３台目はその登録したドライバーの、１０人おるか、２０人おるかはちょっとよく分らないのですが、その方たちの自家用車を使って、これを運行するという考え方ですか。２台は購入するんだけど、あと３台目については、その登録された方の自家用車でやるということですかね。

それと、その方たちの自動車の使用料、その労働賃金ですね。そういったものはどう考えていらっしゃるのかお教えいただけますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

まず、この委託についてでございますが、やはり何分初めての取組でございますので、どういった形で運行管理を行うのか、またオペレーションをどう行うのかといったところで、専門的にほかの自治体でも実績がある。また、運行管理から一括で委託を受けて業務ができるという業者をお願いをするというところでお願いしたときに、どういう形で運行管理を行っているのか、またオペレーションとしてはどういう形でオペレーションをすれば、より良い運行ができるのかといったところのノウハウを、まずは実証事業によって町としても得ていきたいというところで、これが複数年、実証実験を重ねることになるのか、いきなり実走に移るのかはちょっとこの先、まずは実証実験をやってみないと分かりませんが、その中でこのノウハウをこちらも把握しながら、ゆくゆくは町内の事業者、若しくはタクシー事業者のほうにこの運行管理並びにオペレーションの業務を委託できないかなというところで考えております。まずは、町外の事業者をお願いをする形になりますけれ

ども、ゆくゆくは内部での需要という形で、内部で需要が生まれるような形にもっていければというふうには考えているところでございます。

また、2台は車両を購入しまして、このライドシェアで活用する予定で、1台は普通の一般の方の自家用車を活用するというところで運行を考えておりますが、ドライバーへの費用というところは、この購入した2台、または自家用車を活用した1台ともに、時給とかそういった形での費用負担というのは出てくるんですが、それプラス自家用車を利用した方におかれましては、車の費用分も含めた利用料という形で、まだ明確な料金の体系はまだ今後の打合せという形になりますけれども、そういった形で自分の車を利用した方には、その分の費用は上乗せするというような形での支払いは考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

もういろいろ10月からの稼働に向けて、今からいろんなことを話していかれると思うんですが、ぜひともこれは国庫補助金を使うときには、立ち上げのときには相当かかるかも知れんけど、やっぱり持続して利用価値が上がっていくようなものに仕上げていかんと、赤字のタクシー会社が1社増えたような形でいくと長くは続かんので、ある程度、自己資金で運営ができるようなところまでやっていただく計画をぜひとも立てていただきたい。そして、タクシー会社の8割で運行するというところでございましたので、タクシー会社等を圧迫せんような条件が、確かこれの導入科目にはなかったのかなと思ったんですが、タクシー会社というのは初乗り運賃が、今600円から700円とかあると思うんですが、最低1キロとか2キロ乗ったとしても、それが初乗り運賃として適用していくのかどうかもお聞かせ願えればありがたいですが、まだそこまで決まっとらんのだったらそれでもいいんですが、そこも踏まえて検証して、実証に移っていただきたいと思いますが。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、やはり持続可能な事業という形で今後取り組んでいくというのは、もう当然のことでございますし、その中でできる限り費用負担が少なくなる、若しくは利益が出るような形に持っていければ、非常にそれは理想かなというふうに思っておりますので、そういったところはそういうところを目指しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、運賃ですけれども、一応タクシーの8割とはしておりますが、この事業を行うに当たって、小国郷公共交通会議に諮らなければなりません。その中で、やは

りタクシー事業者との協議も出てきますし、また事前に、一応こういう事業を始めますというところで、タクシー事業者にも説明にまいりました。その中で、やはりこの料金に対して懸念を示される業者さんもおられました。なので、一応タクシー利用料金の8割というのが国から基準として示されておりますが、8割からタクシー料金並みというところでの料金設定を考えており、小国郷地域公共交通会議の会議の結果次第によっては、タクシー料金並みの料金でという形になるかも知れません。そこら辺はタクシー会社を圧迫しないような形でも協議を進めて、双方納得した形で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、料金につきましては、初乗り料金とか、そういったタクシーの料金形態があるかと思えますけれども、通常の距離計算で初乗りも踏まえて、ここからここまでが幾らだといったときに、そのタクシーの料金を徴収するというような形で、時間料金であるとか、待機料金であるとか、そういう上乗せ分につきましては、実際は加味しないという形にはなりますし、待機ということがまずは予約が、出発地と到着地を設定する関係上、そこからそこまで移動したら、もうそこで予約を受け付けた部分の運行は完了となりますので、帰りの運行については、またそれぞれ予約していただく形になりますので、ちょっと待っていてくれないかというような、タクシーと同じような利用形態はできませんので、そういった部分でいくと、待機料金等は発生しないという形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。最後です。

ぜひとも、いろんな問題があるとは思いますが、熟慮していただいて、引いては黒川温泉が抱えている問題というのは、大型駐車場から町なかまでの1キロ弱ぐらいのピストンがぜひとも欲しいということが、多分、旅館組合の専務理事と事務局長あたりも御相談に上がったと思いますが、そちらのことも加味しながら、ぜひ実証実験を行った上で、実践に向けたところで、良いものに仕上げていただければと思って、よろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

33ページ、学校給食費の学校給食費相当額補助金についてお尋ねをさせていただきます。食物アレルギー対応の児童生徒の分ということでございましたけど、実際、今何名おられるのか、その程度、全食を家庭から持ってきている、若しくは牛乳のみを提供しているだとか、そういう区分があったと思いますけど、区分があったか、

そういう規定があるのかどうか分かりませんが、他の自治体はそういうのがございましたけど、どういう経緯で、何名ぐらいで、この7万6,000円という予算が上がっているのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、アレルギーでこういった代替食の対応をしている児童生徒ですが、小学生が現在4名、中学生が1名でございます。牛乳に対する部分はないんですが、主食または副食のほうで代替が必要な状態でございます。

アレルギーの内容については、小麦であったり、えび、甲殻類ですね。そういったもの、あとナッツ類等が主な理由でございます。

この該当する子どもたちの部分に関しましては、医師の診断書を基に学校等と協議しながら、この代替の対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。分かりました。

それで、もう1つ、今年から保育園と小学校の架け橋期プログラムというのが行われていると思いますけど、この給食に関する連携というのは行われているのか、それも併せて教えてください。給食というか、アレルギー対応の受渡しというか、そういう話ですね。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

架け橋期のプログラムの中そのものにはないんですが、未就学児から就学时に上がる際には、保育要録というものが学校のほうに渡されます。その中に、その各一人一人のお子さんのアレルギーの状態であったり、日頃の様子であったり、そういったものが就学する学校宛に送られて、そこで学校はそれを把握して、アレルギー等も含め、対応をしているところでございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

食の部分で、私も相談を受けましたけれども、アレルギーをお持ちの御家庭から、かなり大変だという負担感の話は聞いておりましたので、その辺がうまく情報共有されて、学校の中においても上手に、当然アレルギーは間違えて食べれば、もう本当に命に関わる部分もありますので、非常にまたデリケートな情報でもございます

ので、その辺はしっかり受渡しをしていただきたいと思います。収集をして、事故のないようお願いしたいなというところでございます。

関連ですけど、先ほどの架け橋期プログラムの中で、保育園の先生が小学校に授業参観みたいに行くということが言われていたと、この間、委員会のときにあったんですけれども、それってもう実行されているのかどうか。これは全く給食とは関係ありませんけれども、関連でちょっと教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河本保育課長。

○保育課長（河本孝博君） はい。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

すみません。ちょっと黒川と中原は、私はまだ把握できておりませんけれども、市原保育園につきましては、それこそタイムリーなんですけど、数日前に市原小学校の1年生の担任の先生から、日程調整の御連絡がありましたので、近日中になされるものと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。

以前、保育課長をやっておりましたのであれですけれども、保育園の先生は小学校の授業参観に行っておりますし、逆に小学校の先生の保育園訪問につきましては、3園ともに今既に実施をしている状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 10 ページの消防費補助金、こちらは A E D の入替えの部分が不採択ということで減額をされておりますが、29 ページの消防費のほうを見ると、その他財源で708 万円確保されております。A E D の入替えは多分パットやバッテリーの老朽化で入れ替える計画にしてあったかと思いますが、こちらのほうは入湯税の収入か何かを充てて、計画どおり A E D の交換を進められるのか。

それから、操法大会の出場補助金、これは当初45 万円計上されておりましたけれども、この追加になった部分の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただ今の御質問にお答えをいたします。

A E D のほうは23 か所、その不採択になったというのは、その前の活動服、こちらのほうで採択をいただきましたので、2 年続けてがやっぱりうまくいかずに不採択となりました。補助金を使って A E D を入れるようにしておりますけれども、リースと金額の見合せをしたところ、もう購入のほうがいいというところで金額を

付けて23か所に購入するようにしております。

それと、操法大会の分は、小型ポンプのほうが指揮者、1番から3番、補助員、計5名と、各補欠員5名を合わせた10名、練習日数に1,000円を掛けて30万円と、それとポンプ車のほうが指揮者、1番から4番まで、補助員の計6名と、各補欠6名を合わせた12名、練習日数掛ける1,000円で36万円で、金額のほうが少しプラスで今回上げております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

もう今現在、第1分団の選抜の団員の方、そして志津の消防団、連日、大会に向けて練習をされていると思います。全国的に今、消防団員の減少が叫ばれている中で、やはりこの操法大会というのが一つのネックになっているような話をどこもされております。

そんな中で、こうやって町のために仕事が終わった後に大会に向けて練習をされておりますので、その辺りは十分に本当に町のほうも応援をしていただきたいと思いますし、また当日も各部の部長さんあたりも応援に行かれると思います。時期も7月の後半ということで暑い時期でもありますので、その辺りの体調管理も十分町のほうで気を付けていただいて、本当に団員の方々が努力した成果が現れるようにお願いをしたいと思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。いくつか聞かせてください。

まず、18ページの委託料の移住定住ポータルサイトの改修業務委託料でございますが、どういうふうに変えていくのかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

この移住定住ポータルサイトなんですけれども、現在、パソコンで見ると分には支障なく見られるんですけれども、スマートフォンで見た場合、空き家バンクの情報であるとか、その他のサイトの情報であるとか、縦スクロールですと送っていかないと見れないような状況になっております。これをスマートフォンの中で横スクロールにすると、より閲覧者としても見やすい状況になってまいります。また、ホームページを閲覧する8割ぐらいの方がスマートフォンを利用して見られておりまして、また空き家バンクのサイトにつきましても8割前後の方々がそれを見られ

て、うちのほうに連絡をされてくるというような状況でございますので、一応スマートフォン対応といった形での改修となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

それと、今の空き家バンクでございますが、どのくらいの方が希望者があって、現実には成約できる人たちがどのくらいいるのかというのが分かりましたら教えてもらえますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 年間、やはり問合せ等は数が多くありまして、その中で実際購入に結びつくというのは10件から15件程度にはなっておりまして、それも年度によりまして差が出てまいります。空き家バンクにも登録される方もまいりますし、また登録して売買の契約であるとか、賃貸の契約が成立したものからホームページから削除して、また新たに申請があったものを掲載するという形で流れてまいりますけれども、大体常時4～5件程度はホームページに掲載された状況で、それから減ったり増えたりというのを繰り返しながら、契約に結びついてという形にはなりますけれども、中には売買に結びつかずに価格が大分下がってくるのを待っておられる物件もあつたりとか、また希望者の意にそぐわないとか、なかなか思いどおりの物件がないということで売買に結びつかない物件もありますけれども、ある程度の物件は売買に結びついて、順次ホームページの中では入れ替わりがっているような状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

私がこれを聞いたのは、先日から私の近くの方なんですけれども、探したけれども見つからないから、隣町のほうに移転していった方がいらっしゃって、非常に惜しいかなと思うところもございまして、これは町長のほうにお尋ねすることだと思いますが、空き家バンクだけでは実際に住居が足りない状況はまだあるかと思いますが、そういう方々の移住定住に対する町営的な住宅というような、以前から話では、土地から見つけていきたいとか、ただ相手方もおることだから難しいとかいうことで時間が過ぎておりますが、これに対しては何かお考えがありますか、教えてください。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

町で町営の住宅自体をまた改めて町営住宅で建てるということは基本的にはないのかなというふうには思っております。それはもう中長期的な意味合いでのランニングコストだったりとか、そういったところで考えたときには、町がそのリスクを負うことはちょっと厳しいかなというふうには思っております。そういった意味では、現在やっております民間賃貸住宅の確保プロジェクト補助金だったりとか、あとは幾つか空家活用住宅、年間に数件ではありますけれども、そういったところを重ねてやっていくことだったりとか、あとは場所のほうはまだまだもちろん見つかってはおりませんが、最終的な確定はできておりませんが、町のほうで土地を用意して、そこを造成してというような形での賃貸住宅のほうを建てるような仕組み、そういったところを利用するとか、そういったところかなというふうには考えております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

今、最後に言っていただきました、町のほうで土地を用意して、それを売買して造るとか、そういうのが去年か一昨年の回答にもございました。その検討結果を聞きたいなと思っておったところですが、それについてはまだ全然進んでいないということでございますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。

どうしても、多分適切な町の町有地というのが、そういった住宅を建てるための適切な町有地というのが、現在はこういった中心部にはなかなかないのかなというふうには思っておりますので、そういった意味では多分民間からの購入というような形になるのかというふうに思います。民地の購入というような形で考えておりまして、まずは査定といえますか、土地の評価額を出すということが先決かなというふうには思っておりますので、そういったところの土地の評価額のところを出すための費用、鑑定士の方に依頼する委託料というか、そういったところは近日中にちょっと上程をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

近日中にその辺りは上程するという言葉でございましたので、少しは進んでいるかと思っておりますので、どうぞよろしく、早いうちに取り掛かっていただきますようお願いいたします。それについては質問を終わらせていただきます。

次でございます。34ページでございますが、農地災害復旧と農業用施設災害復旧の町単独の復旧補助金でございますが、これは昨日説明で、農林課のほうで対応

するというような建設課長の説明であったと思いますが、それでよろしいですかね。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。

結論から先に言いますと、農林課のほうで対応するという形になります。

その上で、災害復旧事業費自体の予算というのが、工事請負費関係だったりとか、測量設計委託というのが、当初予算を含めて計上されておられません。これはもう災害が発生した際に専決予算等も含めて計上するという形にしておりますので、その際にこういった補助金を再度、農林課のほうで検討した上で、計上するかしないかという判断になると思います。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

単純に農林課のほうに補助金が上がっていなかったから、それを確認したかっただけでございます。では、その災害発生時点で計上するというところでございますね。分かりました。

それから、建設課のほうにもう1つお聞きしたいことがございます。ストックヤードの利用負担金というのが出ておりましたが、200何十万円かというのを業者さんのストックヤードを使うことで支払うと、259万2,000円ですかね、お話がございましたが、これは令和7年度の発注工事でもう既に残土の発生する処理箇所がないというようなことだと思いますが、1立米の1,200円ということで、ある程度大きな金額かなと思いますが、これこそまたいろんなところでこういう残土が出てくる可能性は当然ございます。それに対して何か毎回業者さんのストックヤードを使うということでいくのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、現状として、その処分地がない、若しくはストックヤードの土地がないというのが今の現状です。その中で、従来は発注時におきましては、当然、施工業者さん、請負業者さんは決まっていますので、本来は発注する時点で明確に決める必要が大前提としてあるんですけども、現実的にはなかなかそれが難しいという中で、運搬距離2キロ、それとダンプトラックによる運搬を行い、大体2キロ程度なんですけれども、そして残土の敷流しをするという形で発注を行い、変更契約において土捨て場を確保して対応してきたというのが今の現状です。

その上で、令和7年度の予算において計上させていただきましたが、町としての処分場、若しくはストックヤードとして考える必要があるというところで、2か所分の、確か予算上は2か所分だったと思うんですが、概略設計を発注し、その

うちの1か所について検討を進めているところです。当然、そこには盛土規制法に絡む部分、環境省にかかる部分、いろんな対応というのがありますので、現状においてはまだそこについては引き続き対応しているということです。可能であれば、町としての処分地、そういうところを確保する方向に向けた検討を進めているということです。ただ、明確にやりますというような状況ではございません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

今、どちらかの土地を検討して、町営になるんですかね、ストックヤードを考えたおるといふようなことかと思います。盛土法でいきますと、相当堅牢な施設が求められるというふうに考えられますが、そういうところでできた土地というのは、非常に良い住宅地にもなるのじゃないかなと思うんですが、こういうところと先ほどの町長の答えに出てきました町有で売買するような住宅用地、こういうのを何か兼ね合わせて計画をしていくといいのじゃないかなと思いますが、そういう形で町有の売買できる土地とかを増やしていったら、住宅不足の解消ができるのならばいいかなと思いますので、何かその辺りはいろいろ、町内の有識者会議でもあると思いますので、検討をお願いできたらと思っております。これは無理なときは無理でしょうがないと思いますが、そういう形ができたらいいなというふうに思いますが。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今現状進めていますのは、完全に町が所有権を持っているとかいうことのみではなく、賃借地というところも含めて検討しているところですので、今お話があったような形になりますと、当然いろんな考えなければならぬこともありますけれども、一つの御意見として今後考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

それでは、もう1つ、最後の質問にさせていただきます。32ページの文化財保護費でございます。修繕料が今回、需用費で修繕料の看板が4か所と、負担金補助及び交付金で100万円の文化財保存整備事業補助金という形で上がっております。この内容を分かったところまで結構でございますので、お教えいただけますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤 淳君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただき

ます。

まず、文化財保護費の修繕料ですけど、町内にございます文化財、その中で満願寺周辺に県指定の文化財4か所ございます。既にそこには教育委員会名でその文化財の紹介をする看板を立てているところがございますけれども、その部分の支柱が腐食して、もう既に折れていたり、看板の文字が見えなかったり、そういった部分が個々に確認ができておりますので、その看板の修理を今回計上させていただいております。4枚分です。

文化財については、市町村の役割として、町内にある文化財を教育の教材として、その辺りを周知活用するところが町のやるべきことでございますので、看板のほうは所有者ではなく、そこにある町の部分で対応させていただくところでございます。

また、負担金補助及び交付金の文化財保存整備事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては、今現在、町の部分で文化財保存事業補助金を設けております。これは町内にある指定文化財の保存整備にあたる部分、修繕も含め、かかる経費の2分の1、上限が100万円でございます。その部分の補助金を今回1件分を上げておりますけれども、実際、文化財の修繕等で急を要するケース等もございます。その辺りを予算に最初から計上させていただいて、所有者の安心を与えるためにも、また早急に対応して、文化財のそのものの価値を失わないようにするというのを目的に、今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

では、負担金補助の分はまだ使用箇所等は確実に決めているというようなことでございますでしょうか。それでしたら、そういう要望箇所があったときには対応できるということでございますね。はい。有効にお使いいただきますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 休憩に入ります。11時5分から開始します。

—————○—————

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

引き続き質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

24ページ、農業総務費ですね。18番負担金補助及び交付金ですが、南小国町親元就農支援金のところですが、新規就農であれば、今、国・県・町からの5年間ですか、支援を受けられるところですが、そこに該当しなかったということですが、理由についてお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。

今回申込みをされている方は、就農されてからもう2年目になるかと、私は聞いております。その際に、新規就農される際に、国の制度、年間150万円出る分ですね、こちらとかその他の補助金の案内は農林課の担当のほうから行ったみたいですが、御家庭を含め、本人も希望しないということでお話があったそうです。

今回もまた、この町のこういったのもありますという提案というか、お話をした中で、ちょっと希望してみたいですというお話をいただいて、今回計上させていただくことになりました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

本人が希望しないというのであれば、別に外れたわけではないということですね。3年間ということですが、今、非常に農業については担い手不足ということで、非常に農業者が減少している中ですので、できるだけ手厚い補助、交付金などを通して、農業者が確保できるような施策をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

その上の12番委託料、農産物加工所害虫防除委託料、この害虫防除ではありませんが、大体この加工所は年間どのくらいの利用があっていますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。

申し訳ありません。ちょっと今、手元に数字がございませんが、今回から利用のほうが増えていっているという状況でございます。というのも、昨年度からこちらの農林課のほうからも集落支援員ということでお願いをして、昨年は黒川のほうでnez（ネズ）というお店を実証店舗として出して、そこでされていた方が一応昨年度の実績として、ある程度のニーズ調査とかが出来上がったところで、今回は加工品のほうの生産というか、加工について取り組んでいきたいということで、こ

この加工所のほうを使って、加工品の試作的なものを行っていくと。ちょっとここはまだ確定とはいえないんですけど、きよらカアサと連携しながら、そちらのほうに販売というか、出店をしていきたいという、今計画で取り組んでいるところでございます。その方がもう既に、現在でも週3日程度はやはり使われていたり、あと以前から使っていただいている湯田の方々とか、その他の方々も含めると、大分ちょっと利用数が今年度からちょっと伸びていくかなというところでした。

ですので、手数料でも上げさせていただきました不用物品の処理というのも、あそこが一番奥に3部屋目がございます。加工所が3部屋ございまして、3部屋目がなかなかあまり使われていなかったのですが、そちらのほうを少し掃除したり、片付けして、その中で出てきた不用物品の処理ということで手数料のほうも計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

使われている方からお聞きしたことではありますが、集落支援員ですか、鍵をかけて、相当、中を改造して使っている。ほかの人はもうそこを使えないということで、不服といいますか、そこを利用されている方からお聞きしたんですけど、そういうことがあったので、もうそこはその方だけしか使えない部屋になってしまっているんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。

そういったことはございません。希望の申込みがあれば、使っていただいて構いませんので、そういったふうな説明はさせていただいております。農林課のほうにもお問合せがございまして、同様の回答だったんですけど、使用できないということはありません。

ただと申しますか、今回その集落支援員の方が手続されて、販売許可等も必要になりますので、保健所の立入検査が行われました。その中で、そのほかの方に貸すのは駄目とは言わないんですが、なるべく控えていただいたほうがいいという指導がありました。ですので、逆に言うと、先ほども言いましたが、部屋が3つございますが、1つ目の部屋が湯田の方が主に使われているところなんですけど、もうそちらのほうは湯田の方に、2つ目の部屋はその集落支援員の方に、3部屋目をその他の方という方向がいいのかなと思ってはおりましたが、保健所としても駄目と、衛生環境上ちゃんとすればいいですよという回答はいただいているので、私たちとしては現在のところ、希望者があれば全部屋貸出しをしていきたいとは思っている

ところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） はい。

その集落支援員の方が使うところは、相当何か改造して、いろんな器具も入れたりとかされたということですが、予算的にはどのくらいかかっていますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。

すみません。ちょっと私も今、それを手元に持ってきていなかったもので、よかったらまた後ほどでも御提示できればと思いますが、おおむね50万円から60万円ぐらいはかかっていたかと思います。こちらの費用のほうは集落支援員の負担金で使っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） はい。

それでは、その部屋も希望者があれば使ってもよろしいということで、分かりました。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。

債務負担行為の中に、庁舎のカメラのレンタル料という名目で上がっておりますけれども、これはもう防犯カメラという形でよろしいんですかね。それを踏まえまして、17ページの財産管理費の中で、機器使用料で庁舎の機械警備ということで26万4,000円上がっております。これは、現在当直の方が2名おられますけれども、それプラス警備強化という捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただ今の御質問にお答えいたします。

この分は、庁舎外の4か所のカメラを付けて見る分の金額でございます。今、4台ですけれども、今度、宿直に関わるものでカメラを付けるのがプラス12台、この一番最初の債務負担行為のところに入れてありますけれども、それがプラス12台入ってきます。それは庁舎内に、別館にも2つぐらい、そのうち入りますけれども、それで管理していくと。執務室、役場職員が仕事をしていますけど、その執務室もシステムが入りますので、最初に入ってきた職員が、そのシステムが総務課側、そして町民課側、そしてホール側、その分を解除しないと、それをせずに職員が執

務室の中に入ったら、警備が来るというような形に今回から、10月からそういう形になるようになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

では、窓口業務あたりの取次ぎも一応カメラのほうで撮影するという形になりますかね。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。

まず、体育館とか、そういう鍵を使う分に関しましては、今、正面玄関にちょうど一番最初の自動ドアと、もう一つ内側に自動ドアが2か所ありますけれども、その間のところの部分でキーボックスとか、そういうものを付けて、そこでやり取りができるようにいたします。内側は開きませんが、表側は開いて、そのちょうど中間でキーボックスを入れて開くようにいたします。そこにもカメラが付くようになります。婚姻届とか、離婚届とか、いろんな部分に関しましては、ボックスに入れていただくと。死亡届なんかも、夜来られた分はもうそこに入れていただいても、次の日に、夜にはできませんので、やりますし、ただ婚姻届等は日にちを気にする、この日に結婚したというあれがありますので、その資料には日時とか、そういうものを付けていただくような紙もこっちで用意をいたしますので、それと一緒にに入れていただく。その日にちで受付をすると、そういう形にしようと思っております。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

ということは、10月以降は、もう役場は宿直を置かずに、無人で機械警備での警備という形になるんですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 10月までは通常ですけども、10月からは宿直は1名、まだ置いておきます。日直は、まだ2名置いております。ただ、電話等は今もう機械でやりますので、あと急な報告等は今もう連絡が入ってくるようになります。来年以降は、できる限り、その宿直等も職員を置かなくていいように、そして消防でも何でも、LINEでもう連絡が入って、そのまま伝達して、放送等もそれで流れるというような形にしていこうと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。

今、近隣の自治体を見ても、民間の警備会社に庁舎の警備を委託するような自治体も増えてきておりますので、そういう流れになっていくのかなとは思いますが、町が管理する施設のその鍵の管理あたり、これは今までは宿直室に行って、宿直の担当の方と顔を合わせて借りて行って、返す形になりますけれども、今後、キーボックスから持って行って返すとなった場合に、カメラはありますけれども、例えば返し忘れたりだとか、ないとは思いますが、申請をしていない方が施設の鍵を持って行って利用するとかいうような事態も出てこないとも限らないと思います。その辺りの管理方法を今一度、十分考慮をしながら、本当に職員の方の負担を減らすという部分ではいいと思いますけれども、ただ現在、宿直をされている方にとっては、やはりその分、収益が減るという形にもなりますので、その辺りも十分考慮しながら移行をお願いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

そのキーボックス等は、今のところは警備会社に連絡をされれば、多分、暗証番号を押してキーが取れると。返ってきたときにはもうボックスの中にぽんと入れても、外からはもう取れないと、そういう形になると思います。その宿直の部分もありますので、その辺りを非常に苦慮して、いろいろ考えてきているところでありますので、まだ今ここまでは決まっておりますけれども、その辺りも一応考えてやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） すみません、総務課長。

1 2 ページの財産貸付収入ですが、土地の貸付料が 1 件、それから町有原野の貸付料が 2 件ということで説明がありましたが、この 3 件の使い道、どういう使途でこれを貸し付けられたのかお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問にお答えいたします。

土地の貸付料は、こちらは場所的には大観峰に行く途中のダイジンさんがされている手前の道の左上ですね。昔のコスモス園の手前側、道沿いの上が、ずっと今、木が切られていますけど、あそこを貸し付けるようにしております。使い道もその借りられるところがいろいろ考えているとは思いますが。

町有原野貸付料のほうは、これは大字満願寺の倉床のほうは、マラソン大会の通り道で、阿蘇山のほうがずっと見える一番高い部分のところですけど、あの辺りで食事とか、旅館さんが食事とか、そういうものをするのに、まず道の内側の山側を

1 か所借りていたんですけれども、その辺りをもう少し内側も借りて使いたいということで、そちらは新しく借りられる契約と。

もう1つは、もうやめるというところですけど、それも大根畑をやめられるということで、その差引きでの予算というところになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） すみません。質問が多いということで、最後まで待っていただきました。

23 ページ、委託料でフッ化物洗口うがい見守り業務委託料ということで、学校が今までしていたのを、しごとコンビニのほうに委託するというところでございますが、これは内容はどのあたりまで委託するというにしているのでしょうか。全部、最初から最後まで見守りということでございますか。当初、これはフッ化物洗口の取扱いの当初には、いろいろ物議を醸していた時代がございましたが、今そういうことも全く問題なく行われているのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問にお答えします。

フッ化物洗口につきましては、現在、町のほうで洗口液を作成しまして、それをしごとコンビニさんに各学校に持って行っていただいて、それから後は学校の先生のほうで見守りをしながら実施をして、片付けが終わって、その終わった物を持って帰ってきていただくという形を今取っております。

学校の内部で先生たちが今されている部分につきまして、先生方も日々業務容量が多くなってまいっておりますので、きちんと手順を踏んで、決まった方が先生方と協力しながら、先生方が今まで担っておられた部分をしごとコンビニさんに今回委託をするというものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） はい。

今でも、配達業務というか、配達と持ち帰りはしごとコンビニさんのほうでされておった。その間の先生たちが見守っておった部分を、今度はこれですということでございますか。分かりました。

いろんな問題等がなければ、それと先生たちの業務の簡素化ということからいけば、非常にいいことかと思いますが、しごとコンビニさんのほうも全く素人の方という悪いんでしょうけれども、反対に言えば責任のない方が、そこに責任がある

ことも生じるというようなことであるかと思しますので、十分気を付けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） はい。ほかに質疑ございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） はい。質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第41号、令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第42号 令和8年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第42号、令和8年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第42号、令和8年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）は、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 議案第42号、令和8年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）。

次のページをお願いします。

令和8年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,357万9,000円とする。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。今回 6 7 万 8, 0 0 0 円を増額し、8 3 7 万 6, 0 0 0 円とするものです。事務費の繰入れでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回 6 7 万 8, 0 0 0 円を増額し、5 1 6 万 3, 0 0 0 円とするものです。内容としましては、介護保険システムの改修委託料でございます。こちらの内容としましては、負担能力に応じた負担を図る観点から、介護保険施設等における食費、居住費を算定する所得段階が 8 月に改訂されることによる改修費でございます。本来ならば、国の事業ですので、国費等の補助がございますが、いまだちょっと基準が示されておきませんので、現在のところ繰入金を歳入としております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第 4 2 号、令和 8 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 4 3 号 令和 8 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 1 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 4、議案第 4 3 号、令和 8 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 1 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第43号、令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第43号、令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）。

1ページになります。

令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和8年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益、今回2,180万5,000円を増額し、1億7,735万1,000円とし、その内訳として第1項営業収益につきましては、補正なく9,711万2,000円、第2項営業外収益につきまして2,180万5,000円を増額し、8,023万9,000円とするものです。

支出です。

第1款水道事業費用、今回2,184万3,000円を増額し、1億6,635万3,000円とし、その内訳として第1項営業費用を2,111万8,000円増額し、1億5,260万円とし、第2項営業外費用を72万5,000円増額し、1,375万3,000円とするものです。

第3条につきましては、補正はございませんので割愛をいたします。

第4条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,563万4,000円。

第5条、簡易水道事業のため、他会計からこの会計へ繰入を受ける金額は5,180万5,000円である。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

別途お配りしております資料のほう、令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）説明書のほうで説明をさせていただきます。

第3条になります収益的收入及び支出になります。

収入、水道事業収益、今回2,180万5,000円とし、1億7,735万1,000円とし、その内訳として営業外収益、他会計補助金を2,180万5,000円とし、5,180万5,000円とするものです。歳出補正予算増額計上に伴う他会計補助金の増額となります。

収益的収入合計1億7,735万1,000円です。

次のページ、支出になります。

水道事業費用、今回2,184万3,000円とし、1億6,635万3,000円とするものです。内訳として、営業費用、原水及び浄水費を1,959万5,000円とし、3,607万1,000円とするものです。

内容としまして、修繕費になりますけれども、現在、黒川地区におきます大元の導水管、水源から黒川の第1配水池に行く導水管というものがございます。それが兼ねてより漏水が発生しております。その修繕に対しまして、通常は断水を行いましてその補修を行いますが、配水池の容量、使用料等々を含めまして、不断水工法と呼ばれるものによる対応しかせざるを得ない状況でございます。

なお、掘削することによって、その漏水が増派する可能性もあることから、新たに迂回をした形で管の布設を行いながら、不断水工法と併せて施工すると。

なおかつ、管が2本、口径が150と100、両方あります。ですので、その両方を不断水、また新たな管を布設、延長的には20メートルぐらいになるんですけども、それを行い、舗装の復旧等も行うことから、これだけ高額な修繕費が発生します。

しかしながら、これを行わなければ、黒川地区、波居原地区、白川、田ノ原地区が、恐らく1日以上断水という形になりますので、影響が大変大きいことから、こういう工法を取らざるを得ないという判断をしたところでございます。

また、配水費、配水及び給水費148万5,000円の増額とし、2,501万8,000円とするものです。内訳なんですけれども、令和7年度事業によりまして、熊本県の事業を利用して、衛星画像解析による漏水調査というものを実施しました。その結果が3月頃に上がってきたんですけども、あくまでも衛星ですので、1か所の漏れがあったとしても、100メートル程度の範囲しか特定ができない。ピンポイントで探るためには、従来行っております音調棒と呼ばれる検査委託調査をやらなければ特定ができないんですが、まず画像解析の結果、25か所、延長にしまして10キロの可能性が見つかりました。ですので、その詳細な調査という形で、音調棒による漏水調査をやるということで148万5,000円という形の計上をさせていただきました。

一方で、従来の音調棒調査をやれば、全路線においてやらなければならないとい

うことも発生しますので、結果的に衛星画像解析の効果はあるのかなというふうにも、一つの判断としてはあるかと思っております。

続きまして、総係費3万8,000円の増を行い、2,112万2,000円とするものです。職員の通勤手当による増となります。

続きまして、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費72万5,000円を増額し、475万7,000円とするものです。令和7年度借入額確定、また入札関係等もございますけれども、その確定結果による利息の増加による増とするものでございます。

収益的支出合計1億6,635万3,000円となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

修繕料のところですが、これは水源から第1配水まで全部の入替えですか、それとも部分、何メートルぐらいとかいうことになるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。

先ほどの説明の中にも一部あったんですけれども、導水管自体は約7キロ弱ほどございます。1か所が漏水をしているという状況なんです、漏水箇所は1か所だというふうには判断をしております。しかしながら、断水ができない、そういったいろんな管が2本あるとか、掘削をすることによって、さらに増派をするという可能性があるものですから、約21メートル程度にわたって新たな管を布設しながら、不断水工法も行い、対応するという形になります。図面等も用意はしておりますが、なかなか見づらいかと思っておりますので。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

補正の内容ではないんですけれども、公営企業会計という形になって、これだけ2,000万円ほどの修繕費がかかる。今後も当然見込まれる。それを一般会計から補う。補えるからいい。補えなければどうするか。当然、料金だとか、借入れを起こす、そういうようなことが普通企業会計という中ではあるはずだと思っています。ですから、町が今後どれだけこういう対応が、幾らぐらいこの会計補助として

出せるのか。当然、それ以上になったときにはどうするのか、やっぱり考えていかないといかんところの料金設定というの、また出てくるのかなというふうには思っているんですけど、その辺はどんなふうに今考えているのか教えてください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。ありがとうございます。

今回の補正予算を行うにあたって、財政部局も含め、相当いろんな思い、それぞれの立場からのいろんな思いがあると思います。兼ねてから料金の改定については、いろんな御意見等もいただきながら現在進めている部分も、当然のことながらあります。

そう言いながら、目の前のやらなければならない部分というのが、ライフラインにおいてはもう非常に多い現状です。それを先延ばしをしていいものか、若しくはいつ何時起こるか分からないものに対して、どこまで近年のうちに投資するかというのは、執行内部においても非常に議論のあるところです。

ただ、そう言いながら、延ばすことによつての対応策があれば別なんですけれども、対応策がない中で単に年数を延ばしていくというのはいかがなものかというふうにも思っております。結果的に、住民の生活に直結するような部分ですので、そこはもう非常に双方ともお互いの立場で考えていかななければならないという部分でもあります。

そういったところを考えながら、やはり今、財政部局のほうでも進めています、かつ総合計画の中での各事業費の割当てというのが、年度ごとに決められている部分がありますけれども、その予算の割当配分ですよね。そういったものをより吟味しながら、町としての考え、そしてそれを踏まえた議会側での判断というのも当然必要になってくるのかなというふうに思っています。

現状としまして、私たち建設課としては、目の前にある早急にやらなければならない部分というのを優先して進めていますが、やはり公営企業会計になれば、独立採算の原則というのがもう当然のこととして発生いたしますが、その一方で公費負担というものもある。認められた基準の範囲の中で、認められた公費負担というのもございますので、そういったところを加味しながら、今現在、繰越事業におきまして、あとの繰越報告書の中にも出てきますけれども、一般的にいわれるアセットマネジメントという部分を今進めています。その中では、料金改定の1つの最終的な目指すところをお示ししたいというふうに考えております。

しかしながら、それも一気に上げていいものかどうかというのは、もう皆さんのお気持ちの中にもあるかと思っておりますけれども、結果的には会計のほうに影響してくるという形になります。会計として考えれば、一気に上げてしまえば、それだけの

収入がありますので、他会計補助金が減でも済むという部分もあります。そこら辺が今後の議論になろうかと思えます。

すみません。答えになっているかどうかはあるんですけども、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

水道というところ、命を守る水、確保するのは大事なところでありながら、非常に建設課長が苦慮されるところは分かるところかと私も思います。企業会計の原則からいえば、当然、なるべく料金を上げず、住民の負担を考えれば上げないほうがいいし、かといって一般財源からどれだけ本当に出せるのかと、抛出できるのかというのも非常に難しいところかなというところでは思いますけど、だからといって答えがあるわけじゃありませんけど、しっかりやっていただきたいという、これは料金は早く上げてから、すっきりしましよと言いたいところなんですけど、そうも言えない部分もあるし、だから町が出していただけるといふならば、もうそれに越したことはないし、それで料金が据置きされれば、それは住民が一番喜ぶことだろうし、その辺、議論を進めながら、またやっていければと思います。維持は大変だと思いますけれども、頑張ってください。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第43号、令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 議案第４４号 令和８年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第１号）

○議長（井上則臣君） 日程第５、議案第４４号、令和８年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第１号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４４号、令和８年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第１号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第４４号、令和８年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第１号）。

１ページです。

令和８年度南小国町下水道事業会計補正予算（第１号）。

第１条、令和８年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

第２条、令和８年度南小国町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、補正はございませんので割愛をいたします。

支出、第１款下水道事業費用、今回１７万１,０００円を減額し、２億２,３１９万２,０００円とするものです。

その内訳として、第１項営業費用を４７万８,０００円減額し、２億５６４万６,０００円、第２項営業外費用を３０万７,０００円増額し、１,７５４万６,０００円とするものでございます。

第３条の資本的収益及び支出につきましては、記載はございますが補正はございませんので割愛をいたします。

第４条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

１、職員給与費１,７７９万７,０００円。

令和８年６月９日提出、南小国町長、高橋周二。

別にお配りしています説明書のほうで説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出です。公共下水道事業費用、今回１７万１,０００円を減額し、１億６,５１３万１,０００円とし、その内訳として、営業費用、総係費の給料から法定福利費引当金繰入額まで、４月の人事異動に伴う減となります。

また続く、営業外費用、支払利息３０万７,０００円を増額し、１,１３４万９,

０００円とするものです。水道事業と同様ですけれども、入札の結果、それと額の確定に伴う増となります。

以上により、収益的支出合計１億６，５１３万１，０００円とするものです。

続きまして、支出です。

失礼しました。次のページは、今説明を申し上げながら、合計の部分を上掲しましたので、同様の内容の記載がありますので割愛をさせていただきます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第４４号、令和８年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第１号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入ります。午後１時から再開します。

—————○—————

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 １時００分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

—————○—————

日程第６ 議案第４５号 固定資産評価員の選任について

○議長（井上則臣君） 日程第６、議案第４５号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

松岡洋さんは、少しだけ議場から退場をお願いいたします。

[松岡洋さん 退場]

○議長（井上則臣君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第45号、固定資産評価員の選任について。

次の者を固定資産評価員に選任したいので、同意を求める。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、松岡洋。

3、生年月日、昭和46年3月30日。

提案理由。固定資産評価員に選任については、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

この件に関しまして、皆さん御承知のとおりですけれども、代々こちらに関しては税務課長が務めていらっしゃいます。そういった中で、これまでは河本委員でございましたが、今回の異動に伴いまして、提案をさせていただくものでございます。

松岡氏につきましては、財政関係の担当として、また以前も税務課長として職を歴任していただいております。そういった意味で、固定資産に関しまして深い知識を有し、また公平・公正な判断ができる方であると考えておりますので、ここに選任をさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、投票といたします。

議場の出入口を閉鎖願います。

[議場閉鎖]

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。

会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、4番、森永一美議員、5番、井野和哉議員を指名します。お二方、よろしくお願いいたします。

事務局より投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（井上則臣君） 異状なしと認めます。

固定資産評価員の選任に同意される方は「○」、されない方は「×」をお願いいたします。

また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票してください。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人は前をお願いをいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（志賀美彩代君） 投票結果を報告いたします。

投票総数8票、有効票8票、無効票0票です。

有効投票中、「○」が8票、「×」が0票。

以上です。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

松岡洋さんは、議場へお戻りください。

[松岡洋さん 入場]

○議長（井上則臣君） 議場の出入口を開放します。

[議場開放]

—————○—————

日程第7 議案第46号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第46号、南小国町農業委員会委員の任命につ

いてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第46号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、河津博文。

3、生年月日、昭和30年1月14日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

まずはじめに、補足の説明をさせていただきます。

農業委員の任期は3年でございます。南小国町農業委員の任期が令和8年7月19日で満了となるため、令和7年12月15日から令和8年1月30日までの期間、新たな農業委員の募集を行いました。

その結果、8人の応募や推選があり、南小国町農業委員候補者評価委員会を開催して、欠格条項の確認などの審査を行い、全候補者が職務を適切に行うことができる者と思われる旨の回答をいただいております。

次に、候補者について説明いたします。

河津博文氏は、現在、農業委員を1期務められ、精力的に活動されています。今回、自ら応募いただき、知識も経験も豊富であることから、農業委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 質疑ではありません。質疑になるのかな。私も農業委員を2期6年務めさせていただきましたけれども、この8人を見ますと、中原が2人、大字赤馬場が1人、大字満願寺が5人という、そういうふうな出身地といえますか、住んでいるところがそういうところなのでしょうけれども、当時、私がやりよったときには、大体、大字中原、大字ごとにある程度の均衡あるといえますか、一部に偏らないようにというようなことの、決まりではありませんけれども、不問率みたいなものがあつたように覚えております。この人間が良いとか悪いとかという話、これは当然良い人なのでしょうから、何ら問題があるわけではありませんけれども、

しかし、農業委員会ですから、農林課が所管しとると思いますが、そういうふうなことを、つまり均衡ある人事配置というようなことを考えてやっているとは思えませんので、最初のこの採決が行われる前に、その辺りの均衡ある、町としての全体的な見方というのも、今回じゃなくて、３年後はぜひとも考えながら人事を考えていただきたいということを提案申し上げました。これは何もお答えは必要ありませんので、その辺りは記録として明記をしておいていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

お諮りします。人事案件は原則として無記名による投票を行っておりますが、この件の選任方法については議会運営委員会において起立採決と決定しておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、起立採決といたします。

それでは、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第４６号、南小国町農業委員会委員の任命について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第８ 議案第４７号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第８、議案第４７号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４７号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和８年６月９日提出、南小国町長、高橋周二。

１、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場。

２、氏名、宅野禎也。

３、生年月日、昭和３７年７月１６日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

宅野禎也氏は、元農協職員で農業分野の知識が豊富であり、現在も専業農家として２ヘクタールを超える農地で作業に従事されています。今回、地元農業委員からの推薦を受けており、農業委員として適任であると判断しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第４７号、南小国町農業委員会委員の任命についてに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第９ 議案第４８号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第９、議案第４８号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４８号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和８年６月９日提出、南小国町長、高橋周二。

１、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

２、氏名、井アサ子。

３、生年月日、昭和２４年１月２日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

補足の説明をさせていただきます。

農業委員の選任にあたり、農業委員会等に関する法律第８条第６項に農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められております。これを俗に中立委員と呼んでおり、中立な立場で農業委員会に属していただいています。

現在、井アサ子氏は、宿泊業に携わり、地域貢献度も高く、公平・公正な判断が期待されるものと考えます。

今回、南小国町商工会から推薦を受けており、利害関係を有しない農業委員、中立委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第４８号、南小国町農業委員会委員の任命についてに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第 10 議案第 49 号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第 10、議案第 49 号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 49 号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、北里昌嗣。

3、生年月日、昭和 46 年 1 月 6 日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

北里昌嗣氏は、現在、農業委員を 1 期務められ、精力的に活動されています。

今回、地元役員からの推薦を受けており、知識も経験も豊富であることから、農業委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第 49 号、南小国町農業委員会委員の任命についてに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 5 0 号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第 1 1、議案第 5 0 号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 5 0 号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字中原。

2、氏名、河津篤。

3、生年月日、昭和 3 1 年 9 月 1 2 日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

河津篤氏は、現在、農業委員を 4 期務められ、会長として委員会をまとめていただいております。

今回、地元役員からの推薦を受けており、知識も経験も豊富であること、委員会の発展への尽力に期待できることから、農業委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第 5 0 号、南小国町農業委員会委員の任命についてに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定

をいたしました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 5 1 号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第 1 2、議案第 5 1 号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 5 1 号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、藤里秀和。

3、生年月日、昭和 4 3 年 8 月 1 2 日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

補足の説明とさせていただきます。

藤里秀和氏は、認定農業者であり、農業分野の知識が豊富で、専業農家として約 2 ヘクタールの農地で作業に従事されています。

今回、地元農業委員からの推薦を受けており、農業委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第 5 1 号、南小国町農業委員会委員の任命についてに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第 13 議案第 52 号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第 13、議案第 52 号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 52 号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字中原。

2、氏名、鞭馬公直。

3、生年月日、昭和 31 年 3 月 6 日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

補足説明をさせていただきます。

鞭馬公直氏は、現在、最適化推進員を務められ、精力的に活動をされています。

今回、地元農業委員からの推薦を受けており、推進員の経験を活かしての活動に期待できることから、農業委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第 52 号、南小国町農業委

員会委員の任命について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第14 議案第53号 南小国町農業委員会委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第14、議案第53号、南小国町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第53号、南小国町農業委員会委員の任命について。

次の者を南小国町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、橋本秀史。

3、生年月日、昭和36年9月1日。

提案理由。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

補足説明をさせていただきます。

橋本秀史氏は、現在、農業共済組合に勤務されており、兼業農家として作業に従事されています。農業分野の知識が豊富であり、長年の共済活動を通じ、町民にも信頼されています。

今回、地元役員からの推薦を受けており、農業委員として適任であると判断しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第53号、南小国町農業委員会委員の任命についてに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第15 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第15、報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本報告について説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度南小国町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。

令和7年度南小国町繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計でございます。

総務費、総務管理費、地域経済循環創造事業、総事業費3,500万円、繰越額3,500万円でございます。進捗率は10%でございます。

地籍調査事業、総事業費3,613万8,000円、繰越額1,963万8,000円でございます。進捗率は15%でございます。

D-ONU管理サーバー更新事業、総事業費2,310万円、繰越額2,310万円でございます。進捗率50%でございます。

OCR納付書システム標準化事業、総事業費630万円、繰越額630万円でございます。進捗率は70%でございます。

LPガス使用世帯支援事業補助金、総事業費607万2,000円、繰越額607万2,000円でございます。進捗率0%でございます。

戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修業務、総事業費67万8,000円、

繰越額 67 万 8,000 円でございます。進捗率は 20%でございます。

戸籍附票システム改修業務、総事業費 266 万 2,000 円、繰越額 266 万 2,000 円でございます。進捗率は 50%でございます。

民生費、社会福祉費、国民年金システム改修業務、総事業費 41 万 6,000 円、繰越額 41 万 6,000 円でございます。進捗率 80%でございます。

児童福祉費、物価高対応子育て応援手当、総事業費 1,005 万 3,000 円、繰越額 50 万 6,000 円、進捗率が 100%でございます。

農林水産業費、農業費、南小国西部農免農道排水施設復旧事業、総事業費 1,000 万円、繰越額 1,000 万円でございます。進捗率が 90%でございます。

商工費、商工費、南小国町暮らし応援券発行事業補助金、総事業費 7,842 万 3,000 円、繰越額 2,600 万円、進捗率 80%でございます。

次のページをお願いいたします。

持続的観光地経営のための財源確保に向けたコンサルティング業務委託、総事業費 627 万 5,000 円、繰越額 627 万 5,000 円でございます。進捗率は 40%でございます。

南小国町観光商品券発行事業補助金、総事業費 1,700 万円、繰越額 700 万円、進捗率は 25%でございます。

土木費、道路橋梁費、道路改良事業、総事業費 1,405 万 6,000 円、繰越額 1,200 万円でございます。進捗率は 0%でございます。

道路メンテナンス事業、総事業費 5,300 万円、繰越額 1,800 万円でございます。進捗率は 10%でございます。

道路舗装補修事業（防災・安全社会資本整備交付金）、総事業費 3,000 万円、繰越額 2,473 万 2,000 円でございます。進捗率は 0%でございます。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、令和 7 年発生農地等災害復旧事業、総事業費 960 万円、繰越額 960 万円でございます。進捗率は 100%でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 報告が終わりました。

本報告の質疑を行います。質疑ございませんか。

7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） はい。

総務費の中の LP ガス使用世帯支援事業補助金、進捗ゼロでございますが、これは何かゼロという理由がございますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。

令和7年度分を令和8年度、今度に持ってきておりますので、6月からの申請でプッシュ型ですというところで、今現在はゼロという形になっております。金額は3,000円の給付になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。

これは令和7年度からの繰越ですね。ここに上げてありますのは。今の説明では令和8年度事業ということでございましたが。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。

全額繰り越して、それを令和8年度で行う。給付が令和8年度に。

ちょっと一回確認して、後でよろしいですか。すみません。

○議長（井上則臣君） では、報告をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを終了いたします。

—————○—————

日程第16 報告第2号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第16、報告第2号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本報告について、説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第2号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 報告第2号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出、南小国町長、高橋周二。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書。

1、資本的支出、建設改良費、事業としまして南小国町簡易水道事業、簡易水道

市原地区新規水源整備等工事。予算計上額 2 億 6 9 万円、支払義務発生額 2, 3 7 6 万 4, 0 0 0 円、翌年度繰越額 1 億 7, 6 9 2 万 6, 0 0 0 円でございます。

左の財源の内訳で、損益勘定留保資金等がございますが、一般会計でいう一般財源に近いものと思っていただければいいかと思います。進捗率としまして、7 0 %でございます。

続く、水道施設更新計画等策定業務、予算計上額 2, 0 5 0 万 4, 0 0 0 円、翌年度繰越額 2, 0 5 0 万 4, 0 0 0 円、進捗率 5 0 %でございます。

続きまして、黒川第 1 配水池増設工事測量設計調査業務、予算計上額 5, 4 6 5 万 9, 0 0 0 円、翌年度繰越額 5, 4 6 5 万 9, 0 0 0 円、進捗率 5 0 %でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本報告の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、報告第 2 号、令和 7 年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終了いたします。

休憩を取ります。午後 2 時から再開します。

—————○—————

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 2 時 0 0 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

日程第 1 7 に入る前にも、先ほど質疑がありました総務課長のほうからの答弁がございます。

朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。大変申し訳ございません。先ほどの説明のほうをいたします。

L P ガスの第 3 弾が令和 7 年度に国の予備費でございまして 5, 0 0 0 円、第 4 弾も令和 7 年度に 2, 0 0 0 円で予備費で行われております。

最後に国の補正がございまして、その分がもう年度の最後のほうに付きましたので、それを繰り越して令和 8 年度に行うと。6 月からの申請になりますので、進捗率がまだゼロというところで記入をさせていただいております。

大変申し訳ございません。

○議長（井上則臣君） はい。ありがとうございました。

—————○—————

日程第 17 委員長報告 付託議案陳情第 4 号 経済建設常任委員会 令和 8 年付託
「町道志津線道路拡幅改修」の依頼

○議長（井上則臣君） では、日程第 17、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員長より、付託議案陳情第 4 号、「町道志津線道路拡幅改修」の依頼の審議結果の報告を求めます。

穴井秀房委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

1、事件名、令和 8 年付託、陳情第 4 号、「町道志津線道路拡幅改修」の依頼。

2、付託年月日、令和 8 年 6 月 10 日。

3、審査の結果でございますが、昨日、6 月 10 日、議会延会後に経済建設常任委員会を開催しまして、現地の確認及び帰庁後に審査を行いました。

陳情箇所は、地元自治会からの陳情どおり、狭小区間が連続しており、ミニバン等の普通乗用車 1 台がかりうじて通ることができる程度の幅員であり、緊急車両だけでなく、一般車両の通行も難しい状態を確認しました。

よって、現地は陳情書にありますように、指定避難所へ避難する地域住民の通行や緊急車両の通行など、有事だけでなく、平時の車両通行にも支障を来している状況であります。

また、本道起点部にあります満願寺橋も橋梁点検の結果、架け替えが必要な時期との判定が出ているとのことでございます。

これらのことから、早期に道路拡幅改修の整備を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

このため、本陳情は、慎重に審議した結果、採択すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（井上則臣君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、以上で委員長報告を終わります。

これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、付託議案陳情第4号、「町道志津線道路拡幅改修」の依頼は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第18 委員長報告 付託議案第38号 経済建設常任委員会

令和8年付託 南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例
の全部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第18、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員長より、付託議案第38号、南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定についての審議の状況を報告を求めます。

穴井秀房委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君） 付託議案第38号、南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について報告いたします。

経済建設常任委員会に付託を受けまして、昨日、6月10日、委員会を開催し、審査を行いました。

その中で、特に負担金の額等については、その率が適切か否かを含め、さらに調査をする必要があるため、本件につきましては継続審査という結論に至りましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案につきましては、中間報告となりますので、以上で委員長報告を終わります。

—————○—————

日程第19 陳情第3号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書

○議長（井上則臣君） 日程第19、陳情第3号を議題といたしますが、お手元に配付しております陳情第3号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されておりますので、配付のみといたします。

—————○—————

○議長（井上則臣君） 日程第20に入る前に、資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（井上則臣君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

日程第20 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第20、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりでございます。報告いたします。

お手元に配付したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第21 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただ今お手元に配付のように、総務文教、経済建設、両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の2特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定をいたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、この事案につきましては、議長に委任するこ

とに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで、令和8年第2回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午後2時11分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 志 賀 美彩代

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審 議 結 果
陳情第4号	「町道志津線道路拡幅改修」の依頼	6月10日	経済建設 常任委員会 付 託
議案第32号	専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）	6月10日	承 認
議案第33号	専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月10日	承 認
議案第34号	専決処分の報告について（令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号））	6月10日	承 認
議案第35号	専決処分の報告について（南小国町介護保険条例の一部を改正する条例）	6月10日	承 認
議案第36号	南小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	原案可決
議案第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	6月10日	原案可決
議案第38号	南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について	6月10日	経済建設 常任委員会 付 託
議案第39号	南小国町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	原案可決
議案第40号	工事請負契約の締結について	6月10日	原案可決
議案第41号	令和8年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）	6月11日	原案可決
議案第42号	令和8年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）	6月11日	原案可決
議案第43号	令和8年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）	6月11日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第44号	令和8年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）	6月11日	原案可決
議案第45号	固定資産評価員の選任について	6月11日	同 意
議案第46号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第47号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第48号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第49号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第50号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第51号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第52号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
議案第53号	南小国町農業委員会委員の任命について	6月11日	同 意
報告第1号	繰越明許費の繰越計算書の報告について	6月11日	報告済み
報告第2号	令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月11日	報告済み
付託議案 陳情第4号	委員長報告 経済建設常任委員会 令和8年付託 「町道志津線道路拡幅改修」の依頼	6月11日	採 択
付託議案 第38号	委員長報告 経済建設常任委員会 令和8年付託 南小国町農業構造改善事業負担金徴収条例の 全部を改正する条例の制定について	6月11日	中間報告
陳情第3号	水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採 択を求める陳情書	6月11日	配付のみ
	議員派遣報告について	6月11日	承 認
	議員派遣の件について	6月11日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委 員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対 策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議 会運営委員会）	6月11日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和8年第2回定例会

令和8年6月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 志 賀 美彩代
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電 話 (0967) 42-1125